

文部科学省認可通信教育



学習のしおり

2025（令和7年度）

学校法人 順正学園

九州医療科学大学大学院

（通信制）社会福祉学研究科

（通信制）保健医療学研究科

学校法人 順正学園

建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に
引き出し引き伸ばし、社会に有為な
人材を養成する。

加軒





創立者 加計 勉

創立者の加計勉(1923年-2008年)は、戦後間もない広島のに立ち、原爆投下で一面焼け野原となった惨状を目の当たりにし「資源の少ない我が国を復興させるには、まず教育による人材育成が急務である。大学を目指す若者たちの一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしたい。」との思いから、建学の理念として「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」を掲げました。

また同時に、世界中の人々と友達になれば戦争なんて起こらないと国際交流を積極的に推進しました。

主な設立校等 ※については退任後の設立

●学校法人順正学園

吉備国際大学、九州医療科学大学（九州保健福祉大学）、吉備国際大学短期大学部（順正短期大学）、順正高等看護福祉専門学校、※九州医療科学大学専門学校（九州保健福祉大学総合医療専門学校）

●学校法人ゆうき学園

ゆうき幼稚園

●社会福祉法人順正福祉会

じゅんせい認定こども園、(特養)、グリーンヒル順正

●医療法人順正会

※順正会内科クリニック、※順正通所リハビリテーションセンター

●学校法人加計学園

岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、※千葉科学大学、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校、岡山理科大学附属高等学校、※千葉科学大学附属高等学校、※岡山理科大学附属中学校

●学校法人広島加計学園

英数学館小学校、英数学館中学校、英数学館高等学校

●学校法人英数学館

※広島アニマルケア専門学校、※並木学院高等学校、※並木学院福山高等学校、英数学館岡山校

●学校法人吉備高原学園

吉備高原学園高等学校

主な受賞

- ・春の園遊会（天皇陛下主催）に招待を受ける
- ・藍綬褒章を受ける
- ・高梁市より名誉市民に推戴される
- ・勲二等瑞宝章を受ける

「建学の理念と使命」

学校法人 順正学園

理事長・総長 加計 勇樹



学校法人順正学園は、昭和 42 年に創立者である加計 勉により「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもとに、岡山県高梁市に順正短期大学並びに順正高等看護専門学院が設置されたことにその端を発します。その後、平成 2 年 4 月に同じ高梁キャンパス内に吉備国際大学を開設致しまして、現在では 6 学部 7 研究科を有する総合大学へと発展しております。また宮崎市には、看護学科を有する九州医療科学大学専門学校（前：九州保健福祉大学総合医療専門学校）を設置しております。

九州医療科学大学（前：九州保健福祉大学）は、平成 11 年に宮崎県延岡市との公私協力方式により、社会福祉学部・保健科学部の 2 学部 6 学科でスタートしました。その後、マルチステージで活躍を目指す社会人を対象とした通信教育部並びに通信制大学院社会福祉学研究科・保健医療学研究科（前：保健科学研究科）を平成 14 年に開設し、時間的、地理的な要因に制限されることなく、様々な学習ニーズに応じた学習の機会を提供して参りました。

平成 15 年には質の高い薬剤師の育成を目指した薬学部を設置、平成 27 年には生命医科学部を開設し、血液成分分析や微生物検査などの各種検査を行う臨床検査技師と癌診断のスペシャリストである細胞検査士の両資格を有し、地域医療への貢献はもとより高度医療の担い手として活躍できる人材を養成しております。また、令和 2 年 4 月には、公認心理士、社会福祉士、言語聴覚士、認定心理士などの資格を有し、臨床心理学の知識をベースとして、教育・福祉・医療などの多様な現場で活躍できる人材を養成する臨床心理学部を開設致しました。そして、開学 25 年を迎えた令和 6 年 4 月から大学名称を「九州医療科学大学」に変更し、スポーツ健康福祉学科に救急救命士の養成コースと通信教育部に通信と通学の併用で学ぶことができるハイブリッドコースを開設いたしました。このように、本学はめまぐるしく変貌する我が国の多様なニーズに対応できる人材を養成するべく、常に教育内容の充実と拡充を図って参りました。

さらに本学は、開学当初より地域に根ざした大学づくりに努めており、地域に開かれた大学として公開講座、聴講制度、大学施設の開放、QOL 研究機構を中心とした産学官共同研究など、地域社会の発展に繋げるべく様々な活動にも取り組んでおります。

順正学園ではブランドステートメントとして「学生の夢を叶える学園」を掲げております。夢は生きていく上での大きな力となります。院生の皆様には、しっかりとした夢や志をもち、学生時代に友人と切磋琢磨することによって心を磨き、豊かな人間性を身に付けて頂きたいと願っております。本学園は皆さんを全面的に支援して参ります。

学長あいさつ

九州医療科学大学

学長 池ノ上 克



皆さんの入学を教職員一同、心から歓迎いたします。様々な生活環境や仕事上の都合を克服して、高度専門職業人を目指して、九州医療科学大学の大学院での研究を志された皆さんに心から敬意を表します。

医療科学系の研究には特徴があります。日頃の生活環境や医療の中で、生命や体の不思議について疑問に思う場面が数多くあろうかと思えます。そのような時に気になったことを、素直に「なぜ」と思うところから医療系の研究は始まります。疑問点を論理的に整理して科学的な論文に仕上げる作業には大変な労力とエネルギーが必要です。

九州医療科学大学の特色の一つである、通信制による大学院課程の提供は、指導者と学生間の強い信頼関係が基盤となっていて行われています。

また、各研究科ではそれぞれにディプロマ ポリシー、カリキュラム ポリシー、アドミッション ポリシーを明確にしておりそのポリシーに基づいて大学院教育課程が進められていきます。

この学習のしおりでは、社会福祉学研究科博士課程の（前期）と（後期）、および保健科学研究科博士課程（前期）と（後期）の課程概要が示されています。さらに論文審査規定も説明されており、皆さんの研究成果の達成と学位取得に役に立つ情報が盛り込まれています。よく読んで参考にして下さい。

皆さん方は異なった生活基盤の上で、それぞれの仕事の都合を付けながら大学院での研究に励み、学位取得を目指しておられるわけです。中には研究半ばでなかなか結果が出ないとか、途中で研究を進める気力がなくなりそうになる、あるいは手続きが複雑で分かりにくいなど、様々な困難に直面する場面もあろうかと思えます。本学ではそのような時に気軽に相談してもらえる、学生相談窓口を設けています。躊躇することなく、気軽に相談して下さい。

縁あって本学に入学された皆さんが、目的を達成できるよう私たち教職員は支援をしてまいります。一緒に頑張りましょう。

目 次

学校法人 順正学園 建学の理念
創立者 加計 勉
建学の理念と使命
学長あいさつ

第1章 九州医療科学大学の概要

1. 順正学園沿革	1
2. 九州医療科学大学組織図	6

第2章 通信教育の概要

1. 社会福祉学研究科	
博士（前期）課程概要	7
カリキュラム表	8
講義概要	9
博士（後期）課程概要	11
カリキュラム表	12
講義概要	13
2. 保健医療学研究科	
博士（前期）課程概要	15
カリキュラム表	16
講義概要	18
博士（後期）課程概要	26
カリキュラム表	27
講義概要	28

第3章 行事予定表

1. 社会福祉学研究科行事予定表	31
2. 保健医療学研究科行事予定表	32

第4章 学習要項

1. 教育方針	33
2. 単位修得・修了要件	37
3. 履修登録	39
4. スクーリング	41
5. 科目修了試験	42
6. 修士論文	43
7. 博士論文	50

第5章 学籍及び諸手続

1. 学生証	63
2. 休学・復学	64
3. 退学・除籍・再入学	66
4. 学生納付金	68
5. 異動の届出	69
6. 諸手続（各種証明書）	70
7. 特別郵便料金制度（第4種）	74

第6章 学習・学生生活サポート

1. 学生相談	75
2. 図書館の利用	77

第7章 諸規程

・九州医療科学大学大学院（通信制）規程	81
・九州医療科学大学学位規程	91
・九州医療科学大学大学院特別研究生規程	99
・九州医療科学大学大学院学位論文審査手数料内規	101
・九州医療科学大学大学院（通信制）納付金納入規程	102
・九州医療科学大学大学院学則（抜粋）	105

第8章 各種申請・届出様式

第9章 九州医療科学大学案内図

第10章 九州医療科学大学学歌・学園歌

I. 九州医療科学大学の概要

1. 順正学園沿革

2. 九州医療科学大学組織図

1 順正学園沿革

昭和42年(1967)	学校法人高梁学園設置認可（1月） 順正短期大学を開学（4月） 順正高等看護専門学院を開校（9月）
昭和51年(1976)	順正高等看護専門学院を順正高等看護専門学校に変更（4月）
昭和56年(1981)	オハイオ州ライト大学（米国）と教育交流協定を結ぶ（8月）
平成元年(1989)	パラナ・カトリカ大学（ブラジル）と教育交流協定を結ぶ（5月） パラナ連邦大学（ブラジル）と教育交流協定を結ぶ（6月） モホークカレッジ（カナダ）と教育交流協定を結ぶ（12月） 吉備国際大学社会学部設置認可（12月）
平成2年(1990)	吉備国際大学を開学（4月） ケープコッド・コミュニティー・カレッジ（米国）と教育交流協定を結ぶ（5月） 雲南大学（中国）と教育交流協定を結ぶ（6月）
平成4年(1992)	ハワイ大学ヒロ校（米国）と教育交流協定を結ぶ（7月） フィンドリー大学（米国）と教育交流協定を結ぶ（9月）
平成5年(1993)	中山大学（中国）と教育交流協定を結ぶ（4月） ニー・アン・ポリテクニク（シンガポール）と教育交流協定を結ぶ（11月）
平成6年(1994)	南台技術学院（台湾）と教育交流協定を結ぶ（5月）
平成7年(1995)	吉備国際大学保健科学部看護学科、理学療法学科、作業療法学科を開設（4月） 吉備国際大学社会福祉学部社会福祉学科、保健福祉学科を開設（4月） 吉備国際大学大学院社会学研究科社会学専攻修士課程を開設（4月） バージニア州シェネンドーア大学（米国）と教育交流協定を結ぶ（11月）
平成8年(1996)	ヨハネス・ケプラー大学並びにリンツ工科造形芸術大学（オーストリア）と教育交流協定を結ぶ（4月） 放送大学と単位互換に関する協定を結ぶ（6月） ダービー大学並びにサンダーランド大学（イギリス）と教育交流協定を結ぶ（7月）
平成9年(1997)	吉備国際大学大学院社会学研究科社会学専攻博士（後期）課程を開設（4月） 慶一学園（韓国）と教育交流協定を結ぶ（5月）
平成11年(1999)	吉備国際大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を開設（4月） 九州保健福祉大学を開学、社会福祉学部東洋介護福祉学科、社会福祉計画学科、臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、視機能療法学科を開設（4月）
平成12年(2000)	吉備国際大学大学院保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設（4月） 吉備国際大学社会福祉学部精神保健福祉学科、臨床心理学科、福祉ボランティア学科を開設（4月） 吉備国際大学社会学部産業社会学科をビジネスコミュニケーション学科に名称変更（4月） ハワイ州ハワイ大学（米国）と教育交流協定を結ぶ（9月）
平成13年(2001)	チュラロンコン大学（タイ）と教育交流協定を結ぶ（2月）

吉備国際大学社会学部文化財修復国際協力学科を開設（4月）
吉備国際大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程を開設（4月）

- 平成14年(2002) 仁済大学（韓国）と教育交流協定を結ぶ（1月）
ラチャスダ大学（タイ）と教育交流協定を結ぶ（2月）
吉備国際大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を開設（4月）
吉備国際大学保健福祉学科を健康スポーツ福祉学科に名称変更（4月）
九州保健福祉大学通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科を開設（4月）
九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設（4月）
金龍学園（韓国）と教育交流協定を結ぶ（7月）
鶴山学園（韓国）と教育交流協定を結ぶ（7月）
河南科技大学（中国）と教育交流協定を結ぶ（11月）
- 平成15年(2003) 稲江科技暨管理学院並びに稲江高級商業職業学校（台湾）と教育交流協定を結ぶ（3月）
九州保健福祉大学薬学部薬学科開設（4月）
九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程開設（4月）
九州保健福祉大学社会福祉学部社会福祉計画学科、臨床福祉学科3年次編入学定員各5名設置（4月）
九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科に保育士養成課程開設（4月）
- 平成16年(2004) ゲント王立美術アカデミー（ベルギー）と教育交流協定を結ぶ（3月）
吉備国際大学政策マネジメント学部知的財産マネジメント学科、環境リスクマネジメント学科を開設（4月）
吉備国際大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻修士課程を開設（4月）
九州保健福祉大学（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程、（通信制）保健科学研究科保健科学専攻博士（後期）課程を開設（4月）
九州保健福祉大学社会福祉学部社会福祉計画学科をスポーツ健康福祉学科、福祉環境マネジメント学科に改組（4月）
韓国清錫学園と教育交流協定を結ぶ（12月）
韓国市立仁川専門大学と教育交流協定を結ぶ（12月）
- 平成17年(2005) 純心教育財団（韓国）と教育交流協定を結ぶ（1月）
吉備国際大学大学院文化財保存修復学研究科文化財保存修復学専攻修士課程を開設（4月）
吉備国際大学大学院保健科学研究科保健科学専攻博士（後期）課程の開設（4月）
吉備国際大学社会学部スポーツ社会学科を増設（4月）
九州保健福祉大学総合医療専門学校開校（4月）
済州観光大学（韓国）と教育交流協定を結ぶ（6月）
驪州大学（韓国）と教育交流協定を結ぶ（7月）
育達商業技術学院（台湾）と教育交流協定を結ぶ（7月）
湖西大学（韓国）と教育交流協定を結ぶ（10月）
- 平成18年(2006) 吉備国際大学社会福祉学部子ども福祉学科を開設（4月）
吉備国際大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻博士（後期）課程を開設（4月）
吉備国際大学大学院（通信制）臨床心理学研究科臨床心理学専攻博士（後期）課程を開設（4月）
吉備国際大学大学院（通信制）国際協力研究科国際協力専攻修士課程を開設（4月）
グアム大学（米国）と教育交流協定を結ぶ（4月）
釜山情報大学（韓国）と教育交流協定を結ぶ（4月）
CMS大学（ニュージーランド）と教育交流協定を結ぶ（4月）
ボストン美術館（米国）と教育交流協定を結ぶ（10月）
瑞逸大学（韓国）と教育交流協定を結ぶ（11月）

- 平成19年(2007) 国立江原大学校(韓国)と教育交流協定を結ぶ(1月)
吉備国際大学社会福祉学部臨床心理学科を心理学部臨床心理学科として開設(4月)
吉備国際大学社会学部文化財修復国際協力学科を文化財学部文化財修復国際協力学科として開設(4月)
九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科に、臨床福祉専攻、臨床介護専攻、動物療法専攻を設置(4月)
九州保健福祉大学社会福祉学部子ども保育福祉学科を開設(4月)
九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科を開設(4月)
ニコラウス・コペルニクス大学(ポーランド)と教育交流協定を結ぶ(5月)
- 平成20年(2008) 吉備国際大学大学院(通信制)保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設(4月)
吉備国際大学大学院(通信制)知的財産学研究科知的財産学専攻修士課程を開設(4月)
吉備国際大学大学院(通信制)環境リスクマネジメント研究科環境リスクマネジメント専攻修士課程を開設(4月)
吉備国際大学政策マネジメント学部知的財産マネジメント学科・環境リスクマネジメント学科を国際環境経営学部環境経営学科として開設(4月)
九州保健福祉大学大学院(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程を(通信制)連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程と名称変更し、吉備国際大学大学院との連合研究科を開設(4月)
九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科福祉ビジネス専攻を開設(4月)
九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を開設(4月)
- 平成21年(2009) 吉備国際大学大学院(通信制)国際協力研究科を(通信制)連合国際協力研究科と名称変更し、九州保健福祉大学との連合研究科を開設(4月)
九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻を開設(4月)
フィリピン国立大学ロスバニョス校(フィリピン)と教育交流協定を結ぶ(1月)
翰林聖心大学(韓国)と教育交流協定を結ぶ(12月)
- 平成22年(2010) 学校法人高梁学園を学校法人順正学園に名称変更(4月)
吉備国際大学大学院(通信制)保健科学研究科作業療法学専攻修士課程を開設(4月)
吉備国際大学大学院心理学研究科心理学専攻修士課程を開設(4月)
吉備国際大学文化財学部アニメーション文化学科を開設(4月)
吉備国際大学大学院臨床心理学研究科を心理学研究科に名称変更(4月)
吉備国際大学大学院(通信制)臨床心理学研究科を(通信制)心理学研究科に名称変更(4月)
吉備国際大学留学生別科を開設(4月)※平成27年度廃止
九州保健福祉大学視機能療法学別科を開設(4月)
順正短期大学を吉備国際大学短期大学部に名称変更(4月)
SRHハイデルベルク専門大学(ドイツ)と教育交流協定を結ぶ(5月)
鳥山大学(韓国)と教育交流協定を結ぶ(10月)
慶南アニメーション高校(韓国)と教育交流協定を結ぶ(10月)
- 平成23年(2011) ラサール大学(フィリピン)と教育交流協定を結ぶ(1月)
吉備国際大学保健科学部を保健医療福祉学部と名称変更(4月)
吉備国際大学保健医療福祉学部社会福祉学科を開設(4月)
吉備国際大学心理学部臨床心理学科を心理学科に名称変更(4月)
吉備国際大学心理学部子ども発達教育学科を開設(4月)
国立台湾芸術大学(台湾)と教育交流協定を結ぶ(7月)
- 平成24年(2012) アンヘレス大学財団(フィリピン)と教育交流協定を結ぶ(1月)
吉備国際大学通信教育部心理学部子ども発達教育学科を開設(4月)
九州保健福祉大学大学院医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程を開設(4月)

九州保健福祉大学臨床工学別科を開設（4月）
順正高等看護専門学校を順正高等看護福祉専門学校に名称変更（4月）
順正高等看護福祉専門学校社会福祉専門課程介護福祉学科を開設（4月）
黄岡師範学院（中国）と教育交流協定を結ぶ（7月）
九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科はり師、きゅう師学校認定（11月）

平成25年(2013) 九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを開設（4月）
吉備国際大学地域創成農学部地域創成農学科を開設（4月）
吉備国際大学社会学部を社会科学部に名称変更（4月）
吉備国際大学社会科学部経営社会学科を開設（4月）
九州保健福祉大学総合医療専門学校第二鍼灸学科（夜間部）を鍼灸学科（夜間部）に名称変更（4月）

平成26年(2014) コーカサス大学（グルジア）と教育交流協定を結ぶ（1月）
グルジア演劇・映像大学（グルジア）と教育交流協定を結ぶ（1月）
トビリシ国立芸術大学（グルジア）と教育交流協定を結ぶ（1月）
グリジア行政大学（グルジア）と教育交流協定を結ぶ（2月）
吉備国際大学外国語学部外国学科を開設（4月）
吉備国際大学アニメーション文化学部アニメーション文化学科を開設（4月）
IPOL大学（ロシア）と教育交流協定を結ぶ（4月）
EACグループ（フランス）と教育交流協定を結ぶ（5月）
湖南大学外国語国際教育学院（中国）と教育交流協定を結ぶ（5月）
釜山外国語大学校（韓国）と教育交流協定を結ぶ（5月）
四川師範大学成都学院（中国）と教育交流協定を結ぶ（7月）
ハノイ貿易大学（ベトナム）と教育交流協定を結ぶ（7月）

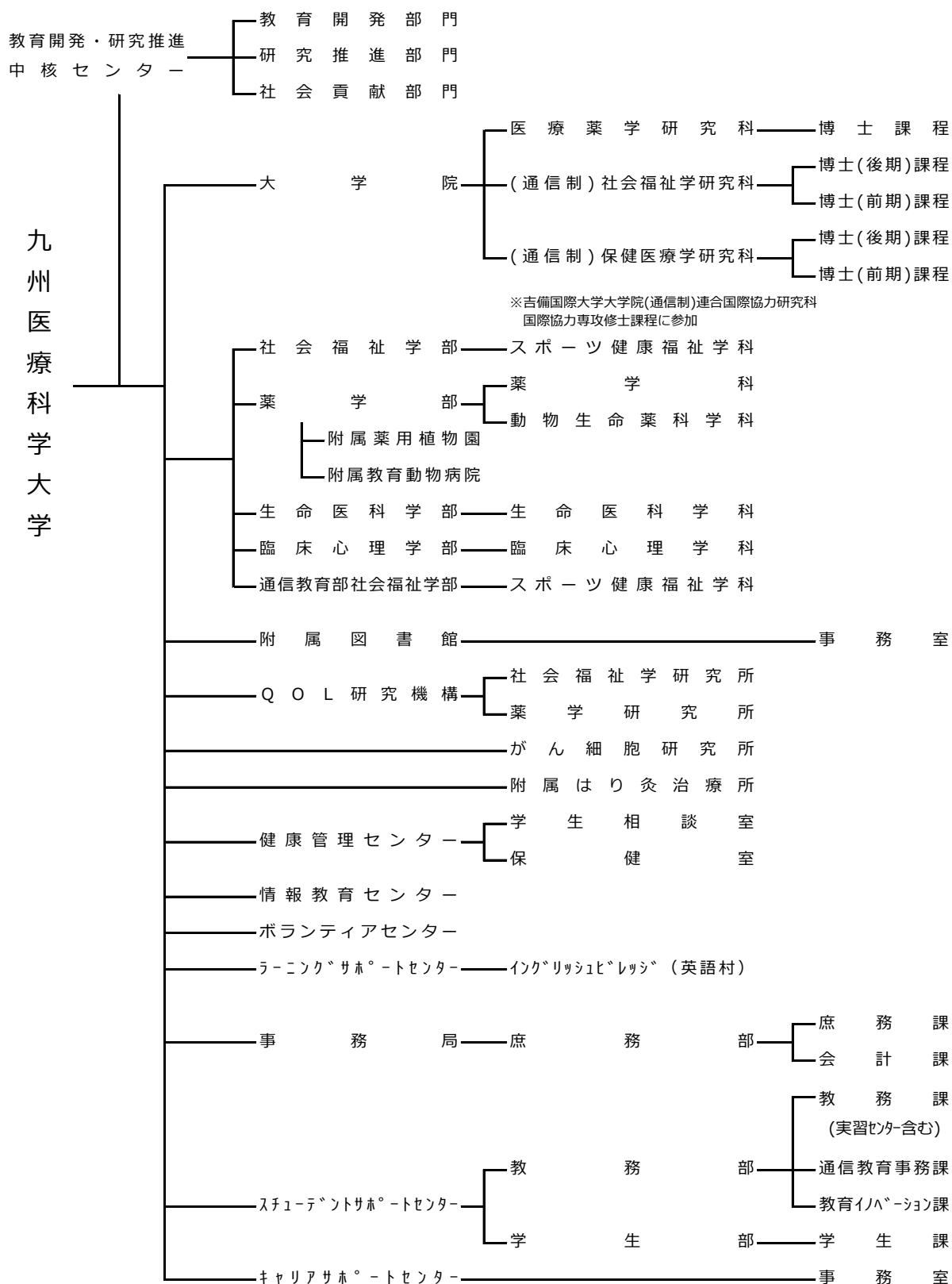
平成27年(2015) 九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科を開設（4月）
到理科技大学（台湾）と教育交流協定を結ぶ（6月）
タマサート大学（タイ）と教育交流協定を結ぶ（8月）
モンクット王工科大学北バンコク校（タイ）と教育交流協定を結ぶ（8月）
ニュージャージーシティ大学（アメリカ合衆国）と教育交流協定を結ぶ（9月）

平成28年(2016) ロシア国立アカデミー人文大学（ロシア）と教育交流協定を結ぶ（1月）
ディアン ヌスワントロ大学（インドネシア）と教育交流協定を結ぶ（4月）
ニューカレドニア大学（カナダ）と教育交流協定を結ぶ（4月）
国際大学（メキシコ）と教育交流協定を結ぶ（6月）
国際大学（エクアドル）と教育交流協定を結ぶ（6月）
ハンザ応用科学大学（オランダ）と教育交流協定を結ぶ（6月）
ロシア日本教育センター（ロシア）と教育交流協定を結ぶ（7月）
メアリー・イマキュレート大学（アイルランド）と教育交流協定を結ぶ（8月）
ハーグ応用科学大学（オランダ）と教育交流協定を結ぶ（8月）
実践大学（台湾）と教育交流協定を結ぶ（11月）
サン・ホルヘ大学（スペイン）と教育交流協定を結ぶ（11月）

平成29年(2017) ダナン外国語大学（ベトナム）と教育交流協定を結ぶ（1月）
吉備国際大学短期大学部廃止認可（1月）
吉備国際大学大学院地域創成農学研究科地域創成農学専攻修士課程を開設（4月）
タイ商工会議所大学（タイ）と教育交流協定を結ぶ（5月）
ボローニャ大学（イタリア）と教育交流協定を結ぶ（5月）
バレアレス諸島大学（スペイン）と教育交流協定を結ぶ（7月）
サイアム大学（タイ）と教育交流協定を結ぶ（12月）
ブアナ・パルジュワンガン・カラワン大学（インドネシア）と教育交流協定を結ぶ（12月）

- 平成30年(2018) 吉備国際大学地域創成農学部を農学部に変更(4月)
吉備国際大学農学部醸造学科を開設(4月)
フィラデルフィア・コミュニティ・カレッジ(アメリカ合衆国)と教育交流協定を結ぶ(5月)
ドンア大学(ベトナム)と教育交流協定を結ぶ(7月)
- 平成31年(2019) サマレアブ高等学校(カンボジア)と教育交流協定を結ぶ(1月)
ヘンサムリン・プレイロベア高等学校(カンボジア)と教育交流協定を結ぶ(1月)
オカナガン・カレッジ(カナダ)と教育交流協定を結ぶ(3月)
吉備国際大学大学院地域創成農学研究科地域創成農学専攻博士(後期)課程を開設(4月)
吉備国際大学留学生別科開設(4月)
- 令和元年(2019) ニライ大学(マレーシア)と教育交流協定を結ぶ(10月)
北京培黎職業学院(中国)と教育交流協定を結ぶ(11月)
- 令和2年(2020) 九州保健福祉大学臨床心理学部臨床心理学科を開設(4月)
- 令和3年(2021) EMBA(フランス)と教育交流協定を結ぶ(6月)
- 令和4年(2022) 龍華科技大学(台湾)と教育交流協定を結ぶ(3月)
九州保健福祉大学大学院(通信制)連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程を(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程に名称変更し、併せて(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(前期)課程に変更(4月)
- 令和5年(2023) 吉備国際大学農学部海洋水産生物学科開設(4月)
- 令和6年(2024) 九州保健福祉大学を九州医療科学大学に変更(4月)
九州保健福祉大学大学院(通信制)保健科学研究科を九州医療科学大学大学院(通信制)保健医療学研究科に変更(4月)
九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に救急救命コース、スポーツ科学コース、鍼灸健康コース、ソーシャルワークコースを開設(4月)
九州医療科学大学通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科を開設し、併せてハイブリッドコースを開設(4月)
九州保健福祉大学総合医療専門学校を九州医療科学大学専門学校に変更(4月)

2 九州医療科学大学組織図



Ⅱ．通信教育の概要

1. 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻

博士（前期）課程概要

カリキュラム表

講義概要

博士（後期）課程概要

カリキュラム表

講義概要

2. 保健医療学研究科 保健医療学専攻

博士（前期）課程概要

カリキュラム表

講義概要

博士（後期）課程概要

カリキュラム表

講義概要

1 社会福祉学研究科

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士（前期）課程

概 要

社会福祉学研究科博士（前期）課程は、平成 14 年 4 月に開設されました。今日、わが国における社会福祉の課題は多様化、深刻化し大きな社会変化をもたらしています。社会福祉にかかわる制度・政策、高齢者、障害者、児童等における諸問題が山積みとなっています。これらの課題を明確にとらえ分析し、その対応策を講じることが急務です。

社会福祉学研究科博士（前期）課程では、実践に即した高度専門職業人を育成することを目的とし、現場の社会福祉従事者に対して広く門戸を開いております。さらに現職者への再教育を行う「リカレント教育機関」としての役割も視野に入れた理論的・実践的、そして体系的なカリキュラムを構成し、提供しています。教育課程の教授にはそれぞれの領域に専門的教員を配置し、充実した教育・研究支援体制を用意しています。

開講科目

[必修科目]

社会福祉学特論

[専門選択科目]

社会福祉学特論Ⅰ

社会福祉学特論Ⅱ

社会福祉学特論Ⅲ

社会福祉学特論Ⅳ

社会福祉学特論Ⅴ

社会福祉学特論Ⅵ

社会福祉学特論Ⅶ

社会福祉学特論Ⅷ

社会福祉学特論Ⅸ

社会福祉学特論Ⅹ

社会福祉学特論Ⅺ

[総合科目]

特別研究

教育課程の編成

社会福祉学研究科博士（前期）課程では、専門的な知識と技能を有する社会福祉職業人の育成に重点を置くとともに、教育・研究者の養成を行うことを目指した教育課程の編成を行っています。

教育課程編成の特徴は、必修科目、専門選択科目、総合科目から構成されていることです。必修科目により社会福祉の基本的考え方・思想等の理論的基盤を学び、専門選択科目から専門性の高い、また、実践に即した研究方法を修得します。社会福祉では対人福祉援助技術が重要な手法になることから「行動療法論」、「生活支援技術論」を設け、「研究法・調査法」により社会福祉に関する研究方法そのものの基礎を学びます。ソーシャルワーカーにはマネジメント能力も要求されることから「施設経営論」を、さらに、「地域の中で地域から学ぶ」という視点から「地域福祉論」、「コミュニティソーシャルワーク論」を設けています。また、近年の社会的動向を踏まえ「スクールソーシャルワーク論」、「人間動物関係論」を設置しています。

これらの基本的な理論・方法論を踏まえ、統合した成果として「特別研究」を設定しています。すなわち、必要な研究指導を受けることにより理論・方法・実践、そして研究成果が得られる一貫性をもった教育課程を編成しています。

カリキュラム表

社会福祉学研究科 博士（前期）課程 2014年度 カリキュラム
（2014年度入学生～2025年度入学生）

	授業科目名	分野名	担当教員名	開講年次	単位	授業形態	必修選択
授業科目の概要	必修科目	社会福祉学特論	栗栖 照雄	1	4	T	◎
			横山 裕				
	専門選択科目	社会福祉学特論Ⅰ	行動療法論	1・2	4	T	○
			人間動物関係論				
		社会福祉学特論Ⅱ	アダプティブ・スポーツ論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅲ	研究法・調査法	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅳ	高齢者福祉論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅴ	東洋介護福祉論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅵ	地域福祉論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅶ	権利擁護論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅷ	施設経営論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅸ	生活支援技術論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅹ	スクールソーシャルワーク論	1・2	4	T	○
		社会福祉学特論Ⅺ	コミュニティソーシャルワーク論	1・2	4	T	○
	総合科目	特別研究	加藤 謙介	1～2	6	TS	◎
			川崎 順子				
			清水 径子				
			正野 知基				
			西田 美香				
			日田 剛				
			前田 直樹				
			松山 光生				
			横山 裕				
			渡邊 一平				

修了要件

必修2科目10単位、専門選択5科目20単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

T＝印刷授業科目 TS＝印刷授業と面接授業の複合科目
◎＝必修授業科目 ○＝選択授業科目

講義概要

科 目 名	講 義 概 要
社会福祉学特論	「当事者本位」「利用者本位」の視点に立ちつつ、家族、福祉施設、介護のあり方（いかにあるか）と本質（何であるか）の研究を通して社会福祉の理念を探究する。福祉現場と当事者の状況に対する理解を深め、家族（親）に関しては「当事者の視点」「親族扶養の視点」「愛の視点」から、福祉施設に関しては「当事者の視点」「保護主義の視点」「非対称性の視点」「ノーマライゼーションの視点」から、介護に関しては「自立の視点」「自立支援の視点」「介護保健の視点」から、それぞれ視点を変えながら各契機のあり方と本質を考察する。さらには、従来の福祉思想と関連づけて総合的な社会福祉理念を探究する。
社会福祉学特論Ⅰ (行動療法論)	行動療法とは学習理論を理論的背景にした心理療法である。行動療法では人間の不適応行動や問題行動は不適応的な学習によって引き起こされていると捉え、学習の原理によってそれらの修正や消去を行っていく。行動療法は実験的に確立された原理や手続きに基づいて不適切な習慣的行動を適応的にしていく科学的なアプローチであり、行動療法を理解するためには、学習理論（行動理論）はもとより、他の非科学的な心理療法との相違についても理解しておく必要がある。本科目では行動療法とその背景にある学習理論（行動理論）について学習し、社会福祉現場における行動療法的アプローチの適用について考察する。
社会福祉学特論Ⅰ (人間動物関係論)	近年、『人間と動物の関係』は、「アニマル・セラピー」「身体障害者補助犬」等、福祉・医療領域でも関心が寄せられている。しかし、社会福祉領域でも、「福祉サービス利用者のペット飼育」をはじめとする諸問題について、十分な研究・教育が進められていないため、社会福祉／『人間と動物の関係学』の双方から、正しく理解し、知見を実践につなげることが求められる。本科目では、『人間と動物の関係』の特徴・意義・課題について、特に福祉現場を中心に理解を深めることを目的としている。受講生は、関連文献の整理を通して、(1)『人間と動物の関係』に関する諸議論、(2)福祉現場における動物活用の意義と課題、を理解することを目指す。
社会福祉学特論Ⅱ (アダプテッド・スポーツ論)	厚生労働省が公表している体や心に障がいを持つ人の推計値は増加傾向にあり、社会や学校においても支援を必要としている人や子どもは身近な存在となってきた。しかし、この現状に対する理解は十分であるとは言い難い。どのような障がいがあっても、その人に合ったスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を整えることで、さまざまなチャレンジが可能となり、より豊かな社会的な交流の機会を持つことが期待できる。本講義では、手段としてのスポーツ・レクリエーションを活用するため、「アダプテッド」の意味について考察する。
社会福祉学特論Ⅲ (研究法・調査法)	よりよい支援を考察し、実践するためには、実態把握、潜在ニーズ探索、支援の効果測定・評価等を実証的、科学的に実施できる能力が必要とされる。本講義では、まず考察・実践の裏づけとなる統計学の基礎的知識を修得し、場面に応じた適切な分析方法の選択ができるようになることを目指す。次に、質的研究と量的研究の概念的理解、倫理的な配慮を伴った基本的なデータの収集法および分析法について体系的に学修する。
社会福祉学特論Ⅳ (高齢者福祉論)	高齢者福祉学を学ぶにあたって必要となるのは次の3つの柱であると考えている。すなわちⅠ高齢者の心身特性を背景とした社会的特性Ⅱ高齢者福祉社会保障施策の歴史と現状Ⅲ高齢者ソーシャルワークである。本講義ではⅠに関して高齢者虐待をⅡに関しては介護保険制度をⅢに関してはソーシャルワークにおけるケアマネジメントの位置づけを学ぶこととする。これらを通して高齢者福祉学を研究する導入としていきたい。
社会福祉学特論Ⅴ (東洋介護福祉論)	日本で紹介されている介護あるいは社会福祉思想および活動の多くは、西洋の文化を背景に、また科学的根拠をベースに構築されている。一方で、医療や福祉は、文化との密接な関係の上に構築される側面を持つ。 本講座では東洋（医学）思想の基本的概念を学習し、介護、社会福祉を東洋（医学）思想から捉えることにより、文化と密接に関連した介護福祉理念の構築を試みる。

科 目 名	講 義 概 要
社会福祉学特論Ⅵ (地域福祉論)	社会福祉計画 (social welfare planning) の方法、社会福祉問題が存在する理由、そして社会福祉問題の定義の方法。社会福祉問題解決プロセスの方法と評価の仕方。コミュニティ理論とコミュニティの重要性。地域福祉計画グループ (community welfare planning group) を設立し、情報を集め、計画を展開していく方法。地域福祉プログラム、地域福祉オーガナイズーションの展開を実行。
社会福祉学特論Ⅶ (権利擁護論)	社会福祉は、権利が侵害されている人びとへの支援の歴史とともに発展した実践、仕組み、理論である。侵害されている権利については、個別具体的な事実からその背景にある社会構造上の問題まで視野を広げる必要がある。つまり可視化された現象としての問題から、潜在している社会構造上の要因を探り、そこに権利が侵害される契機を見えるということである。本特論は社会福祉が擁護すべき権利とは何か、権利の侵害はいかにして発生するのかを、主に先行研究や文献をもとに理論的に探求することを目的とする。
社会福祉学特論Ⅷ (施設経営論)	福祉サービスの提供組織が多様化してきている今日、それらの存在意義 (独自性) を再確認する必要性が生じてきています。特に民間施設を経営する組織としての社会福祉法人が今後必要であるか否か、明確な整理が必要となってきました。
社会福祉学特論Ⅸ (生活支援技術論)	生活支援技術とは、高齢者や障害者への介護技術を指している。施設等で利用者の生活を支援する際の諸問題として介護者に何が起きているのかを理解する。生活支援技術論では、施設等でのサービスの質について考え、利用者のもつ様々な特性や生活歴等を理解し、ICF (国際生活機能分類) の視点に基づき、利用者のニーズに合った支援方法を考察する。生活の視点から支援方法を考察することで、利用者にとってよりよい生活が実現できる生活支援技術を学ぶことを目指す。
社会福祉学特論Ⅹ (スクールソーシャルワーク論)	スクールソーシャルワークは、平成 20 年度より文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」が開始されて以来、社会福祉学の新しい領域としてにわかに注目を集めている。しかしながら、スクールソーシャルワーク実践そのものは日本では平成の初めから行われており、また世界的にみれば、20 世紀初頭までさかのぼることができる。本特論では、スクールソーシャルワークの淵源を知るとともに、学校を活動起点としたソーシャルワークがどのような福祉の問題を対象とし、どのように展開されているのかを探求する。また現時点でも課題についても検討を行う。
社会福祉学特論Ⅺ (コミュニティソーシャルワーク論)	地域を基盤としたソーシャルワークでは、コミュニティソーシャルワークの展開が求められている。そこで本特論では、イギリスにおけるコミュニティケア政策の歴史的展開を踏まえ、日本におけるコミュニティソーシャルワークの理論化への動向を理解する。そのために、コミュニティケア、コミュニティワーク、コミュニティソーシャルワーク等の理論と実践の枠組みを学び、今日求められるコミュニティソーシャルワークの展開に向けた課題やあり方を探求する。
特別研究	研究を行うのに必要な手続きや方法等について、短期集中により院生を指導し、研究の成果を論文に纏める。具体的には、修士論文作成のための先行研究の指導を行う。特に文献の検索や読解力を養い、院生の思索能力向上に努める。 本講の流れとしては、事前に電子メールで研究到達度を把握し指導を行っていく。そして、面接授業時には仮説を立案し、リサーチを行う院生は調査の研究を、文献研究を考えている院生はその構想を立案・検討させる。そして、研究の進捗状況に沿って集中的に必要な指導と援助を行う。

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士(後期)課程

概 要

社会福祉学研究科博士(後期)課程は、平成14年4月に開設されました。社会福祉学分野において研究者として自立した研究活動を行う能力を養い、豊かな学識を涵養することを目的としています。

近年のわが国における社会情勢は大きな変化を示し、さまざまに多様化、複雑化、国際化、さらに深刻化しています。これらの変化は社会福祉分野にも波及し、多くの課題を産出しております。このような課題は複雑になり、また、重度化するという様相を呈していることから、高度な専門性を有した人材が求められています。

そこで、本研究科博士(後期)課程では、博士(前期)課程で目指した「専門的な研究能力を有した高度専門職業人」「リカレント教育」を発展させ、現場での業務に必要な自立した研究能力を持ち、高度な学識を備える人材を養成することを目的にしています。本課程は、社会福祉教育・研究・現場での実践などそれぞれの分野において対応・解決が求められている課題に対し、論理的、科学的に解明し、より創造的な実践へと展開することを目指します。

開講科目

[専門選択科目]

社会福祉学特殊講義Ⅰ	社会福祉学特殊講義Ⅱ
社会福祉学特殊講義Ⅲ	社会福祉学特殊講義Ⅳ
社会福祉学特殊講義Ⅴ	社会福祉学特殊講義Ⅵ
社会福祉学特殊講義Ⅶ	社会福祉学特殊講義Ⅷ
社会福祉学特殊講義Ⅸ	社会福祉学特殊講義Ⅹ
社会福祉学特殊講義Ⅺ	社会福祉学特殊講義Ⅻ
社会福祉学研究法特殊講義Ⅰ	社会福祉学研究法特殊講義Ⅱ

[総合科目]

- 社会福祉学特殊研究Ⅰ
- 社会福祉学特殊研究Ⅱ
- 社会福祉学特殊研究Ⅲ

教育課程の編成

社会福祉学研究科博士(後期)課程では、社会福祉学分野において研究者として自立した研究活動を行う能力を養い、豊かな学識を涵養し、現場での業務に必要な理論と実践的な研究能力の向上を目指す教育課程を構築しています。

社会福祉学の課題は広い分野にわたり、その解析もさまざまな立場、さまざまな視点からと多様性に富んでいます。故に、ステレオタイプの解決法や対応では賄いきれません。そこには創造的・独創的な研究方法や成果が求められます。

そこで、本研究科では以下の教育課程を編成しています。教育課程の編成は、専門選択科目、総合科目から構成されています。専門選択科目は13科目あり、「社会福祉原論」、「社会福祉思想論」、「地域福祉論」から社会福祉の基盤を学び、社会福祉の重要な技法である「コミュニティ・ソーシャルワーク論」を学びます。さらに研究を深めるための手法として、質的研究・量的研究を配しています。これらの手法は社会福祉学をより論理的・科学的に理解するために必要な科目になります。総合科目は必修であり、課題に対する解決法や対応策を体系的に構築することを目指します。

これらの科目を修得し、さらに適切な研究指導を受けることにより理論・方法、実践、そして研究成果として結実するよう一貫した教育課程を編成しています。

カリキュラム表

社会福祉学研究所 博士（後期）課程 2014年度 カリキュラム
（2014年度入学生～2025年度入学生）

		授業科目名	分野名	担当教員名	開講年次	単位	授業形態	必修選択の別	
授業科目の概要	専門選択科目	社会福祉学特殊講義Ⅰ	社会福祉原論	星野 政明	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅱ	社会福祉思想論	栗栖 照雄	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅲ	地域福祉論	川崎 順子	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅳ	コミュニティ・ソーシャルワーク論	平川 忠敏	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅴ	権利擁護論	横山 奈緒枝	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅵ	東洋介護福祉論	渡邊 一平	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅶ	精神保健福祉論	西田 美香	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅷ	児童・家族福祉論	杉原 俊二	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅸ	アダプテッド・スポーツ論	正野 知基	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅹ	高齢者健康福祉論	正野 知基	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅺ	介護福祉論	清水 径子	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学特殊講義Ⅻ	行動療法論	前田 直樹	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学研究法特殊講義Ⅰ	質的研究	加藤 謙介	１・２・３	２	T	○	
		社会福祉学研究法特殊講義Ⅱ	量的研究	正野 知基	１・２・３	２	T	○	
	総合科目	社会福祉学特殊研究Ⅰ			加藤 謙介 川崎 順子 清水 径子 正野 知基 日田 剛 前田 直樹 松山 光生 横山 裕 渡邊 一平	１	２	S	◎
		社会福祉学特殊研究Ⅱ				２	２	S	◎
		社会福祉学特殊研究Ⅲ				３	２	S	◎

修了要件

必修3科目6単位、専門選択3科目6単位以上、合計12単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

T＝印刷授業科目

S＝面接授業（面接授業における事前事後の学習を含む）

◎＝必修授業科目

○＝選択授業科目

※ 社会福祉学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、1年次に社会福祉学特殊研究Ⅰ、2年次に社会福祉学特殊研究Ⅱ、3年次に社会福祉学特殊研究Ⅲの履修をしてください。同じ年度に社会福祉学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを重複して履修することはできません。

講義概要

科 目 名	講 義 概 要
社会福祉学特殊講義Ⅰ (社会福祉原論)	社会福祉学理論の構成要因である幾つかの主要理論(主体性・共生性・権利性)の哲学的、思想的背景を、ノーマライゼーション原理との関連のなかで講述し、また戦後の社会福祉学理論や現在の社会福祉思想の検討を行い、ノーマライゼーション原理が社会福祉学の基礎原理であることを解明する。
社会福祉学特殊講義Ⅱ (社会福祉思想論)	思想とは、特定の領域における方法・理論が人間存在全体の視界の中で関係づけられ更に自己存在の中に根拠づけられているところの、言語作品を意味する。社会福祉が思想として論じられるということは、言語表現としての社会福祉が、人間存在の歴史と将来および自己の現在の使命という視点から、根本的・総合的に理解されるということである。
社会福祉学特殊講義Ⅲ (地域福祉論)	日本独自の理念として発展してきた地域福祉は、1970年代から理論化されてきた。そして、2000年の社会福祉法には地域福祉の推進が位置づけられ、さらに今日では、地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築が目指されている。つまり、地域福祉の主流化から施策化へと進んできているといえる。本講義では、これまでの地域福祉の理論的枠組みと実践の歴史的発展の経緯を再確認し、地域を基盤としたソーシャルワークを展望するあたり、地域福祉の観点から考究していく。
社会福祉学特殊講義Ⅳ (コミュニティ・ソーシャルワーク論)	福祉分野に限らず「国から地方へ」の大きな流れの中で、地域福祉分野の役割はますます重要なものになってきている。コミュニティ・ソーシャルワークの理論と実践について科学的根拠に基づいた研究を行うとともに、特に「地域でともに暮らす」という流れの中で、地域における実践的課題に対する理論的理解と分析を中心に考察を加える。
社会福祉学特殊講義Ⅴ (権利擁護論)	国際ソーシャルワーカー連盟の「ソーシャルワーカーの定義」は社会福祉教育や実践の現場で掲げられ、これを基軸に展開されている。中でも「社会正義」「権利擁護」の文語(概念)はソーシャルワークの業務の柱であり、法的根拠および支援の羅針盤として重要な要素である。わが国におけるその真の実現可能性に向けて、近年のソーシャルワークの実現場における諸課題を、権利を損なう「ジレンマ」として再考し、権利侵害や剥奪、虐待等の課題と繋げて検討することを通して、ソーシャルワーク実践における権利擁護の理論的枠組を考究する。
社会福祉学特殊講義Ⅵ (東洋介護福祉論)	介護福祉は「福祉」という非常に幅広い領域に立脚していると同時に、「介護」という専門化された知識も必要とされる分野である。そのため、社会あるいは自然という環境因子と、心身との関連性を追究する姿勢が求められる。その根源となる考え方は、心身を環境との関わりの中で認識する東洋医学思想の中に根付いていると言える。本講座では東洋医学思想に立脚した視点から介護福祉を捉えることにより、介護福祉の本質を考究することを目的とする。
社会福祉学特殊講義Ⅶ (精神保健福祉論)	我が国の精神保健福祉の歴史において、精神に障がいを抱える人々の人権は軽視され、長年の隔離収容政策は禍根を残している。さらに、高ストレス社会である現代、精神保健福祉対策の推進は喫緊の課題である。国民意識の変革や立ち遅れた精神保健医療福祉施策を改革し、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現に向けて、私達は多くの課題に取り組んでいかなければならない。本講義では、精神障がい者が歩んだ歴史を振り返りながら、精神保健福祉の原理や理念、対策について考究する。

科 目 名	講 義 概 要
社会福祉学特殊講義Ⅷ (児童・家族福祉論)	ソーシャルワーク実践においてそのほとんどで「家族」という単位を考慮に入れる。しかし、家族についての様々な視点について整理されていない場合が多い。そのために、視点を整理し、その中で社会福祉としての「家族」を把握することで、ソーシャルワーク実践への応用を検討する。特に、児童の問題を家族ソーシャルワーク（家族療法を含む）の視点から検討をすることにより、「家族」と援助のための機能を把握する。
社会福祉学特殊講義Ⅸ (アダプテッド・スポーツ論)	どのような障がいがあっても、その人に合ったスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を整えることで、さまざまなチャレンジが可能となり、より豊かな社会的な交流の機会を持つことが期待できる。本講義では、手段としてのスポーツ・レクリエーションを活用するため、「アダプテッド」の意味について考察する。さらに、障がいのある人をめぐる社会的課題を解決の方向へ導き、共生社会の実現に向けて、スポーツ・レクリエーションにどのような貢献ができるのかを考察する。
社会福祉学特殊講義Ⅹ (高齢者健康福祉論)	ヒトは加齢に伴い心身の変容をきたす。この変容は個々人により大きく異なるため表出する応答も違いが大きい。同年齢でありながら、一方では寝たきり、一方では健康で自由な行動をとる高齢者の姿がみられる。高齢者の福祉を考えるには、社会的環境の整備や心のあり方を整えることはもとより、からだの異常から解放し生きがいのある健康な生活を送る術を身につけることが不可欠である。加齢に伴うからだの変化、行動能力の変化、そして健康な生活を保持・増進するための知識を理解することは、高齢社会において必要な智恵と言える。本講義では、からだに重点を置いた高齢者の福祉について考察する。
社会福祉学特殊講義Ⅺ (介護福祉論)	介護は、高齢者や障がい児者などの利用者を全人的（holistic）にとらえる福祉の観点から、具体的な生活障害の克服や軽減をめざした機能を有する活動であることから、必要な知識も多岐にわたる。介護福祉の専門性は、人間と生活の理解、観察力、介護計画の展開と評価力、相談・助言の能力、緊急及び終末期のケア、関連職種とのチームケア能力、スーパービジョンとアドミニストレーションがあるといわれている。本講義では、介護福祉実践を論理的かつ科学的な観点からとらえることを目的とする。
社会福祉学特殊講義Ⅻ (行動療法論)	近年、心理臨床の分野ではエビデンスベーストの行動療法、応用行動分析、認知行動療法が積極的に行われており、これらの心理的アプローチを理解するためには、できる限り多くの研究論文に目を通し、それらの内容をまとめておく必要がある。本科目では最新の不登校研究を通して、エビデンスに基づいた行動療法的アプローチの内容を考察していく。
社会福祉学研究法特殊講義Ⅰ (質的研究)	質的研究法とは、事象の具体性に即した手法で、観察や面接によって得られたデータに基づく経験科学的なもので、非計量的なアプローチをいう。具体的には、実験的研究状況を設定しないで、観察や面接を重視し記録を作成し、主に質的データである記録に基づいて分析をするもので、記録以外の得られた資料も総合して分析する。こうしたアプローチの基礎的方法について考える。
社会福祉学研究法特殊講義Ⅱ (量的研究)	よりよい支援を考察し、実践するためには、実態把握、潜在ニーズ探索、支援の効果測定・評価等を実証的、科学的に実施できる能力が必要とされる。本講義では、考察・実践の裏づけとなる量的調査・研究に関するデータの基本的な統計分析法（量的データ解析の基礎、回帰分析、分散分析、因子分析等）について学修する。受講生は、実際に統計ソフトを使用して配布されたデータを分析、結果をレポートしながら量的データの統計分析法の修得を目指す。
社会福祉学特殊研究Ⅰ	本研究は、各院生が研究活動を行うために必要な研究の手続き、方法、研究活動の過程などの指導を含め、各院生が提示した特化した研究課題に対応した研究指導を個別的・継続的に行う。さらに研究の進捗状況に応じた指導を行いながら、論文作成に関する具体的な助言・指導、また博士論文作成にいたる個別指導を行う。
社会福祉学特殊研究Ⅱ	
社会福祉学特殊研究Ⅲ	

2 保健医療学研究科

保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士（前期）課程

概 要

保健医療学研究科博士（前期）課程は、保健科学を基盤として2002（平成14）年に開設されました。以来、多数の保健医療系高度専門職業人や研究者を輩出しています。また、キャリアアップや高度な資格取得を目指す学生の支援も行っています。

現在、我が国における高齢化の急速な進展がもたらす社会変化は、保健医療領域においても重要な課題となっており、これらの課題を解決するため様々な対応がとられています。中でも高齢者・障がい者の疾病等の重度化、複雑化の解決のために、より高度な専門性と指導力を備えた人材の育成が急務となっています。

保健医療学研究科博士（前期）課程では、リサーチマインドを備えた高度な専門現職者の養成を目的として、また社会人に対する生涯教育の一環として広く門戸を開いています。特に保健医療に従事する現職者に対する最新の知識・技術の習得に加えて、検査・治療・援助に関する理論的・実践的視点を踏まえながら体系的に学習するためのカリキュラム構成を図っています。さらに、より高度な実践能力を修得させるため、各領域に関する専任教員による充実した教育・研究サポート体制を整えています。

開講科目

〔共通必修科目〕

保健科学特論 保健医療情報解析学特論

〔共通専門選択科目〕

発達保健学特論 成人・老人保健学特論 精神保健学特論 形態学特論 生体機能学特論

〔分野別専門選択科目〕

保健医療技術学特論Ⅰ	保健医療技術学演習Ⅰ
保健医療技術学特論Ⅱ	保健医療技術学演習Ⅱ
保健医療技術学特論Ⅲ	保健医療技術学演習Ⅲ
保健医療技術学特論Ⅳ	保健医療技術学演習Ⅳ
保健医療技術学特論Ⅴ	保健医療技術学演習Ⅴ

〔総合科目〕

保健科学特別研究

教育課程の編成

保健医療学研究科博士（前期）課程では、本学において日々集積されている研究データや臨床例の資料等を用い、検査・治療・援助に関する最新の情報を教授することで、より高度な学問体系の構築と技能の修得を行っていきます。教育課程の編成における特徴は、大学院学生が履修しやすいように、共通必修科目、共通専門選択科目、分野別専門選択科目、総合科目の4群構成とし、保健医療の基礎から段階的に専門領域に進むように工夫していることにあります。履修方法としては、まず共通必修科目である保健科学特論及び保健医療情報解析学特論を履修し、保健医療学研究に関する方法論についての認識を深めてもらいます。同時に各々の研究内容に応じて、共通専門選択科目である発達保健学特論、成人・老人保健学特論、精神保健学特論、形態学特論、生体機能学特論により学際的な学修を行います。更に分野別専門選択科目では、保健医療技術学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、保健医療技術学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに分けられ、保健医療学各領域における専門的な知識・技能の修得に努め、学修を深めて行きます。総合科目はいわゆる修士論文に該当するもので、2年間を通してじっくりと臨床実践等での研究課題について総合的視点からの研究を行います。

特に学位論文の作成においては、各々の指導教授により、学位論文のテーマに関する文献の紹介やスクーリング等を利用した対面指導、論文作成の進捗状況に合わせたメールやWEB会議での個別指導を行うことで、個々の関心事項を明確にし、それぞれの能力を引き出し、引き伸ばすための指導・助言を行います。保健医療学研究科では、このような教育課程の編成により、自己の専門分野の実践的な理論と高度な技能が体系的に修得できるよう科目構成がなされています。

カリキュラム表

保健医療学研究科 博士（前期）課程 2015年度 カリキュラム

（2015年度入学生～2025年度入学生）

		授業科目名	分野名	担当教員名	開講 年次	単位	授業 形態	必修 選択
特論科目	共通必修科目	保健科学特論	医療衛生学	池脇 信直	1	4	T	◎
			QOL学	福本 安甫				
			心身障害学	（不開講）				
			生命倫理学	前田 和彦				
		保健医療情報解析学特論	生体機能検査情報学	西森 誠				
			医療ネットワーク情報学	竹澤 真吾				
			安全情報管理学	戸畑 裕志				
			医療統計学	吉武 重徳				
	共通専門選択科目	発達保健学特論	遺伝学	園田 徹	1・2	4	T	○
			コミュニケーション発達学	中村 真理子				
		成人・老人保健学特論	呼吸・循環機能老化学	吉武 重徳	1・2	4	T	○
		精神保健学特論	精神医学	矢花 芙美子	1・2	4	T	○
		形態学特論	器官形態・組織病理学	近藤 照義	1・2	4	T	○
			細胞制御生化学	野村 創				
			分子病理学	宮本 朋幸				
			分子遺伝学	三苫 純也				
		生体機能学特論	臨床免疫学	池脇 信直	1・2	4	T	○
			感染症学	鬼塚 信				
			感染病態・治療学	明石 敏				
			再生医療学	近藤 照義				
			細胞治療学	三苫 純也				
			iPS細胞・幹細胞応用医学	薬師寺 宏匡				
			動物生理学	橋本 美穂				
	分野別専門選択科目	保健医療技術学特論Ⅰ	小児発達学	園田 徹	1・2	4	T	○
			運動学	（不開講）				
			作業療法学	福本 安甫				
		保健医療技術学特論Ⅱ	聴覚機能学	（不開講）	1・2	4	T	○
			摂食・嚥下機能学	中村 真理子				
		保健医療技術学特論Ⅲ	QOLデータ解析学	池脇 信直	1・2	4	T	○
			データサイエンス医工学	竹澤 真吾				
			医療データ分析学	中村 真理子				
			臨床検査データ解析学	野村 創				
			ゲノムデータ分析学	三苫 純也				
		保健医療技術学特論Ⅳ	医療機器安全管理学	戸畑 裕志	1・2	4	T	○
			医用治療機器学	右田 平八				
			生体機能代行装置学	吉武 重徳				
			感染制御・治療学	渡辺 渡				
		保健医療技術学特論Ⅴ	細胞生理生化学	野村 創	1・2	4	T	○
			分子細胞病理学	宮本 朋幸				

		授業科目名	分野名	担当教員名	開講 年次	単位	授業 形態	必修 選択
演習科目	分野別専門選択科目	保健医療技術学演習Ⅰ	小児発達学	園田 徹	1・2	4	T	○
			運動学	(不開講)				
			作業療法学	福本 安甫				
		保健医療技術学演習Ⅱ	聴覚機能学	(不開講)	1・2	4	T	○
			摂食・嚥下機能学	中村 真理子				
		保健医療技術学演習Ⅲ	QOL データ解析学	池脇 信直	1・2	4	T	○
			データサイエンス医工学	竹澤 真吾				
			医療データ分析学	中村 真理子				
			臨床検査データ解析学	野村 創				
			ゲノムデータ分析学	三苫 純也				
		保健医療技術学演習Ⅳ	医療機器安全管理学	戸畑 裕志	1・2	4	T	○
			医用治療機器学	右田 平八				
			生体機能代行装置学	吉武 重徳				
			感染制御・治療学	渡辺 渡				
		保健医療技術学演習Ⅴ	細胞生理生化学	野村 創	1・2	4	T	○
			分子細胞病理学	宮本 朋幸				
総合科目	保健科学特別研究		明石 敏		1～2	6	T S	◎
			池脇 信直					
			鬼塚 信					
			園田 徹					
			竹澤 真吾					
			戸畑 裕志					
			中村 真理子					
			野村 創					
			橋本 美穂					
			前田 和彦					
			右田 平八					
			三苫 純也					
			宮本 朋幸					
			吉武 重徳					
			渡辺 渡					

修了要件

保健科学特別研究を含む必修3科目14単位、共通専門選択2科目8単位以上、分野別専門選択2科目8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

T＝印刷授業科目

T S＝印刷授業と面接授業の複合科目

◎＝必修授業科目

○＝選択授業科目

講義概要

科目名	講義概要
保健科学特論 (医療衛生学)	医療衛生学では個人や人間集団の健康を保持するための予防医学、健康科学の概念を学習する。具体的には医療現場における特定の集団の健康管理の意義、対人保健活動を通しての予防対策、ならびに医療経済に関する包括的な知識について学ぶ。また、本分野では予防医学の体系化に必要な遺伝子（DNA/RNA マイクロアレイ解析）、タンパク異常（プロテオーム解析）に関わる臨床検査の概要についても学習する。さらに、物事を科学的な視点で捉える生命科学としての医療衛生学の位置づけについても考察を加える。
保健科学特論 (QOL学)	保健科学領域におけるリハビリテーションの視点から、研究活動の基礎的態度を養うことを目的として開講する。特に、リハビリテーションが実践科学であることから、研究における論理性や普遍性をもたせることが難しい領域でもある。このことを踏まえながらどのように科学性をもせるかを考える機会にしたい。特に、人が人らしく生きていくことを究極の目標とするリハビリテーションでは、生きる視点をどのように設定するかが大きな課題でもある。ここでは QOL (Quality of Life) に視点をおいて理論づけしていきたいと考える。なお、リハビリテーションの研究対象が幅広いことから、指定された教科書以外に関連文献を読んで、課題に対する自分なりの考え方を必ず作っていくよう心がけて欲しい。
保健科学特論 (心身障害学)	心身障害学とは障害科学であるといえる。障害科学とは、「障害」に関わる近年の社会状況に新しい枠組みで対応することを鑑み、障害当事者と社会全体に貢献できる、教育学的・心理学的・生態学病理的・福祉学的な理論、実践、臨床に関する学問の総体といえ、学際的な学問である。リハビリテーションの分野でも、このような発想が求められ、リハビリテーション連携科学が発展しつつある。リハビリテーション連携科学は、サービス利用者の立場に立ち、リハビリテーションの各分野間、各種専門職種間、関係機関の連携を確立、促進するための理論や実践をまとめる科学である。そのひとつの鍵が、当事者性である。この当事者性を具現化したものが、セルフヘルプグループといえる。本特論では、リハビリテーション連携に果たすセルフヘルプグループの役割について考察し、セルフヘルプグループの研究的課題を把握することを目的とする。
保健科学特論 (生命倫理学)	「生命倫理学」は、現在の医学、医療の研究はもちろんのこと、すべての研究分野や社会環境において必要な領域となっている。すなわち、「生命倫理学」は様々な学問研究の基礎であるといえる。この科目では、諸学問においての生命倫理的な問題を抽出し、それを理解し、倫理観(研究倫理)をもってこれからの大学院での研究を行うことができるようになることを目標とする。
保健医療情報解析学特論 (生体機能検査情報学)	生体機能検査に関わる領域は広範囲におよび、かつ情報量も膨大である。保健医療の分野でも、これらの情報から必要とする情報を的確に収集し、最も効果的な方法で解析することは必須のスキルである。本特論ではデータベースおよびバイオバンクからの情報収集の方法および得られた情報を解析する基本的な方法を習得する。
保健医療情報解析学特論 (医療ネットワーク情報学)	医療現場におけるコンピュータの活用には、患者検査データ管理・統計処理による治療方針の決定、治療装置のネットワーク化による装置、治療条件の一元管理、カルテの電子化と保険請求の自動化、医師ネットワークの活用による治療の最新情報共有化などがある。その中で、本分野ではおもにカルテの電子化を中心としてシステムの現状、その活用方法、利点と欠点についてレポートをまとめ、各自なりの意見と今後のあるべき姿を明確にする。病院、クリニック勤務者の場合には自施設でのシステムを調査するなど、極力現場に即して役立つ内容のレポート課題とする。

科目名	講義概要
保健医療情報解析学特論 (安全情報管理学)	医療の高度化に伴い医療事故が多発している。その背景要因としては、安全管理の立ち後れ、危機管理意識の欠如、対象疾患・対象患者の拡大、仕事、労働内容の変化、医学教育・医学研修の不備、社会・経済体制の変化などが指摘されている。医療事故の多発分野としては、手術、麻酔、化学療法、救急医療、集中治療、産科、輸血、移植、などの部門や、さらに新しく導入された治療法、院内感染、医療機器関係などに原因することが多い。また、経験の少ない医療スタッフや、新しく導入された技術などに関係して医療過誤が生じやすい。これら医療事故防止のためには、まず、事故内容の把握や対処方法など情報管理が必要である。本講座では、医療における安全情報の活用について理解を深める。
保健医療情報解析学特論 (医療統計学)	母集団がありそこから抽出した対象から得られるデータは正規分布することが望ましいが、こと臨床医学系のデータは正規分布することはむしろまれである。今日では優れた統計手法パッケージを入手して解析が可能であるが、適合した統計手法を習熟し仮説を証明して説得するためには多くの交絡因子やバイアスがあり、これをうまく統計学的手法で処理をしていくことが必要である。 ここでは提示された論文（英語）を精読して研究デザインや統計処理とその限界を学ぶ。
発達保健学特論 (遺伝学)	生殖医学や周産期医学の発展にともない、低体重児の出生数や神経学的後遺症をとまう児の数が増加しています。新生児の死亡原因のなかでは、感染症をおさえて先天異常が1位をしめています。個々の先天異常は発生頻度が低い、種類が多いのが特徴です。一方、障がいをもったこどもではなく、健康なこどもを少なく産んで、育てようとする動きもあります。そこには、医学的、倫理的問題がふくまれます。そこでこの科目では、これらの問題についての課題をまとめます。
発達保健学特論 (コミュニケーション発達学)	乳幼児期の経験はその後の成長発達と成人後の人生を規定する度合いが大きいといわれている。本講義では、乳幼児期に焦点をあて主要な発達理論に基づきその発達過程と発達課題について学ぶとともに発達の測定方法についても理解する。さらに、乳幼児期の発達のなかで特に言語発達に焦点をあて、言語発達について学習を深め、言語・コミュニケーション能力の評価方法について理解する。
成人・老人保健学特論 (呼吸・循環機能老化学)	加齢に伴う主要臓器（循環器、呼吸器、代謝内分泌臓器）の障害をここでは取りあつかう。加齢に従い、各種の臓器機能は低下していくが、その過程が、急性、亜急性そして、多くは慢性といった経過をたどる。その中で、代償的機転が作用して維持していくこともある。その変化は徐々に認められることも多く次の診断、次の治療を必要とするのかを考えることが、個人、家族、社会、医療経済を含め重要となってくる。個々の臓器障害が生じていく段階で、加齢に伴い、個人、家族、社会、医療経済にあたるインパクトを学ぶ。
精神保健学特論 (精神医学)	精神症状の正確な把握は治療・リハビリテーション・介護を行う上で極めて重要なことである。そこで以下の課題を行う。 ①医師同様に各立場の診断ができるようにする。 ②診断と治療は切り離すのではなく、一体という理解をできるようにする。 ③精神科医が病態をどのように診断し、どう治療するかを理解を深める。 ④治療を効果的にする為に、治療に加わるスタッフ（家族も含む）は全員が協力的、協調的であることが必要である。 どのようにすれば協力的、協調的にしてゆけるかを学ぶ。 ⑤治療者の技術を向上させる為に、治療者自身の自己理解を深めるようにする。絶えず治療技術の向上と援助技術の向上に向けて努力し続ける人材育成を目指す。 ⑥加えて、精神予防学についても講義する。

科目名	講義概要
形態学特論 (器官形態・組織病理学)	解剖学は人体の正常な構造を学ぶ学問であるが、構造と機能は極めて密接な関係にある。また、解剖学的基礎知識は病態生理を理解するうえでも重要である。そこで、本分野では人体の構造を肉眼解剖学的・組織学的観点から把握し、人体の構造と機能・病態生理との関連性を学習する。
形態学特論 (細胞制御生化学)	免疫は、外部から侵入した病原体や体内で発生したがん細胞を、異物と見なして攻撃し、体から排除する仕組みである。生体内の二系統の免疫系のうち、自然免疫は、異物と最初に対峙する第1段階で、体内をパトロールする免疫担当細胞が、非自己と見なした異物を見つけて攻撃する。自然免疫系を構成する好中球やマクロファージが異物を食べ、ナチュラルキラー（NK）細胞は病原体に感染した細胞や発生したがん細胞を直接攻撃する。併せて、攻撃すべき異物の情報を免疫の第2段階である獲得免疫系へと伝えることも行っている。獲得免疫系細胞においては、樹状細胞（DC）がヘルパーT細胞やキラーT細胞に、異物の目印となる成分の情報を伝えることで免疫系の反応が成立する。本科目では、このような免疫系における細胞間の情報伝達に焦点をあて、そこで機能する各細胞の生物学的特性や細胞間相互作用について網羅的に理解する。
形態学特論 (分子病理学)	本科目では人体の特定の部位ががん化した時の形態について理解する。同じ部位にできるがんでもがんの組織型によって形態が異なることを理解する。さらに病理・細胞診検体を用いた個別化医療に役立つ検査についての英文文献を読み、形態学との関連性について理解を深める。
形態学特論 (分子遺伝学)	2003年にヒトゲノムが解読され、様々な病気についてその原因遺伝子の特定がされて、それが病気の治療にも生かされる時代になってきた。本講では、遺伝性疾患と原因遺伝子についての英語論文を検索し、内容を理解することを目指す。
生体機能学特論 (臨床免疫学)	免疫とは自己と非自己（異物）を識別し、非自己を排除する生体防御機構である。非自己は抗原と呼ばれ、微生物、花粉、癌細胞、他人の細胞や臓器などがある。免疫はこれらの抗原を抗体や補体を中心とした液性免疫、および白血球（リンパ球）を中心とした細胞性免疫によって排除し、生体の恒常性を維持している。本分野では、加齢と免疫、ストレスと免疫、感染免疫、癌（腫瘍）免疫、アレルギー、免疫不全症、自己免疫疾患、移植免疫など、臨床免疫学に密接に関わる免疫反応を例にあげ生体の防御機構について学習する。
生体機能学特論 (感染症学)	近年、グローバル化に伴い世界ではエボラ出血熱あるいは新型インフルエンザ等様々な感染症の脅威にさらされている。また、我が国においても様々な感染症の流行が確認されている。例えば、結核等過去の病気と考えがちな感染症が蔓延しつつある。一方で、最近まで治療が困難であったC型肝炎肝炎等は医学の発達により、ほぼ根治可能となりつつある。本講では、このような感染症の実態と予防、最新の治療法を学習する。
生体機能学特論 (感染病態・治療学)	感染症は各種の病原体による疾患である。そのなかで、細菌、真菌、ウイルスを原因とした呼吸器疾患に重点をおいて学修する。呼吸器感染症の各種の病原体を知り、その感染による病態（臨床）並びに病理学的特徴を学修する。さらに、それぞれの感染症の治療薬、それらの作用機序並びに耐性機序についても学修する。病原微生物を科学的に理解し、それを職場や日常生活の中で科学的な見地から活用できるようになることを目標とする。
生体機能学特論 (再生医療学)	近年の幹細胞研究の飛躍的な進歩に伴い、幹細胞を用いた組織及び臓器再生の可能性が期待され、皮膚や骨などでは実用化されつつある。幹細胞を用いて失われた細胞を補う細胞補充は、体外から細胞を移植して持ち込む手法と、もともと臓器内に存在する内在性幹細胞を用いる手法とに区分される。本講義では再生能が弱いと考えられている中枢神経系と腎臓における内在性幹細胞の存在やそれらの組織及び臓器再生への関与について学習する。

科目名	講義概要
生体機能学特論 (細胞治療学)	細胞を用いた治療は既に造血肝細胞移植等で実際の医療現場に活用されている。また、iPS (人工多能性幹) 細胞の発見・樹立により従来では行うことが事実上不可能であった疾患の治療に対しても細胞治療の適用範囲は広がるものと予想される。本講義ではこれまで医療現場で行われてきた細胞治療に端を発し、現在臨床応用が検討されている細胞治療や、その応用についても解説を加え、臨床応用への応用を念頭に置いた基礎研究についての理解を深めることを目標とする。
生体機能学特論 (iPS 細胞・幹細胞応用医学)	iPS 細胞は従来、細胞の分化は一方向であり逆には進まないと言われていた常識を覆した驚異的な細胞である。iPS 細胞は多能性を持ち、様々な種類の細胞の分化可能であることから再生医療への応用が期待されている。しかしながら iPS 細胞には様々な問題があり、その医療応用は容易ではなく、現在も活発な研究が行われている。本講義では iPS 細胞発明の背景、細胞の初期化と iPS 細胞を誘導する方法の変遷、iPS 細胞をはじめとする幹細胞の医療や薬品開発への応用等について学習し、理解を深めることを目標とする。
生体機能学特論 (動物生理学)	医学的知識の多くは、実験動物であるラットやマウスを用いた研究データを基盤としている。生体機能学特論では、これらの動物の恒常性制御機構として生物リズムや睡眠、摂食行動、性行動、ストレス応答等の制御系について学ぶ。特に神経内分泌系による調節系の理解を主軸として自律神経系や末梢臓器から分泌されるホルモンとの関係についても学び、生体機能調節の統合的理解を目指す。また、動物生理学関連の学術論文の読解を通して、実験の組み立て方や実験手法、論文の書き方等の基本的知識を習得する。
保健医療技術学特論Ⅰ (小児発達学)	精神遅滞児は知的能力の障がいのみではなく、大脳皮質の障がいの広がりによって、さまざまな基本的心理特性のほかにも、身体機能の障がいをともなうことが多い。そのために、精神遅滞児の生活指導や訓練、教育にあたってはこれらの理解なしには効果をあげることは困難です。精神遅滞児の養育や訓練、教育に欠かせない基本的心理特性と日常の健康管理に必要な医学的事項についての理解をすすめることを目的とします。
保健医療技術学特論Ⅰ (運動学)	身体障害分野のリハビリテーションでも特に筋骨系疾患の運動療法には、運動器の筋や関節に対する詳細で深い理解が必須となる。本講義では、テキストを軸としていくつかの参考文献をあたり、興味のある関節の運動についてまとめることで理解を深めてゆき、運動器理解のための学習の端緒とするものである。
保健医療技術学特論Ⅰ (作業療法学)	リハビリテーションは「障害の学問」でもあることから、適切なりハビリテーション技術の提供は障害に対する正しい知識に基づいて実践されることになる。本科目においては、障害を客観的・科学的に把握し説明することを目的として、ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) に基づく障害の構造化に取り組んでみたいと考える。また、大学院での学習として研究態度の養成が必要となることから、QOL との関係から障害の構造化に対する検証方法についても学ぶ機会にしたいと考える。なお、レポート作成にあたっては研究論文作成の準備と位置づけて、必ず関係文献を読んで自分の意見として適切にまとめるよう心がけて欲しい。
保健医療技術学特論Ⅱ (聴覚機能学)	単独または発達障害に合併して生じる聴覚の問題について理解を深めることがねらいである。小児聴覚障害の症状・特徴、原因、評価・診断の基礎を学習した上で、聴覚の発達、新生児聴覚スクリーニング、母子支援プログラムを取り上げ、専門的知識と臨床的対応について学ぶ。まず、近年の研究で明らかになった胎児期および乳幼児期の聴覚の発達について整理する。次に、自動 ABR や OAE による新生児聴覚スクリーニングの現状について理解を深める。これらの学習を踏まえて、乳幼児期の母子支援プログラムについて検討し、小児聴覚障害の臨床および研究に携わる専門家の役割について考察する。
保健医療技術学特論Ⅱ (摂食・嚥下機能学)	食事は本能的行動の一つであり、食べる機能 (摂食・嚥下機能) を維持するということは医療のなかでも重要な治療項目である。治療を行うためにはまず口腔の働きや飲み込む動作を理解することが必要となる。本講座は摂食・嚥下機能、摂食・嚥下障害に対する理解を深めることを目的としている。

科目名	講義概要
保健医療技術学特論Ⅲ (QOL データ解析学)	近年、EBM (evidence-based medicine) で理論付けられた医療行為の評価で最も意義のある尺度として、QOL (quality of life) のデータが注目されている。本講義では、QOL とは何か、QOL の歴史的背景、どのように QOL のデータを解析するのかなど、質問票の作成法からデータ解析の実際までを学習する。また、疾病予防の3段階 (1次予防・2次予防・3次予防) における QOL のデータ解析を紹介するとともに、QOL データ解析学とデータサイエンスとの関連性についても学習する。
保健医療技術学特論Ⅲ (データサイエンス医工学)	本特論では、医療分野において早急に普及させなければならないデジタル化に関して、調査、具体例の提示、今後取りうる方策について議論する。デジタル化では検査データの活用が一般的だが、AI まで範囲を広げると疾病の治療方法や日々の生活までもがデジタル情報として取り込まれ、最適な治療や日常生活がおくれるようになる。現状でどの程度のデジタル化が試みられているのか、さらに近未来にはどこまで実現し、治療形態がどのように変化するのかを考える。
保健医療技術学特論Ⅲ (医療データ分析学)	医療データ分析とは様々な手段で取得・蓄積した症例データを解析することである。従来の医療では、患者個人に対する治療効果や副作用の個人差を十分に予測することができず、画一的な医療が行われるのが一般的であった。この個人差を的確に予測した、正確な医療を行うという試みに重要となるのが医療ビッグデータの解析である。大規模なデータを有効に解析し、「大きな治療効果が期待できるサブグループ」を同定することが、個人の特性に応じた治療法の確立のために重要となる。本講義では症例データ解析について実例を挙げて説明する。
保健医療技術学特論Ⅲ (臨床検査データ解析学)	臨床検査から得られるデータは日常診療における様々な診断において活用されている。その診断の信頼性は、臨床検査データの品質に左右されることになり、各検査データの特性を把握し、検体採取からデータ提供に至る各過程において品質保証のための方策を実践することが重要である。本科目では、臨床検査の品質保証のために実践される「精度管理」を学習対象として、精度管理に必要な項目・条件、手法、考え方など、様々な観点から精度管理についての理解を深めることを目標とする。
保健医療技術学特論Ⅲ (ゲノムデータ分析学)	サンガーシーケンシング法に加えて次世代シーケンシング法 (Next Generation Sequencing; NGS) が一般的となり、個人の全ゲノム配列でさえ短期間で得られる Whole Genome Sequencing (WGS) が行なわれるようになってきた。これにより、これまで以上に個人のゲノムデータをもとに個別化医療 (Personalized Medicine) や高精度医療 (Precision Medicine) といわれる先進医療が進んでいくことになる。 本特論では、Precision Medicine をもたらす基礎的な生命科学技術であるシーケンシング法をはじめとする様々な手法について、その原理、利点、欠点等を把握することを目的とする。
保健医療技術学特論Ⅳ (医療機器安全管理学)	医療において診断監視装置、治療機器などの医療機器の進歩はめざましいものがあり治療効果をあげている。これらの医療機器は、各々単独で使用する場合は、安全性に関する問題は少ないものの、複合的に使用すると相互干渉を起こし、トラブルが発生し最悪の場合は患者へ被害を与えることとなる。医療機器を安全に使用するためには、それぞれの機器の特性、使用環境、使用方法などをシステムとして検討する必要がある。本講義では、医療機器を使用する上での環境についての安全性に対し理解を深めることとする。
保健医療技術学特論Ⅳ (医用治療機器学)	医用治療機器が特段に進歩し、スイッチの on-off だけで治療が完結する装置が現実味を帯びてきた。しかし、患者への治療は医師のみの裁量であり、コ・メディカルに許された行為ではない。医師の指示の下に医用治療機器を操作できる ME の立場から、本邦における “Physician Extender” としての資質とは何かを医用治療機器を通じて考察する。大学院での教育と臨床トレーニングによって不変である医師の監督下 (under the supervision of physician) での治療行為の有り方についても議論を深める。

科目名	講義概要
保健医療技術学特論Ⅳ (生体機能代行装置学)	人体の持つ生理的機能を医療機器を通して補い、代行することで、QOLの改善が望めることが大きな利点であると共に、各臓器を完全に代行するには至らないための欠点が現時点では存在する。またその対面には、移植医療というのが存在する。ここでは、生体機能代行装置についての総論として、関連文献(英語)を通読し、その歴史的背景から、現在、未来からの観点より、臨床工学技士というプロフェッショナルとしてどうあるべきなのかを、学習していく。
保健医療技術学特論Ⅳ (感染制御・治療学)	医療技術の進歩に伴い、生体機能代行装置などの医療機器はその性能の飛躍的な向上と共に高度・複雑化してきている。このような医療現場に人の流入が盛んになるにつれて、様々な感染症が持ち込まれるリスクが高まってきており、医療機器への病原微生物のコンタミネーションを防ぐ重要度は非常に高い。本講義では、医療機器の構造上や動作上での感染リスク低減へのクリティカルポイントをディスカッションするとともに、院内感染対策全般についての解説を行っていく。
保健医療技術学特論Ⅴ (細胞生理生化学)	自然免疫とは、細菌や原虫、ウイルスなどの病原体を認識するパターン認識受容体群によって始動され、炎症反応や獲得免疫応答へと誘導する、生まれながらの(自然)防御システム(免疫)である。本科目では、自然免疫応答を構成する因子群や影響を受ける関連分子群を学習対象として、自然免疫系の分子メカニズムについて包括的に理解する。特に炎症性サイトカインは自然免疫応答の重要な構成因子であることから、自然免疫系の作用メカニズムにおける炎症性サイトカインの生物学的特性を様々な観点から検討することで自然免疫系を構成する分子群を理解する。
保健医療技術学特論Ⅴ (分子細胞病理学)	癌研究を進めるに当たっては、癌に関連する基礎的知識を習得することが必須である。外科病理学から分子生物学までを網羅した癌に関する知識を習得する。
保健医療技術学演習Ⅰ (小児発達学)	精神遅滞児の訓練、教育は、初期の生活指導や行動療法などから、特殊なものとしては自閉性障害にもちいられる TEACH 法などにいたるまで、それぞれの専門家によっておこなわれています。これらの方法の概要を脳科学をふくめた生物医学的視点と基本的心理学特性の視点から理解します。 精神遅滞児の生活指導や訓練、教育への医学的視点からのアプローチと精神遅滞の治療、予防についての概要を理解することを目的とします。また、放置していれば精神遅滞を合併してくる疾患の治療や合併する異常の基礎を、精神遅滞児の訓練や教育にたずさわる人たちに必要な範囲で習得します。
保健医療技術学演習Ⅰ (運動学)	本講義は保健医療技術特論Ⅰ(運動学分野)において、主に言葉で理解した骨筋系の運動学についての知見を視覚的に表現して深めることを目的とする。具体的には、技術特論Ⅰで作成したレポートを元に、これを解説するための解りやすい文章とイラストを作成する。端的に言えば、学生に教えるための講義資料を作ると考えればよい。イラストは文献のイラストのスクリーンイメージを貼付するのではなく、受講者が作成したオリジナルイラストを使用する。イラストは手描きでも PC を使っても構わないが、手描きの場合はそのスクリーンイメージを貼付する。PC で作成する場合は、Adobe Illustrator を推奨するが他のソフトでも構わない。
保健医療技術学演習Ⅰ (作業療法学)	本科目は保健医療技術学特論Ⅰ(作業療法学分野)に関連するものであり、特論Ⅰで学んだ「障害と QOL」を基礎として具体的検証方法を学び、研究者としての基礎的態度を養うことを目的とする。このため、多種多様の障害像を呈する中枢神経系疾患を取り上げ、障害の構造化とその客観的検証を具体例によって実践し、リハビリテーションの evidence のあり方について考える機会にする。なお、レポート作成にあたっては研究論文作成の準備と位置づけて、必ず関係文献を読んで自分の意見として適切にまとめるよう心がけて欲しい。

科目名	講義概要
保健医療技術学演習Ⅱ (聴覚機能学)	聴覚障害領域の最新のトピックの中から人工内耳を取り上げ、研究の歴史、現状、課題、展望について知識と理解を深める。とくに、小児人工内耳の術前・術後の（リ）ハビリテーションについて学ぶ。まず、小児人工内耳の意義と課題について整理し、人工内耳の効果に関連する要因の検討を行う。次に、聴取能力、言語・コミュニケーション能力、発声発語能力の観点から、人工内耳埋め込み後の長期成績を分析する。さらに、英文論文を含めた複数の論文の抄読を通して、研究の動向について考察する。
保健医療技術学演習Ⅱ (摂食・嚥下機能学)	「保健医療技術特論Ⅱ」において修得した知識をもとに、摂食・嚥下障害についての治療・訓練について理解を深めること、ならびに摂食・嚥下障害について最新の知見が収集できるようになることが本講座の目的である。
保健医療技術学演習Ⅲ (QOL データ解析学)	QOL のデータを正しく解釈するためには統計学的な解析が必須となる。すなわち、統計学の知識がなければ QOL のデータを正しく読み取ることや結果を正しく理解することが不可能である。本講義では、QOL のデータを客観的に理解するためのデータ整理と分類、分析と解析、結果の解釈など、QOL のデータを正確に解析・フィードバックするための統計学の基礎と応用を学習する。また、QOL データ解析学と医療 DX (digital transformation) との関連性についても考察を加える。
保健医療技術学演習Ⅲ (データサイエンス医工学)	本演習では、医療分野で普及しつつあるデジタル化について具体的な方法、効果、将来像をイメージするための操作を行う。現時点で病院内にて使用されているデジタル情報の活用を例にとり、複数の分野にまたがる情報を組み合わせたときにどのようなアウトプットが期待できるかを事例をもとに検討、近未来の AI 化に向けたトレーニングを試みる。日本は AI 後進国だが、医療に関しては世界的にさほど差がついていなく、日本もトップランナーに入れる可能性は十分ある。ここでは AI の位置口までの考えを習得する。
保健医療技術学演習Ⅲ (医療データ分析学)	医療データ分析を行うには、医療情報の性質や扱いを正しく知らなければ、良い臨床研究は達成され得ない。臨床研究のデザインを概観し、デザインごとのバイアス、及び臨床研究の倫理審査で、必要となるサンプルサイズの決定方法、適切な統計的手法の導入など、医療情報の生成・伝達・蓄積・分析・提示の基本について講じ、その解析方法を体験することで、医療情報との正しい向き合い方について学ぶ。
保健医療技術学演習Ⅲ (臨床検査データ解析学)	日常診療における様々な診断において活用される臨床検査データの品質は、各診断の信頼性を左右する。そのため、各検査データの特徴を把握し、検体採取からデータ提供に至る各過程において品質保証のための方策を実践することが重要となる。本科目では、臨床検査データの品質保証において実践される「精度管理」を演習対象として、精度管理に必要な考え方や解析法などについて十分理解した上で、症例提示を取り交ぜ、様々な観点から精度管理の実践について習熟することを目標とする。
保健医療技術学演習Ⅲ (ゲノムデータ分析学)	ゲノムデータの蓄積により、個人の塩基配列をもとに個別化医療 (Personalized Medicine) や高精度医療 (Precision Medicine) といわれる先進医療が進んできている。すでにゲノムデータ分析により、一塩基多型 (Single Nucleotide Polymorphism) をはじめとする塩基配列の違いと病気の関係が解明されつつある。 本演習では、ゲノムデータ分析法、あるいはそれを用いた Precision Medicine 等に関わる英文を読んで理解し、最新のゲノムデータが医療に与える影響の大きさを知ることを目指す。
保健医療技術学演習Ⅳ (医療機器安全管理学)	医療において生命維持管理装置をはじめとする治療機器や診断監視装置類の進歩はめざましく、高度先端医療では、これらの医療機器が同一患者に複数使用される。保健医療技術学特論Ⅳにおいては、医療機器を使用する上での全体像を把握するために使用環境を中心に検討したが、本演習では、さらに理解を深めるために個々の医療機器 (診断監視装置類、治療機器類) を使用する上での個別の問題点について詳細な検討を行う。

科目名	講義概要
保健医療技術学演習Ⅳ (医用治療機器学)	臨床利用されている医用治療機器では、電磁気治療機器、光治療機器、超音波治療機器、熱治療機器、機械的治療機器があり、近年では、腹腔鏡手術の進歩から医療ロボットが登場した。また、先進医療に指定される再生医療や遺伝子治療、カテーテル治療等に使用される新しい医用治療機器も登場し、さらなる進歩を遂げている。これら医用治療機器の原理・構造・治療条件・操作・管理法等について最新の知見を調べ、問題点や改善点を示す能力と緊急時の対処方法と保守点検方法を習得する。
保健医療技術学演習Ⅳ (生体機能代行装置学)	生体機能代行装置学の総論的なことを十分に把握していることを前提に、科学的に事象を分析して、客観的に批評できるような思考を形成することを目標とする。臨床工学技士として得意な生体機能代行装置（ひとつまたは、複数可能）に関して、立案、データ収集、結果作成、考察までの一連の流れを参考英語論文等を通読、精読して、その手技を学習する。最終的には、医療の臨床現場の中で、臨床工学技士という個々のまた、集団としてのプロフェッショナル性を確立する。
保健医療技術学演習Ⅳ (感染制御・治療学)	「保健医療技術学特論Ⅳ」で得た知識に基づいて、医療機器の構造上や動作上での感染リスク低減に必要な防御具や消毒薬などの選択と実践について、医療機器ごとに解説しディスカッションを進めていく。さらに院内感染対策の一環で使用されるワクチンの各論や抗病原微生物薬について、その作用機序を始めとして副作用や耐性菌に関する最新の情報を提供する。そして院内感染対策において医療従事者の中心となって活躍できるように、問題提起を中心としたディスカッションを行っていく。
保健医療技術学演習Ⅴ (細胞生理生化学)	多細胞生物であるヒト生体において、細胞間の相互作用は重要で、その細胞同士の情報伝達には「分泌」と「接触」に依存した二つのメカニズムが存在する。「分泌による情報伝達」としては、液性因子（サイトカインなど）と細胞外小体が機能しているが、細胞外小体の中でも特に「エクソソーム」というほぼ全ての細胞から分泌される 100nm 前後の小胞が近年着目されている。現在、様々な疾患の病態形成へのエクソソームの関与が解明され始め、その特性に着目した診断や医療への活用なども検討が進んでいる。一方で、免疫細胞群の放出するエクソソームの生物学的意義や機能についての報告は非常に乏しい。本科目では癌細胞由来エクソソームに関する豊富な情報との比較検討により免疫細胞由来エクソソームの特性や役割、臨床検査との関連などについて幅広く考察し、理解する。
保健医療技術学演習Ⅴ (分子細胞病理学)	近年、癌治療の新たな標的として癌幹細胞が注目されている。癌幹細胞は癌組織において癌細胞の供給源として機能していると考えられているが、詳細な生物学的特性は明らかとなっていない。そこで、癌もしくは癌幹細胞に関する外国文献を検索し、癌幹細胞研究に必要な実験手技を学ぶとともに、最新の知見を得る。
保健科学特別研究	研究を行うのに必要な手続きや手法について、院生を指導し、院生の研究の成果を論文として纏める。具体的には、修士論文作成のための先行研究について指導を行い、学生の思索能力を高める。文献の講読を行いながら、仮説を立案し、リサーチを行う院生に調査の計画と実行について、その進捗状況に沿って集中的に必要な指導と援助を行う。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士（後期）課程

概 要

保健医療学研究科博士（後期）課程は、博士（前期）課程の目的をさらに充実させるために2004（平成16）年に開設されました。

我が国における高齢化の急速な進展などがもたらす近年の著しい社会変化への対応は、保健医療領域においても極めて重要な課題です。特に高齢者・障がい者の疾病の重度化ならびに複雑化による諸問題の解決のためには、より高度な専門性と指導力を備えた人材が求められています。そこで、博士（前期）課程の目標である「高度な専門的現職者教育」「社会人に対する生涯学習」に加えて、「個人の学習環境に立脚した特色ある研究」の遂行を通して、大学院学生が所属する医療あるいは教育現場の中心的役割の担い手となり、その現場さらには関係領域での学問的水準の向上を目指しています。

また、保健医療に関して、治療よりも予防的対策が求められている今日、保健医療学に関連するあらゆる分野において他の領域と密接に連携することで、コ・メディカルの発展・充実が期待されていますが、それに適う人材が極めて少ないのが現状といえます。保健医療学研究科博士（後期）課程では、その社会的ニーズに応えられる人材育成を目指した教育課程を編成しています。

開講科目

[必修科目]

保健科学総論特殊講義

[共通選択科目]

機能障害学特殊講義

機能矯正学特殊講義

精神医学特殊講義

機能形態学特殊講義

臨床薬理学特殊講義

感染症学特殊講義

免疫学特殊講義

[専門必修科目]

機能障害学各論特殊講義 機能矯正学各論特殊講義

[総合科目]

保健科学特殊研究

教育課程の編成

博士（後期）課程では、現職の保健医療従事者あるいは教育担当者に対し、最新の理論や知見などを教授し、より高度な学問体系の構築と技能を習得させる観点から、教育課程を編成しています。具体的には、必修科目、共通選択科目、専門必修科目ならびに総合科目の4群に分け、カリキュラムの体系化を図っています。

履修の流れとして、まず必修科目である「保健科学総論特殊講義」を履修し保健医療学研究に関する方法論についての認識を深め、次いで「機能障害学特殊講義」など7科目からなる共通選択科目において、学際的な学修を行うようにしています。さらに専門必修科目である「機能障害学各論特殊講義」などにおいて、各領域について専門的に学修を深め、総合科目の「保健科学特殊研究」において研究課題についての研究を完成できるように編成されています。保健医療に従事する現職者等に対する最新の検査・治療・援助を中心とした研究を課し、検査・治療法を理論的・実践的かつ体系的に学習し、また、より高度な実践研究能力を習得させることを目的にしている点が特色としてあげられます。各講義における科目の名称は単一ですが、いずれにおいても複数の教員を配置し、研究題目によって最も適した教員による研究指導が行えるように編成されています。

カリキュラム表

保健医療学研究科 博士（後期）課程 2004年度 カリキュラム

（2004年度入学生～2025年度入学生）

		授業科目名	分野名	担当教員名	開講年次	単位	授業形態	必修選択
授業科目の概要	必修科目	保健科学総論特殊講義	保健医療学	池脇 信直	1	2	T	◎
			臨床遺伝学	園田 徹				
			医療機器安全工学	戸畑 裕志				
	共通選択科目	機能障害学特殊講義	言語聴覚障害学	（不開講）	1・2・3	2	T	○
			知的発達障害学	園田 徹				
		機能矯正学特殊講義	疾病制御循環器学／生体制御循環機能学	吉武 重徳	1・2・3	2	T	○
		精神医学特殊講義	精神医学	矢花 芙美子	1・2・3	2	T	○
		機能形態学特殊講義	細胞・組織病態学	近藤 照義	1・2・3	2	T	○
		臨床薬理学特殊講義	生体制御薬理学	渡辺 渡	1・2・3	2	T	○
		感染症学特殊講義	生体制御微生物学	明石 敏	1・2・3	2	T	○
			感染症学	鬼塚 信				
		免疫学特殊講義	生体制御免疫学	池脇 信直	1・2・3	2	T	○
	専門必修科目	機能障害学各論特殊講義	生命維持管理装置学	竹澤 真吾	1・2・3	2	T	◎
			リハビリテーション科学	福本 安甫				
			病態細胞生物学	三苫 純也				
		機能矯正学各論特殊講義	医療管理学	福本 安甫	1・2・3	2	T	◎
			疾病制御呼吸・循環機能学／生体制御医用代行機器学	吉武 重徳				
	総合科目	保健科学特殊研究		明石 敏	1～3	6	S	◎
				池脇 信直				
				鬼塚 信				
				園田 徹				
				竹澤 真吾				
				戸畑 裕志				
				前田 和彦				
				野村 創				
				三苫 純也				
				宮本 朋幸				
				吉武 重徳				
				渡辺 渡				

修了要件

14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

T＝印刷授業科目

S＝面接授業（面接授業における事前事後の学習を含む）

◎＝必修授業科目

○＝選択授業科目

講義概要

科 目 名	講 義 概 要
保健科学総論特殊講義 (保健医療学)	保健医療学は、保健と医療の根源的な「問い」に対してアプローチする学問である。さまざまな保健・医療活動を通して人々の疾病予防や健康増進について学習する。一方、保健医療学は生命科学とも密接に関わっている。本講義では、幅広い論文や参考文献を読み、保健医療学と生命科学における最新の情報と課題について考察を加える。
保健科学総論特殊講義 (臨床遺伝学)	ヒトゲノム研究が進んで、ヒトゲノム構造が決定され、ポストゲノムの時代といわれます。しかし、基礎となる疾患遺伝子の同定の出発点は臨床遺伝学です。先天異常の一般発生頻度は 100 人に 2～3 人と少なく、しかも遺伝性疾患だけでも McKusick のカタログによりますと 10,000 種類以上と種類が多いのが特徴です。本講義によって、先天異常のとらえかた、診断、治療などについて理解します。
保健科学総論特殊講義 (医療機器安全工学)	医療機器を安全に効率的に使用することは医療経済においても重要であるが、最も重要視されなければならないのは患者安全である。安全対策も種々あるが、ここでは安全対策の 1 つの分野として、ヒューマンファクターエンジニアリング(HFE)の重要性、実現、評価に関する研究力を習得する。
機能障害学特殊講義 (言語聴覚障害学)	聴覚補償機器の一つである補聴器および人工内耳の(リ)ハビリテーションについて、研究の歴史と近年の動向、今後の展望について体系的に学ぶ。まず、補聴器・人工内耳装用候補者の評価と補聴器・人工内耳の調整について最新の知見を学ぶ。次に、装用後の聴覚(リ)ハビリテーションにおけるコミュニケーション指導の重要性について検討する。さらに、補聴器・人工内耳の装用効果を評価する方法として、語音聴取能力の評価法と質問紙法による自己評価を取り上げ、それぞれの評価法の意義と課題について考察する。
機能障害学特殊講義 (知的発達障害学)	機能障害のなかで、精神遅滞をテーマにします。脳科学の分野における最近の発達はめざましいものがあります。脳の構造だけではなく機能面でも新しい知見が次々に明らかにされています。精神遅滞児の臨床においては、小児科医や小児精神科医のみではなく、教育、心理、福祉、保育、言語治療、看護、リハビリテーション、行政など多くの職種の方々のかかわりが必要です。本講義では精神遅滞児の診断、成因、養育の方法について最近の新しい脳科学の知見と組み合わせて学びます。
機能矯正学特殊講義 (疾病制御循環器学／ 生体制御循環機能学)	ヒトの機能矯正の総論的なことを十分に把握していることを前提に、科学的に事象を分析して、客観的に批評できるような考え方を習得することを目標とする。医療にかかわる一人のプロフェッショナルとして得意な生体機能の矯正機器(ひとつまたは、複数)に関して、立案、データ収集、結果作成、考察までの一連の流れを参考英語論文等を用いて通読、精読して、そのノウハウを学修することを目標とする。
精神医学特殊講義 (精神医学)	保健の重要な局面である精神保健について、今日的意義、ライフサイクルにおける精神保護の役割、生活の場における精神保健の役割ならびに精神障がいについて学習し、他の種類の障がい、特にその矯正における場合との関連性についての知識の獲得は、問題の解決に大いに応用されるものである。

科 目 名	講 義 概 要
機能形態学特殊講義 (細胞・組織病態学)	腎臓は多数のネフロンから構成され、尿の生成以外に多様な機能を有し、生命維持に重要な重要な役割を果たしている。ネフロンの前駆細胞は出生前に消失し、ネフロンが出生後に腎疾患による過度な障害を受けると、腎機能は不可逆的に障害され死に至る。末期腎不全患者が生存するためには、現在のところ人工透析か腎移植しか方法がなく、再生医療などの第3の選択肢となる治療法の開発が急務とされている。本講義では、最近、腎臓再生医療の実現として進展している様々な手法を学習する。
臨床薬理学特殊講義 (生体制御薬理学)	人の流入が盛んな現代、遠い地域や国で発生した感染症が、数日で私達の生活域に到達することが可能である。すなわち、ニュースで報じられた新たな感染症も短期間で身の回りに出現することができる。これらの感染予防とその対策の知識は、保健科学領域や医療関連業務に従事する者にとって特に重要である。本講義では、ワクチンや消毒薬を含めて、感染症対策に利用される抗病原微生物薬を幅広く解説する。特に、めざましい治療成績をあげている新規抗ウイルス薬については、開発経緯まで踏み込んで解説をしていく。
感染症学特殊講義 (生体制御微生物学)	感染症には「伝染する」という他の疾患にない特徴がある。感染症の成立には、①微生物、②宿主の感受性、③感染経路の三つの要因が必要である。従って、感染症対策はこの三者が対象となる。本講義では、病原微生物の種類と特徴、主な感染症並びに感染症の有効な対策について学修する。病原微生物を科学的に理解し、それを職場や日常生活の中で科学的な見地から感染症対策に活用できるようになることを目標とする。
感染症学特殊講義 (感染症学)	古来より、感染症は人類にとって大きな脅威であった。それは、医学が発展した現代でも同じである。近年、グローバル化に伴い世界ではエボラ出血熱あるいは新型インフルエンザ等様々な感染症の脅威にさらされている。また、我が国においても様々な感染症の流行が確認されている。例えば、結核等過去の病気と考えがちな感染症が蔓延しつつある。一方で、デング熱等新たな流行も確認されている。本講では、このような感染症の実態と予防、最新の治療法を学習する。
免疫学特殊講義 (生体制御免疫学)	免疫システムは、自己が非自己（異物）を認識し排除する生体防御機構である。本講義では、生体制御免疫学の立場から免疫の異常で発症する自己免疫疾患について、自己免疫疾患の病態、自己免疫疾患の遺伝的多型性、自己免疫疾患の最新検査法、自己免疫疾患の最新治療法、自己免疫疾患の社会支援体制について学習する。
機能障害学各論特殊講義 (生命維持管理装置学)	慢性腎不全患者の原疾患比率は、糖尿病性腎症がトップである。透析導入時には四肢不自由、視覚障害を伴うことが多く、身体機能低下症例がほとんどといえる。また、これら患者は高齢化しており、身体的および精神的負担も多い。そのような状況下で、患者QOLを維持するためにはどのような対策が望ましいのか、医療機器を含めた時代に即した考えをまとめ、自身の臨床業務に反映させることを目的とする。
機能障害学各論特殊講義 (リハビリテーション科学)	機能障がいや ICF（国際生活機能分類）による生活機能障がいの視点からとらえ、ICF分類の妥当性の検証とともにそこに存在する身体的・精神的機能との関係から、生活障がいの本質と関連要因の分析を試みる機会とする。
機能障害学各論特殊講義 (病態細胞生物学)	多くの病気は、細胞の機能が傷害されることによって起こる。病気の細胞生物学的原因を解明し、治療に寄与することを目標とする。

科 目 名	講義概要
機能矯正学各論特殊講義 (医療管理学)	機能障害学各論によって得られた知識を基に I C F 分類の妥当性を検証する方法を検討し、それによって得られたことを根拠として個々の障がいに対する治療訓練法の効果について考える機会とする。特に、高齢者の増大に伴って発生頻度が高くなる脳血管障害や痴呆などの脳・神経系疾患を中心に講義を進める。
機能矯正学各論特殊講義 (疾病制御呼吸・循環機能学 ／生体制御医用代行機器学)	主要臓器（循環器、呼吸器、代謝内分泌関連臓器）の障がいをここでは取り扱う。各種臓器機能は低下していくが、その過程は、急性、亜急性そして、多くは慢性といった経過をたどる。その中で、代償的機転が作用して維持していくこともある。その変化は徐々に認められることも多く、次に必要な検査、診断評価、さらには治療を必要とするのかを考えることが、個人、家族、社会、医療経済を含め重要となってくる。 また、人工臓器、臓器移植といった治療が、諸外国と比較して現状と将来的にどうあるべきかを個人、家族、社会、医療経済にあたえるインパクトや倫理的配慮について総合的に判断していく課程を学修する。
保健科学特殊研究	研究を行うのに必要な手続きや手法について院生に指導し、院生の研究の成果を論文として纏める。具体的には、博士論文作成のための先行研究について指導を行い、学生の思索能力を高める。文献の講読を行いながら、仮説を立案し、リサーチを行う院生には調査の計画を、文献研究を考えている院生にはその構想を立案させ、その研究の進捗状況に沿って集中的に必要な指導と援助を行う。

Ⅲ. 行事予定表

1. 社会福祉学研究科

博士（前期）課程

博士（後期）課程

2. 保健医療学研究科

博士（前期）課程

博士（後期）課程

1 社会福祉学研究科行事予定表									
社会福祉学研究科 博士（前期）課程				社会福祉学研究科 博士（後期）課程					
1年				1年		2年		3年	
4月	4日（金）		履修届提出			履修届提出		履修届提出	
	5日（土）	新入生オリエンテーション							
	6日（日）	入学式							
	11日（金）	履修届提出							
5月	7日（水）		修士論文研究計画書提出						
	14日（水）					博士論文研究計画書提出		博士論文研究計画書提出	
6月	30日（月）		第1回レポート課題締切日		第1回レポート課題締切日		第1回レポート課題締切日		第1回レポート課題締切日
	9日（水）	研究テーマ発表会用レポート提出	修士論文中間発表会用レポート提出		研究テーマ発表会用レポート提出		研究成果報告会レポート提出		研究成果報告会レポート提出
7月	26日（土）				夏期スクーリング*		夏期スクーリング*		夏期スクーリング*
	27日（日）				夏期スクーリング*		夏期スクーリング*		夏期スクーリング*
8月	2日（土）	夏期スクーリング*	夏期スクーリング*						
	3日（日）	夏期スクーリング*	夏期スクーリング*						
	4日（月）	夏期スクーリング*	夏期スクーリング*						
	9日（土）								
9月	10日（日）								
	11日（月）								
	30日（火）	第2回レポート課題締切日	第2回レポート課題締切日		第2回レポート課題締切日		第2回レポート課題締切日		第2回レポート課題締切日
	10月 31日（金）		研究経過報告書①提出		博士論文研究計画書提出				
11月	28日（金）		研究経過報告書②提出						
		第3回レポート課題締切日	第3回レポート課題締切日		第3回レポート課題締切日		第3回レポート課題締切日		第3回レポート課題締切日
12月									
1月	9日（金）	研究計画発表会用レポート提出	修士論文提出（指導教員宛）		研究構想発表会用レポート提出		中間発表会用レポート提出		成果発表会用レポート提出
	16日（金）		修士論文・修士論文要旨・チラシの媒体提出（事務必着）						
	31日（土）				冬期スクーリング*		冬期スクーリング*		冬期スクーリング*
2月	1日（日）					冬期スクーリング*	冬期スクーリング*		冬期スクーリング*
	2日（月）					冬期スクーリング*	冬期スクーリング*		冬期スクーリング*
	6日（金）	冬期スクーリング*	冬期スクーリング*						
	7日（土）	冬期スクーリング*	冬期スクーリング*						
	8日（日）	冬期スクーリング*	冬期スクーリング*						
3月	9日（月）	冬期スクーリング*	冬期スクーリング*						
	10日（火）		学位授与式						学位授与式
	18日（水）				研究進捗状況報告書提出		研究進捗状況報告書提出		

2 保健医療学研究科行事予定表

		保健医療学研究科 博士（前期）課程		保健医療学研究科 博士（後期）課程	
		1年	2年	1年	2年
4月	4日(金)		履修届提出		履修届提出
	5日(土)	新入生オリエンテーション			
	6日(日)	入学式			
	11日(金)	履修届提出			
5月	7日(水)		修士論文研究計画書提出		
	14日(水)				博士論文研究計画書提出
	30日(月)	第1回レポート課題締切日	第1回レポート課題締切日	第1回レポート課題締切日	第1回レポート課題締切日
7月	31日(木)			第2回レポート課題締切日	第2回レポート課題締切日
	1日(金)		修士論文中間発表会用要旨提出		
8月	2日(土)				夏期スクーリング
	3日(日)				夏期スクーリング
	23日(土)	夏期スクーリング	夏期スクーリング		
	24日(日)	夏期スクーリング	夏期スクーリング		
	25日(月)	夏期スクーリング	夏期スクーリング		
	30日(火)	第2回レポート課題締切日	第2回レポート課題締切日	博士論文執筆有資格者認定申請書最終提出期限	博士論文執筆有資格者認定申請書最終提出期限
9月	30日(火)		研究経過報告書①提出	第3回レポート課題締切日	第3回レポート課題締切日
	31日(金)			博士論文研究計画書提出	
10月				第4回レポート課題締切日	第4回レポート課題締切日
	5日(水)				予備審査申請書類提出（審査希望者）
	28日(金)		研究経過報告書②提出		
11月	28日(金)	第3回レポート課題締切日	第3回レポート課題締切日	第5回レポート課題締切日	第5回レポート課題締切日
12月					
	9日(金)		修士論文提出（指導教員宛）	中間発表会用要旨提出	成果発表会用要旨提出
1月	23日(金)		修士論文・修士論文要旨・ディスカス媒体提出（事務必着）		博士論文本審査申請書類提出
	31日(土)				
	1日(日)			冬期スクーリング	冬期スクーリング
2月	2日(月)			冬期スクーリング	冬期スクーリング
	6日(金)	冬期スクーリング	冬期スクーリング		
	7日(土)	冬期スクーリング	冬期スクーリング		
	8日(日)	冬期スクーリング	冬期スクーリング		
	9日(月)	冬期スクーリング	冬期スクーリング		
3月	10日(火)		学位授与式		学位授与式
	18日(水)			研究進捗状況報告書提出	研究進捗状況報告書提出

IV. 学習要項

1. 教育方針

2. 単位修得・修了要件

3. 履修登録

4. スクーリング

5. 科目修了試験

6. 修士論文

7. 博士論文

1 教育方針

社会福祉学研究科 博士（前期）課程

I. 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

九州医療科学大学大学院（通信制）社会福祉学研究科博士（前期）課程（以下、「本研究科」）では、本研究科の課程を修め、30単位の単位修得と学位論文等の条件を満たし、社会福祉における諸問題を解明し、課題にこたえる研究能力、実践力を修得し、福祉分野において指導的立場に立てる人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

- （1）高度専門職業人としての高潔な倫理観と問題解決能力
高度専門職業人として高潔な倫理観と問題解決能力を身につけ、実践することができる。
- （2）社会福祉にかかわる高度な専門的知識・技能の活用力
社会福祉にかかわる高度な専門的知識・技能を幅広く身につけ、活用することができる。
- （3）論理的に意見を示して実践する能力
主観ではなく客観的な事実に基づき、論理的に意見を示して実践することができる。
- （4）社会福祉における課題に対する論理的思考力、洞察力
社会福祉における課題に対する論理的思考力、洞察力を有し、課題に対する分析、研究方法を身につけ、実践することができる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、建学の理念および修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1 教育内容

- （1）必修科目および専門選択科目、スクーリング時の指導を通して、高度専門職業人としての実践の場における倫理問題を自己解決できる倫理思考能力、さらに、現場での業務に必要な社会福祉にかかわる多角的な知識を習得することで、福祉現場が直面する課題への対処能力を修得します。
- （2）必修科目および専門選択科目を通して、社会福祉にかかわる高度な専門的知識・技能を幅広く修得し、さらにレポート課題において、主観ではなく客観的な事実に基づき、論理的に意見を示す能力を修得します。
- （3）特別研究および修士論文作成を通して、社会福祉における課題に対して論理的に思考し、問題解決に向けての分析や研究方法を身につけ、実践する能力を修得します。

2 教育方法

- （1）各科目はシラバス（授業の概要、一般目標、到達目標、授業計画、評価方法などを示したもの）に記載の教育方法に沿って行います。
- （2）必修科目および専門選択科目の履修期間は1年間で、3回の課題レポート提出により授業科目の理解度を判定し、科目修了試験受験の可否を決定します。
- （3）大学院生および指導教員全員参加のもと、1年次の夏期スクーリングで「研究テーマ発表」、冬期スクーリングで「研究計画発表」、2年次の夏期スクーリングで「中間発表」を実施し、質疑応答を通して研究の内容や方法について確認・修正を行います。

3 教育評価

- （1）冬期スクーリング時に、各科目の修得度を確認するために科目修了試験を実施し、シラバスに記載の評価方法に沿って可否を判定します。
- （2）修了時には、修士論文の審査および最終試験の合格を求めます。

III. 入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- （1）福祉、医療、保健、教育、看護等にかかわる幅広い分野で活躍しており、多様化、複雑化、深刻化する現代社会に応じた問題解決能力、実践力の修得を目指す意欲を持つ。（小論文・研究計画書・面接）
- （2）社会福祉にかかわる基礎的な知識・技能を身につけている。（小論文・研究計画書・面接）
- （3）豊かな人間性と社会福祉分野の専門職業人として高い資質を持つ。（小論文・面接）

社会福祉学研究科 博士（後期）課程

I. 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

九州医療科学大学大学院（通信制）社会福祉学研究科博士（後期）課程（以下、「本研究科」）では、本研究科の課程を修め、12単位の単位修得と学位論文等の条件を満たし、社会福祉における課題に対する高度な問題解決能力や豊かな学識を得、現場での業務に必要な理論と実践的な研究能力を修得し、福祉分野において指導の立場に立てる人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

- (1) 高度専門職業人としての高潔な倫理観と高度な問題解決能力
高度専門職業人として高潔な倫理観と高度な問題解決能力を修得し、実践することができる。
- (2) 社会福祉にかかわる高度な専門的知識・技能の応用力
社会福祉にかかわる高度な専門的知識・技能を身につけ、幅広く応用することができる。
- (3) 社会福祉の諸問題に対して論理的かつ独創的な見識を有し、実践する能力
社会福祉の諸問題に対して、主観ではなく客観的な事実に基づき、論理的かつ独創的な意見を示して実践することができる。
- (4) 社会福祉における課題に対する高度な論理的思考力、洞察力
社会福祉における課題に対する高度な論理的思考力、洞察力を有し、解決へ向けての分析、研究方法を修得し、実践することができる。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、建学の理念および修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1 教育内容

- (1) 専門選択科目およびスクーリング時の指導を通して、高度専門職業人としての実践の場における倫理問題を自己解決できる倫理思考能力、さらに、現場での業務に必要な社会福祉にかかわる多角的で高度な知識を習得することで、福祉現場が直面する課題への対処能力を修得します。
- (2) 専門選択科目および総合科目を通して、社会福祉にかかわる高度な専門的知識・技能を幅広く修得し、さらにレポート課題において、主観ではなく客観的な事実に基づいた論理的かつ独創的な意見を示す能力を修得します。
- (3) 総合科目および博士論文作成を通して、社会福祉における課題について論理的かつ独創的に思考し、問題解決に向けての分析や研究方法を実践できる能力を修得します。

2 教育方法

- (1) 各科目はシラバス（授業の概要、一般目標、到達目標、授業計画、評価方法などを示したもの）に記載の教育方法に沿って行います。
- (2) 専門選択科目の履修期間は1年間で、3回の課題レポート提出により授業科目の理解度を判定し、科目修了試験受験の可否を決定します。
- (3) 大学院生および指導教員全員参加のもと、1年次の夏期スクーリングで「研究テーマ発表」、冬期スクーリングで「研究構想発表」、2年次以降の夏期・冬期スクーリングで「中間発表会」を実施し、質疑応答を通して研究の内容や方法について確認・修正を行います。

3 教育評価

- (1) 冬期スクーリング時に、各科目の修得度を確認するために科目修了試験を実施し、シラバスに記載の評価方法に沿って可否を判定します。
- (2) 博士論文の提出要件として、語学試験の合格、博士論文執筆有資格者の認定、予備審査の合格を求めます。
- (3) 修了時には、博士論文の審査および最終試験の合格を求めます。

III. 入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- (1) 福祉、医療、保健、教育、看護等にかかわる幅広い分野で活躍しており、多様化、複雑化、深刻化する現代社会に応じた、より高度な問題解決能力、実践力の修得を目指す意欲を持つ。（小論文・研究計画書・面接）
- (2) 社会福祉にかかわる専門的な知識・技能を身につけている。（小論文・研究計画書・面接）
- (3) 豊かな人間性と社会福祉分野の高度専門職業人として高い資質を持つ。（小論文・面接）

保健医療学研究科 博士（前期）課程

I. 修了認定、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

九州医療科学大学大学院（通信制）保健医療学研究科博士（前期）課程（以下、「本研究科」という）では、本大学院の課程を修め、30単位の単位修得と学位論文等の条件を満たし、広い視野に立って精深な学識を持つことを目指して、専攻分野における高度の専門的能力研究能力を修得した下記の人に対して学位を授与します。

- (1) 高い倫理観と専門的知識や技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力
高い倫理観と専門的知識や技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を有する。
- (2) 保健・医療の現場において研究を推進する能力
保健・医療の現場において独創的な観点で研究を推進する能力を有する。
- (3) 国際的な諸問題に対する共同研究や活動に参画できる能力
国際的な諸問題に積極的に取り組み、共同研究や活動に参画できる能力を有する。
- (4) 新たな保健医療改革に貢献できる能力
地域保健・医療の実践現場で他の分野と連携して新たな保健医療改革に貢献できる能力を有する。

II. 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、建学の理念および修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1 教育内容

- (1) 共通必修科目、共通専門選択科目、分野別専門選択科目及び総合科目の4群構成とし、保健科学の基礎から専門領域へ段階的に進めるよう科目を配置しています。
- (2) 共通必修科目（保健科学特論、保健医療情報解析学特論）によって保健科学研究の方法論について認識を深め、各々の研究内容に応じて、共通専門選択科目（発達保健学特論、成人・老人保健学特論、精神保健学特論、形態学特論、生体機能学特論）により学際的な視点を養います。
- (3) 上記を基盤に、分野別専門選択科目（保健医療技術学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、保健医療技術学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）において、リハビリテーション領域における専門的な知識・技能の修得と研究感性を深めます。
- (4) 総合科目としての修士論文は、2年間かけて臨床実践等での研究課題について総合的視点からの研究を行います。

2 教育方法

- (1) 各科目は、シラバス（授業の概要、一般目標、到達目標、授業計画、評価方法などを示したもの）に記載の教育方法に沿って行います。
- (2) 必修科目および専門選択科目の履修期間は1年間で、3回の課題レポート提出により授業科目の理解度を判定し、科目修了試験の受験の可否を決定します。
- (3) スクーリングでは、学生および指導教員全員参加のもと、研究の内容や方法についての指導を直接受けます。

3 教育評価

- (1) 冬期スクーリング時に、各科目の修得度を確認するために科目修了試験を実施し、シラバスに記載の評価方法に沿って可否を判定します。
- (2) 修了時には、修士論文の審査および最終試験の合格を求めます。

III. 入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、修了認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程の編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- (1) 保健医療の従事者（作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、臨床検査技師）などを対象に、それぞれの領域における“最先端”の検査・治療援助・リハビリテーション技術を理論的・実践的かつ体系的に修得し、各分野で指導的な役割を担う人材（小論文、研究計画書、面接）。
- (2) 保健科学を核とする保健医療関連科学において専門的な研究能力を養い、教育者、研究者、または保健医療現場において貢献し得る高度に専門的かつ指導的な職業人を志している人材（小論文、面接）。

保健医療学研究科 博士（後期）課程

I. 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

九州医療科学大学大学院（通信制）保健医療学研究科博士（後期）課程（以下、「本研究科」という）では、本大学院の課程を修め、14 単位の単位修得と学位論文等の条件を満たし、専攻分野に関して自立して研究活動を行い得る研究者の養成を目指して、高度な専門的業務に従事するのに必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識を修得した人に対して学位を授与します。

- (1) 保健・医療の現場における高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力
保健・医療の現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、指導的・専門的立場から課題を見つけ自立的な研究を行うことができる。
- (2) 保健科学の学問体系の確立を目指して学際的研究を積極的に推進
保健科学の学問体系の確立を目指して学際的研究を積極的に推進することにより世界に向けてその成果を発信できる。
- (3) 保健・医療分野の教育を行う大学・大学院において教育・研究指導に貢献
保健・医療分野の教育を行う大学・大学院において教育・研究指導に貢献できる。また、保健・医療機関の現場においてはエビデンスを構築するための質の高い臨床研究を行える。

II. 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、建学の理念および修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1 教育内容

- (1) 必修科目、共通選択科目、専門必修科目及び総合科目の4群構成とし、保健科学の基礎から専門領域へ段階的に進めるよう科目を配置しています。
- (2) 必修科目（保健科学総論特殊講義）によって保健科学に関連する多くの要因について総論的に学習し、各々の研究内容に応じて、共通専門選択科目（機能障害学特殊講義他）により学際的な視点を養います。
- (3) 上記を基盤に、専門必修科目（機能障害学各論特殊講義及び機能矯正学各論特殊講義）において、専門領域に関する最新の専門知識・技術を習得します。
- (4) 総合科目（保健科学特殊研究）および博士論文は、3年間かけて臨床実践等での研究課題について総合的視点からの研究を行います。

2 教育方法

- (1) 各科目はシラバス（授業の概要、一般目標、到達目標、授業計画、評価方法などを示したもの）に記載の教育方法に沿って行います。
- (2) 必修科目および選択科目の履修期間は1年間で、5回の課題レポート提出により授業科目の理解度を判定し、科目修了試験の受験の可否を決定します。
- (3) スクーリングでは、学生および指導教員全員参加のもと、研究の内容や方法についての指導を直接受けます。

3 教育評価

- (1) 冬期スクーリング時に、各科目の修得度を確認するために科目修了試験を実施し、シラバスに記載の評価方法に沿って可否を判定します。
- (2) 修了時には、博士論文の審査および最終試験の合格を求めます。

III. 入学者受入れ方針について（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、修了認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程の編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- (1) 保健医療の従事者（作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、臨床検査技師）などを対象に、それぞれの領域における“最先端”の検査・治療援助・リハビリテーション技術を理論的・実践的かつ体系的に修得し、各分野で指導的な役割を担う人材（小論文、研究計画書、面接）。
- (2) 保健科学分野における先進的・臨床的研究科活動を遂行する能力を養うとともに、国際的視野に立脚した学識を志している人材（小論文、面接）。

2 単位修得・修了要件

単位認定

本大学院における学習は、院生個々の意志・目標を尊重し、単位制に基づいて行います。院生は自分のニーズに応じた授業科目を選択し、授業科目毎に定められている単位を修得していきます。

所定の単位数を修得し、修了要件をすべて充足することで本課程の修了となります。単位認定の流れは、以下のとおりです。

印刷授業：本学が指定したテキスト等を用いて、自学自習を行い、各課題のレポートを提出していただきます。科目担当教員は、提出された課題レポートの内容、電子メール等での質疑・指導の内容等を考慮して、院生の授業科目に対する理解度を判定し、科目修了試験受験の可否を決定します。科目修了試験に合格すれば単位認定です。

面接授業：原則として、スクーリングの出席及びスクーリング時における内容理解、科目修了試験の結果等により、総合的に学習評価を行います。

但し、印刷授業と面接授業の併用科目（特別研究・保健科学特別研究等）の単位認定においては、印刷授業における学習評価と面接授業における学習評価の双方を加味した上で、最終的に認定の可否を決定します。

単位認定の注意点

1. 授業科目によっては、レポート課題とは別に、小レポートや研究進捗報告書等の提出が求められる場合があります。
2. 「特別研究」「保健科学特別研究」（印刷授業と面接授業の併用科目）の単位認定においては、印刷授業のみ、面接授業のみの部分認定は行いません。
3. 「特別研究」「保健科学特別研究」（1～2年次）においては、2年次終了時に単位認定（6単位）を行います。1年次終了時での部分認定は行いません。
4. 「保健科学特殊研究」は、3年次終了時に単位認定（6単位）を行います。1・2年次終了時での部分認定は行いません。「社会福祉学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」においては、各年次に単位認定を行います。但し、社会福祉学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、1年次社会福祉学特殊研究Ⅰ・2年次社会福祉学特殊研究Ⅱ・3年次社会福祉学特殊研究Ⅲの順に履修を行ってください。単年度に社会福祉学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを重複して履修することはできません。
5. 大学院の授業科目の単位認定については、レポート課題の内容や科目修了試験の合否はもちろん、日々の学習・研究における理解度も指導教授の認定評価に加味されます。日頃から継続的に学習・研究を行い、その理解に心がけてください。

修了要件

本大学院を修了する為の修了要件は、以下のとおりです。

- **社会福祉学研究科 博士（前期）課程**
必修2科目10単位、専門選択5科目20単位以上、合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- **社会福祉学研究科 博士（後期）課程**
必修3科目6単位、専門選択3科目6単位以上、合計12単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- **保健医療学研究科 博士（前期）課程**
必修3科目14単位、共通専門選択2科目8単位以上、分野別専門選択2科目8単位以上、合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

○ **保健医療学研究科 博士（後期）課程**

必修4科目12単位、共通選択1科目2単位以上、合計14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

修了要件の注意点

1. 各研究科及び各課程は修了要件が違います。間違えないよう、気をつけて必要な科目・単位を修得してください。
2. 必要な研究指導とは、主に指導担当教員により行われる個別指導のことです。
指導担当教員が必要と認めた場合は、追加のレポート課題やスクーリングが課せられる場合もあります。

3 履修登録

本大学院では、毎年、年度当初に、当該年度の履修登録を行います。『学習のしおり』及び『学習のポイント』を参考にして、誤りの無いように記入・登録してください。

特に社会人の方は、履修登録を行う前に仕事の都合等にも十分注意して、しっかりと全体計画を立ててください。無理な履修登録は、仕事はもちろん、学習・研究の妨げとなる場合もありますので、各々の学習計画に沿った履修登録を行ってください。

履修届

履修登録は、履修届により行います。履修届は、定められた期日までに各々が立てた学習計画、修了要件などに従って、間違いのないように記入し、提出してください。

履修期間

○「印刷授業」

印刷授業科目の履修期間は全て1年間です。従って、履修登録当該年度に修了（単位認定）できなかった科目については、次年度に再履修となります。

本人の生活環境や生活リズム等に十分考慮して、基本的には1年間の学習期間内に履修した全ての科目が修了（単位認定）出来るよう計画性をもって学習・研究に取り組んでください。

○「面接授業」（スクーリング）

面接授業科目の履修期間は全て1年間です（但し、複数年に渡って行う科目については最終年次に単位認定します）。従って、当該年度に面接授業を修了できなかった場合は、単位不認定となります。面接授業の単位を修得するには、本学で開催されるスクーリングへの出席が絶対条件になります。

レポート課題の提出

印刷授業のレポート課題は、自学自習を進める中で、学習・研究の進捗状況を把握するための重要なステップであり、科目担当教員が、科目修了試験の受験の可否を決定する際の大変重要な指標となります。

レポート課題提出の流れは以下の通りです。

1. 課題の題目は各科目によって異なりますが、まず始めにテキストや資料等に目を通してください。
2. 課題の内容は、別冊子「学習のポイント」の各科目の中に提示されています。テキストや参考資料を使って、レポートを作成出来るように自学自習をしてください。
(なお、課題の学習は、第1回レポート課題から順番に進めてください。)
3. 自学自習をする上で出てきた疑問・質問については、E-mail等を利用して科目担当教員より指導を受けてください。
4. レポートの作成が行なえる程度の自学自習が出来たら、レポートを作成してください。作成したレポートは、E-mailで科目担当教員及び通信教育事務課2箇所提出してください。
なお、レポートには提出期限が設定されていますので、期限に遅れないよう提出してください。
5. 科目担当教員よりレポートが添削・指導の上、返却されます。レポートと共に送付される科目担当教員からのアドバイス（指導）に応じて再度自学自習を行ってください。
6. 課題1が合格した場合は、引き続き課題2の自学自習・レポート作成を行ってください。課題1が不合格の場合は、科目担当教員より指示があります。
7. 冬期スクーリング期間に行われる科目修了試験までの間に定められた回数のレポートを提出してください。課題にすべて合格することで、科目修了試験を受験することができます。限られた時間の中で効果的に学習を進め、課題に合格しなければなりません。科目修了試験直前になってあわてることの無いように、計画を立てて学習に励んでください。
8. 科目修了試験に合格すれば単位認定です。

再履修

本研究科では、所定の手続きを行うことにより、授業科目の再履修が可能となっています。但し、スムーズな学習・研究が行なえるよう、1年間での科目修了が原則となります。

再履修とは、何らかの都合によりレポート課題を未提出または不合格だった場合、科目修了試験に合格できなかった場合等、受講科目を修了できなかった場合に、引き続き翌年に再度履修登録を行い継続して学習・研究を進めることを言います。

◎レポート課題提出方法

- ①レポート課題は、添付ファイルを用いて科目担当教員及び通信教育事務課2箇所にE-mailで提出してください。

※科目担当教員メールアドレス：別紙にて配布します。

※通信教育事務課メールアドレス：kums-c-report@office.jei.ac.jp（レポート課題専用）

- ②通信教育事務課でレポート課題の提出が確認されるとE-mailで「レポート課題受領確認票」をお送りします。

※「レポート課題受領確認票」の送信は、レポート課題締切日（行事予定表記載）の2～3日後を目安とします。

◎レポート課題通知表とレポート課題結果表

- ①レポート課題を提出した数日後、科目担当教員よりE-mailでレポート課題についての添削やコメントが届く場合があります。指示や指導がある場合は、それに従ってください。

- ②「レポート課題通知表」「レポート課題結果表」は、郵送にて通信教育事務課からお送りします。また、レポート課題の添削やコメントを一緒に送る場合もあります。

※「レポート課題通知表」とは、提出された課題レポートの合・否及び再提出の結果、指導教員からのコメント（総評）などが記したものです。

※「レポート課題結果表」とは、その年度に履修してある科目の課題レポートについて、提出の有無や合・否及び再提出の結果が一覧表になったものです。

4 スクーリング

スクーリングの概要

博士（前期）課程の「特別研究」「保健科学特別研究」及び、博士（後期）課程の「社会福祉学特殊研究」「保健科学特殊研究」は、スクーリング（面接授業）が主たる教育指導として設定されています。本学のスクーリングは、ゼミ別及び個別指導が中心となります。博士（前期）課程の「特別研究」「保健科学特別研究」は2年間、博士（後期）課程の「社会福祉学特殊研究」「保健科学特殊研究」は3年間学習を続け、全てのスクーリングに出席しなければなりません。欠席した場合は、当該科目について単位未修得となりますので、スケジュール調整に万全を期してください。

全課程ともに、毎年、夏期と冬期の2期にわたって開講いたします。スクーリング会場は、原則、本学会場（宮崎県延岡市・九州医療科学大学キャンパス）のみでの開催となります。

スクーリングの流れ

博士（前期）課程の「特別研究」「保健科学特別研究」及び、博士（後期）課程の「社会福祉学特殊研究」「保健科学特殊研究」は、印刷授業と同様に研究・自学学習を進めていただきます。研究・自学学習により生じた疑問・質問等については、電子メール等を利用し、随時、指導担当教員と連絡をとることで、問題の解決を図ります。

スクーリング時には、主に修士論文及び博士論文に関する研究で生じた疑問・質問（構成、データ集計・分析、文献の利用方法など）に対して指導担当教員が個々に指導を行い問題の解決を助言していきます。

また、その期間中には、参加者による論文発表や討議等をする時間も設けています。

スクーリング終了後は、次回スクーリングに向け、同様に研究・自学学習を進めていき、最終的には単位認定及び修士論文・博士論文の完成を目指していきます。

スクーリング日程（2025年度予定）

○社会福祉学研究科

課程	科目名	期 間	
		夏期	冬期
博士（前期）	「特別研究」	2025 年 8 月 2 日（土）～8 月 4 日（月）	2026 年 2 月 6 日（金）～2 月 9 日（月）
博士（後期）	「社会福祉学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」	2025 年 7 月 26 日（土）～7 月 27 日（日）	2026 年 1 月 31 日（土）～2 月 2 日（月）

○保健医療学研究科

課程	科目名	期 間	
		夏期	冬期
博士（前期）	「保健科学特別研究」	2025 年 8 月 23 日（土）～8 月 25 日（月）	2026 年 2 月 6 日（金）～2 月 9 日（月）
博士（後期）	「保健科学特殊研究」	2025 年 8 月 2 日（土）～8 月 3 日（日）	2026 年 1 月 31 日（土）～2 月 2 日（月）

※印刷授業科目の科目修了試験を冬期スクーリング期間又は、その前後の日を利用し実施する。

5 科目修了試験

科目修了試験の実施

全課程で開講されるほとんどの授業科目において、科目修了試験が行われます。科目修了試験に合格しなければ、単位を修得することはできません。

科目修了試験を受験するためには、事前に科目担当教員により課せられた、レポート課題すべてに合格しなければなりません。レポート課題全てに合格した院生には、科目修了試験前に科目修了試験受験許可証が送付されます。

なお、科目修了試験は、本学会場（宮崎県延岡市・九州医療科学大学キャンパス）においてのみ実施し、冬期スクーリング期間中を利用して行います。

学習評価の基準

各科目の評価基準は以下のとおりとし、科目担当教員が事前事後の学習成果を含めた単位修得の認定評価を行います。

評 価	評 点	判 定	単位修得の認定
秀 (S)	100～90 点	合 格	認 定
優 (A)	89～80 点		
良 (B)	79～70 点		
可 (C)	69～60 点		
不 可 (D)	59～0 点	不 合 格	不 認 定
放 棄 (E)	試験放棄、その他		

単位修得の認定結果

単位修得の認定結果は、年度末に文書（郵送）でお知らせします。

6 修士論文

社会福祉学研究科 保健医療学研究科 共通

九州医療科学大学大学院(通信制)学位論文審査規程

(目的)

第1条 本規定は、九州医療科学大学大学院(通信制)規程に基づき、学位論文の審査に関する必要な事項を定める。

(提出条件)

第2条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得(見込み)した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文作成)

第3条 修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

(提出方法)

第4条 修士論文は、1編2部を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

(審査の委嘱)

第5条 修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員1名以上をあてるものとする。

3 前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の議を経て、副査として当該専攻以外の教員等をあてることができる。

(審査の時期)

第6条 修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね1ヶ月以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別にこれを定める。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

修士論文作成要領

- 1) 書式：原則としてパソコンまたはワープロで作成し、A4版縦長の用紙に横書き（40字×40行，10.5ポイント，明朝体）ハーバード方式とする。
- 2) 字数：1ページ，1600字程度，20枚以上とする。
- 3) 提出部数：修士論文，要旨を2部（主査1部，副査1部），デジタル媒体を1部（メール添付）
※修士論文は，修士論文集用として別途1部の提出が必要。
- 4) 論文提出先：指定期日までに通信教育事務課に提出する。（必着）
- 5) 修士論文は，指導教員の許可を得た論文のみを受理する。
- 6) 修士論文は，日本社会福祉学会機関誌「社会福祉学」執筆要領（引用法）に従うことを原則とする。
(http://www.jssw.jp/journal/pdf/write_quotation.pdf)

修士論文の構成

【章立ての例】

※必ずしもこれと同じでなくて構わないが，一般的には，このような順番になる。

1. 問題の所在と目的
2. 方法
3. 結果
4. 考察
5. 結論
6. 文献
7. あとがき・謝辞
8. 付録

※各自の修士論文の目次については，指導教員の指導を仰ぎ適切に作成すること。

【修士論文様式】 〈表紙例〉

2.5cm

論文題目
(和文／英文)

九州医療科学大学大学院（通信制）
社会福祉学研究科
社会福祉学専攻

指導教員 氏名

学籍番号
氏 名

2.5cm

2.5cm

2.5cm

【修士論文要旨様式】 〈1ページ目作成例〉

1. 原則としてパソコンまたはワープロで作成し，要旨本文は，2,000字（A4版2枚）程度とし論文提出時に3部提出する．
2. 最初のページの冒頭に，論文題目（和文／英文），専攻名，学生番号，氏名を明記する．
3. 5語以内のキーワード（日本語）を付記する．

【1 ページ目の例】

2.5cm

(和文) 論文題目
(英文) 論文題目

社会福祉学専攻
学籍番号 M111201
氏 名 九州太郎

キーワード：□□，□□，□□，□□，□□

要旨の本文

2.5cm

2.5cm

2.5cm

修士論文の審査基準

社会福祉学研究科博士（前期）課程では、以下の審査基準により修士論文を評価します。

修士論文の審査基準

審査対象者氏名：

審査者： 主査・副査 印

論文題目：

以下の各項目について、該当する評価に○をつけて下さい。なお A, B, C, D の記号は、それぞれ優、良、可、不可に相当します。判定できない項目については、未記入のまま提出して構いません。

1. 項目別評価

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①序論の部分に本研究の目的が明確に述べられているか | A | B | C | D | E |
| ②研究の方法について第3者が納得できるように記載されているか | A | B | C | D | E |
| ③結果の分析や、それに関する論理の展開について、分かりやすい記述になっているか | A | B | C | D | E |
| ④用語が適切に使用されているか、客観的な文章を用いて論理的な構成になっているか | A | B | C | D | E |
| ⑤図表には番号がついているか、その図表の内容を示すような適切なタイトルが示されているか | A | B | C | D | E |
| ⑥結論は、本研究の目的に照らして適切な内容になっているか | A | B | C | D | E |
| ⑦引用・参考文献は適切に記載されているか | A | B | C | D | E |
| ⑧論文抄録、abstract は要領よく記述されているか | A | B | C | D | E |

2. 総合評価

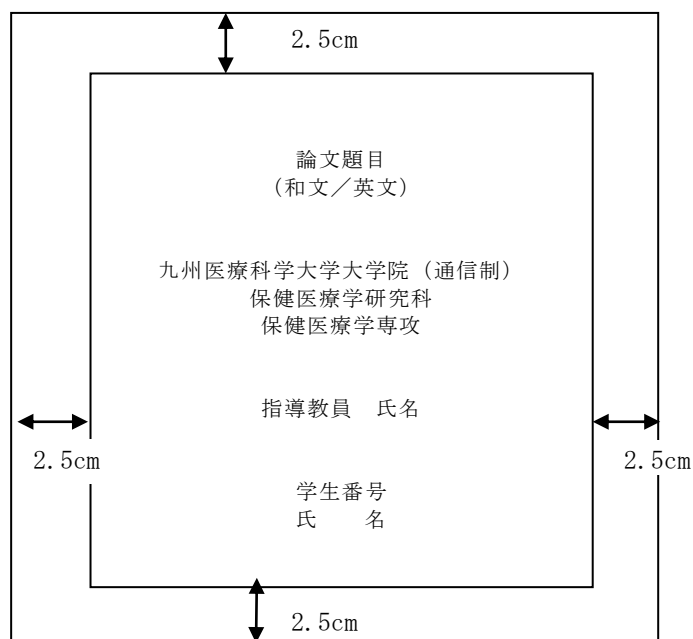
A B C D E

*その他、コメントがある場合には以下に記入してください。必要ならば別紙を使用して下さい。

修士論文作成要領

- 1) 表紙：論文題目（和文／英文）、専攻名、指導教員氏名、学生番号、氏名を明記すること。表紙作成例を参照のこと。
- 2) A4 版縦長の用紙に横書き、パソコンで作成（手書き不可）。
- 3) 字数 1 ページ 1100 字前後、25 枚以上とする。
- 4) 下から 1cm の中央部分－1－の形でページを付す。
- 5) 英文抄録を本文の前に付ける。
- 6) 引用文献の記載は所属学会の様式に準ずる。
- 7) 提出部数 2 部（主査 1 部、副査 1 部）、デジタル媒体 1 部（メール添付）を提出する。
※原則としてデジタル媒体はワードファイルにて提出すること。
※修士論文は、修士論文集用として別途 1 部の提出が必要。
- 8) 論文提出 指定期日までに担当指導教員、通信教育事務課へ提出（必着）。事前の通知で確認すること。所定の手続きに従わない場合は、原則受理しない。
- 9) 修士論文作成にあたっては、別途詳細資料を配布予定。
- 10) 修士論文は、指導教員の許可を得た論文のみ受理する。

【修士論文様式】〈表紙例〉



修士論文要旨作成要領

要旨作成にあたっては、以下の点に留意し、テンプレートにて要旨ファイルを作成し、3部提出すること。

- 1) ファイルは A4 版 縦形式の横書きで Word にて作成すること。
- 2) 演題名、院生・指導教員氏名、所属を明記し、演題タイトルは 60 文字以内、本文 1200 文字以内（図表なし）でまとめること。
- 3) フォントは日本語および数字は MS 明朝、英語は Times New Roman を使用すること。
- 4) フォントサイズは、演題名 14 ポイント、演者名および所属 12 ポイント、本文 10.5 ポイント
- 5) 本文は 1200 文字以内で「目的、方法、結果、考察、結論」を記入する。
【目的】【方法】【結果】【考察】【結論】などのタイトルは MSP ゴシック 10.5 ポイントで作成。
- 6) 単位表記については、物理化学量および単位など度量衡などの単位は、SI 単位の使用を原則とする。
- 7) 5 語以内のキーワード（日本語と英語）を付記する。
- 8) 2 ページ以内で作成すること。

【修士論文要旨様式】

九州医療科学大学 大学院（通信制）保健医療学研究科 博士（前期）課程

[演題名]
[大学院生氏名、指導教員氏名]
[所属機関名]
キーワード： Keywords： [要旨本文]

修士論文の審査基準

保健医療学研究科博士（前期）課程では、以下の審査基準により修士論文を評価します。

修士論文の審査基準

審査対象者氏名：

審査者：（主査・副査）

印

論文題目：

以下の各項目について、該当するものに○を付けて下さい。なお、A、B、C、Dの記号は、それぞれ優、良、可、不可に相当します。また、判定できない項目については、Eに印をつけて下さい。

1. 論文

- | | | | | | |
|----------------------------|---|---|---|---|---|
| 1) 目的【ねらい】の着想は正しいか？ | A | B | C | D | E |
| 2) 研究の構想【全体構成】は妥当か？ | A | B | C | D | E |
| 3) 氏名・所属の表記法は正しいか？ | A | B | C | D | E |
| 4) 論題（タイトル）の和文・英文は適正か？ | A | B | C | D | E |
| 5) 英文抄録の構文・単語に問題はないか？ | A | B | C | D | E |
| 6) キーワード, Key Words は適正か？ | A | B | C | D | E |
| 7) 緒言で本論文の目的が述べられているか？ | A | B | C | D | E |
| 8) 対象(材料)の選択は正しいか？ | A | B | C | D | E |
| 9) 方法の選択は正しいか？ | A | B | C | D | E |
| 10) 論文のオリジナリティーは保たれているか？ | A | B | C | D | E |
| 11) 生命倫理の精神は保たれているか？ | A | B | C | D | E |
| 12) 結果は明確に記述されているか？ | A | B | C | D | E |
| 13) 必要な図・表が使われているか？ | A | B | C | D | E |
| 14) 図・表の説明は充分なされているか？ | A | B | C | D | E |
| 15) 漢字・数字の取り扱いに問題はないか？ | A | B | C | D | E |
| 16) 専門用語を正しく使っているか？ | A | B | C | D | E |
| 17) 考察は客観的であるか？ | A | B | C | D | E |
| 18) 内容の正しさと論旨の一貫性は保たれているか？ | A | B | C | D | E |
| 19) 対象事象の意義は認められるか？ | A | B | C | D | E |
| 20) 論文の長さは適正か（枚数は満たされているか） | A | B | C | D | E |
| 21) データ処理は適正か？ | A | B | C | D | E |
| 22) 結論、抄録で論文の核心を述べているか？ | A | B | C | D | E |
| 23) 文献検索は充分行っているか？ | A | B | C | D | E |
| 24) 文献の記載方法は正しいか？ | A | B | C | D | E |

2. プレゼンテーション

- | | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|---|
| 1) プレゼンテーションの言語は明瞭だったか？ | A | B | C | D | E |
| 2) プレゼンテーションは論文内容を充分説明していたか？ | A | B | C | D | E |
| 3) 発表の態度、スライド等は適正であったか？ | A | B | C | D | E |

3. 総合評価

A ・ B ・ C ・ D

*その他、コメントがある場合には次のページに記入して下さい。

コメント

7 博士論文

履修指導・研究指導の主な流れ

1 年次生		2 年次生		3 年次生	
4 月 初旬	新入生オリエンテーション ・教員による個別面接 ・学習の手引き配布 ・研究計画等について聴取する。 ・履修指導 研究科教授会 ・指導担当教員を決定する。 履修届けを提出	4 月 初旬	研究科教授会 ・各学生の指導担当教員の再確認を行う。 履修届けを提出	4 月 初旬	研究科教授会 ・博士論文執筆有資格者の認定を行う。 履修届けを提出
5 月	博士論文計画詳細書を提出 ・1 年間の研究進捗状況に基づき、2 年次での研究活動体制について再確認を行う。	5 月	博士論文計画詳細書を提出 ・1 年間の研究進捗状況に基づき、2 年次での研究活動体制について再確認を行う。	5 月	博士論文計画詳細書を提出 ・2 年間の研究進捗状況に基づき、博士論文提出に向けての再確認を行う。
8 月	指導担当教員による面接 ・単位修得状況、研究の進捗状況等を確認し、今後の学習・研究についてアドバイスを施す	8 月	指導担当教員による面接 ・単位修得状況、研究の進捗状況等を確認し、今後の学習・研究についてアドバイスを施す	8 月	指導担当教員による面接 ・博士論文執筆有資格者としての所見を伝達し、具体的論文作成指導を行う。
10 月	博士論文研究計画書を提出			11 月	博士論文提出（～12 月上旬）
1 月	第 1 次研究中間発表会 ・個々の研究テーマの進捗状況およびその成果について、学内発表会を行う。	1 月	第 2 次研究中間発表会 ・博士論文作成に際し、研究成果の中間発表会を行う。	1 月	研究成果発表会 ・研究成果の発表会を行う。
2 月	指導教員による面接 ・単位修得状況、研究の進捗状況等を確認し、今後の学習・研究（2 年次での研究活動体制の確立、博士論文作成等）にアドバイスを施す。	2 月	指導教員による面接 ・単位修得状況、研究の進捗状況等を確認し、今後の学習・研究（2 年次での研究活動体制の確立、博士論文作成等）にアドバイスを施す。	2 月	博士論文発表会 ・博士論文の最終発表会を行う。 博士論文審査 ・発表、提出を受けた博士論文について審査を行う。 最終試験（口頭試問）
3 月	研究科教授会 ・単位認定を行う。	3 月	研究科教授会 ・単位認定を行う。	3 月	研究科教授会 ・単位認定及び博士論文の合否判定 ・修了判定

※上記表は、計画モデルにつき変更される場合があります。

九州医療科学大学大学院(通信制)社会福祉学研究科博士(後期)課程論文指導及び審査規程

(主旨)

第1条 この規程は九州医療科学大学大学院(通信制)社会福祉学研究科博士(後期)課程(以下「当該博士(後期)課程」という)において実施される研究指導体制、論文指導体制、原則的な研究指導スケジュール、博士の学位論文(以下「博士論文」という)を提出するための要件、予備審査及び本審査等について定めるものである。

(指導体制)

第2条 研究指導及び論文指導は主指導教員が担当し、副指導教員が補佐する。副指導教員は当該博士(後期)課程に所属する教員であり、主指導教員が指名し研究科教授会が承認する。

(主指導教員の決定)

第3条 学生は定められた期日までに希望する主指導教員を研究科長に申告する。研究科教授会は当該学生の研究テーマ等を総合的に検討し主指導教員を決定する。

(ガイドライン等の遵守)

第4条 学生は倫理規程等のガイドラインを遵守して研究を進めなければならない。博士論文等を提出するにあたっては別に定める論文の書き方に関する作成要領等を遵守しなければならない。

(博士論文執筆有資格者の認定)

第5条 学生は博士論文を提出する前に以下の要件を備えなければならない。

- ① 本研究科が認定する査読制度のある専門学術誌に原則として原著論文を1編以上論文発表すること。当該博士(後期)課程入学前に発表された論文については、博士論文のテーマに係わる論文であること。当該論文は単著であるかまたは学位申請者が筆頭者であることを原則とする。
- ② 予備試験に合格すること。予備試験は毎年1回以上実施される。予備試験合格の有効期間は合格した年度を含めて5年を原則とする。予備試験は語学試験を原則とするが、必要に応じて加える他の試験を加えることができる。

(予備審査)

第6条 学位申請者は予備審査を受けなければならない。

- 2 研究科教授会が委嘱する予備審査委員が予備審査を行う。予備審査委員は主査1名及び副査2名を原則とし、外部審査委員を含めることができる。
- 3 予備審査にあたっては以下の要件を加える。
「博士論文執筆有資格者の認定」で申告した論文を除き、当該博士(後期)課程在学中に本研究科が認定する査読制度のある専門学術誌に原著論文を1編以上論文発表すること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著であるか学位申請者が筆頭者であることを原則とする。
- 4 前項において本研究科の認定を受けていない学術誌については、研究科教授会において別途審議するものとする。

- 5 予備審査において、予備審査委員は博士論文の内容審査をおこなうと共に、学位申請者に当該論文内容のプレゼンテーション及び口頭試問を課す。
- 6 予備審査の評価結果については主査が研究科教授会に報告し、同研究科教授会から本審査に付すか否かの承認を得なければならない。
- 7 本審査に付すか否かの最終的な結果については研究科長が当該学生に通知する。
- 8 本審査に付すことが承認された場合、博士論文の審査に係るこれ以降の手続きについては九州保健福祉大学学位規程第 18 条から第 22 条による。

(博士研究成果発表会)

第 7 条 研究科長は、予備審査合格者に対し博士研究成果発表会を開催する。

(最終試験)

第 8 条 博士研究成果発表会終了後に最終試験を実施する。

- 2 最終試験は、研究科教授会が委嘱する予備審査委員及び外部審査委員で構成される専門委員会が非公開の口頭試問により行う。
- 3 最終試験合格の議決は、専門委員会委員全員の同意を得なければならない。
- 4 最終試験合格後、主査は当該研究科長に研究科教授会による本審査会の開催を要請する。

(本審査)

- 第 9 条 最終試験合格後、研究科長は研究科教授会を招集し、同研究科構成員の 3 分の 2 以上の出席を得て本審査を行う。
- 2 研究科教授会での本審査合格の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(論文提出による学位)

第 10 条 論文提出による学位の予備審査にあたっては以下の要件を加える。学部卒業後 6 年以上の経歴を有する者で、学位申請者がこれまで本研究科が認定する査読制度のある学術雑誌に、博士論文のテーマに係わる 6 編（内 3 編は単著または学位申請者が筆頭著者であること）以上の原著論文を発表していること。さらに本研究科に特別研究生として 6 カ月以上在籍し、本研究科が認定する査読制度のある学術雑誌に 1 編以上原著論文を発表すること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。

附則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【博士論文の審査基準】

1. 審査の前提として、社会福祉学研究科が認めた学術誌に掲載された論文が2編以上あること。
2. 提出された学位請求論文における研究対象者の人権が尊重されていること。学内倫理規定や関連団体の倫理基準が遵守されていること。
3. 問題の所在と研究課題・目的が明確に述べられていること。
4. テーマや内容に関して、独創性、新規性が認められること。
5. 研究目的を達成するために適切な研究方法であること。
6. 論文の構成、論理の一貫性が明確で適切な文章表現であること。
7. 研究発表がわかりやすく、的確な質疑応答ができること。
8. 提出された学位請求論文が社会福祉分野における学術的価値向上に資すると認められること。

なお、審査基準の評価表は別表（社会福祉学研究科学位審査ルーブリック表）に示す。

博士論文の審査基準

社会福祉学研究科博士（後期）課程では、以下の審査基準により博士論文を評価します。

九州医療科学大学大学院 社会福祉学研究科 学位審査ルーブリック表（ 予備審査 ・ 本審査 ）学生番号： 学生名：

担当	項目		A 秀でている	B 基準に達している	C 基準要素を獲得している	D 基準に達していない	評価		
1	指導教員（学位申請の是非を判断）	データ、資料の管理・保存	オリジナルデータは、指導教員等の管理する公的な場所に適切に保存され、論文提出後の照会や検証に即時対応可能である	オリジナルデータは、学位申請者個人によって確実に保存されており、論文提出後の照会や検証にも対応可能である	適切に保存できていないオリジナルデータが一部存在するが、それを除外しても同じ結論を導き出せる	結論を導くためのデータが適切に保存できていない			
		事前承認	該当なし	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、該当する倫理委員会の承認等、必要な対応を済ませた上で研究活動を行っている	該当なし	研究活動の一部もしくは全てにおいて、研究に関わる倫理上の問題につき該当する倫理委員会の承認等、必要な対応がなされていない			
		剽窃	該当なし	論文中に剽窃部位は無く、他の論文からの引用も適切な方法によって行われている	該当なし	論文中に明らかな剽窃箇所が認められる 使用されている図表に、無断引用されたものがある 以前発表したデータの使い回しがある			
	論文作成能力		指導教員等がほとんど介入することなく学位論文を作成できる	学位論文作成にあたり、指導教員等による多少の介入を要した	学位論文作成にあたり、指導教員等の大幅な介入を要した	学位論文を作成できていない			
主査・副査（審査にて2・3・4をすべて評価） / 研究科担当教員（原則として口頭発表にて3・4を評価）	2	学位論文の水準	学会専門雑誌、またはそれと同等以上の価値があると研究科委員会にて認定された雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した	学会専門雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した	何らかの活字媒体に、筆頭著者として原著論文を発表した	筆頭著者として論文を発表していない。または、筆頭著者として現在論文を投稿中だが、その採否が決定していない	予審参考（ ）		
		社会福祉分野における重要性	研究で明らかにする内容が明確に示され、その研究成果が社会福祉分野における課題の解決に直結している	研究で明らかにする内容が明確に示され、その研究成果が社会福祉分野における課題の解決につながり得る	研究で明らかにする内容は明確であるが、その研究成果が社会福祉分野における課題の解決にあまり寄与しない	研究で明らかにする内容が不明確である その研究成果が社会福祉分野における課題と関連しない	予審参考（ ）		
		オリジナリティ	関連する先行研究を網羅した上で、当該論文のテーマの独自性を明確に示している	関連する先行研究に当該論文と類似するテーマがないわけではないが、当該論文には独自性が認められる	すでにほぼ同様のテーマの先行研究があるが、独自性を有する部分もある	すでに、同様のテーマの先行研究が存在しており、独自性は認められない	予審参考（ ）		
		研究方法の妥当性	研究目的を達成するために最もふさわしいと考えられる研究方法を選択している	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるが、些か疑問である、または他にもっと適切な方法がある	研究目的と研究方法が合致していない	予審参考（ ）		
		論理の一貫性（研究目的と結果との整合性）	研究目的を完全に満たす研究結果が示されている	示された研究結果は、研究目的を概ね充足している	示された一部の研究結果が、研究目的から逸脱している	示された研究結果が、研究目的と乖離している	予審参考（ ）		
		解釈	参考文献や得られたデータに基づいて客観的で公平な解釈をおこなっており、かつ予想や仮説に一致しないデータにも論理的な解釈を加えている	参考文献や得られたデータに基づいて客観的で公平な解釈をおこなっているが、予想や仮説に一致しないデータは例外として除外している	結果の解釈そのものに歪曲はないが、自身の予想や仮説に一致するものだけを重要データと捉えている箇所がある	自身の予想や仮説に一致するものだけを報告している 結果の解釈そのものに歪曲がある	予審参考（ ）		
	3	言葉遣い・話し方	言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切であり、他者に伝わるように工夫されている	話し方に工夫が感じられ、話している内容は概ね理解できるが、一部の専門用語に対する説明が不十分である	言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切とは言えず、話している内容のかなりの部分が聞き取りにくい	話している内容がほとんど聞き取れない 何が言いたいのかわからない			
		発表時間	規定時間（ジャスト）～1分前に発表を終えた	規定時間の1分～2分前に発表を終えた	規定時間を2分～5分残して発表を終えた	規定時間を超えた 規定時間の5分以上前に発表を終えた			
		スライド	結果をわかりやすく表現するために、適切な図表等が示されており、配色や文字の大きさなども見やすく工夫されている	文字が小さいなど見づらいものもあるが、結果をわかりやすく表現するために必要な図表等がおおよそ示されている	必要とはいえないスライドがあったり、逆に必要な図表が欠けているため、理解しにくい部分がある	結果を表現するために必要な図表等がほとんど示されていない			
	4	論理的思考能力（2割）	質問の意図を正しく理解し、信頼できる根拠に基づいて論理的に回答している	回答の内容は信頼できる根拠に基づいた適切なものであるが、質問された内容と少しずれている	回答の内容の一部に論理の破たんがある 質問の意図に沿った回答をしているものの、根拠の信頼性に疑問が残る	回答の内容の大部分が非論理的である 回答が質問の意図に沿っていない			
			質問終了後、即座に回答している	質問終了後、少し経ってから回答している	質問終了から回答開始までかなり時間がかかる	質問に答えられない			
評価日 年 月 日									
評価者氏名							印		

九州医療科学大学大学院(通信制)保健医療学研究科博士(後期)課程論文指導及び審査規程

(主旨)

第1条 この規程は九州医療科学大学大学院(通信制)保健医療学研究科博士(後期)課程(以下「当該博士(後期)課程」という)において実施される研究指導体制、論文指導体制、原則的な研究指導スケジュール、博士の学位論文(以下「博士論文」という)を提出するための要件、予備審査及び本審査等について定めるものである。

(指導体制)

第2条 研究指導及び論文指導は研究指導教員が行う。

(主指導教員の決定)

第3条 学生は定められた期日までに希望する主指導教員を研究科長に申告する。研究科教授会は当該学生の研究テーマ等を総合的に検討し主指導教員を決定する。

(ガイドライン等の遵守)

第4条 学生は倫理規程等のガイドラインを遵守して研究を進めなければならない。博士論文等を提出するにあたっては別に定める論文の書き方に関する作成要領等を遵守しなければならない。

(博士論文執筆有資格者の認定)

第5条 学生は博士論文を提出する前に以下の要件を備えなければならない。

- (1) 博士課程に進学後、本研究科が認定する専門学会で1回以上発表すること。
- (2) 本研究科が認定する査読制度のある専門学術誌に1編以上論文発表すること。当該博士(後期)課程入学前に発表された論文については、博士論文のテーマに係わる論文であること。当該論文は単著であるかまたは学位申請者が筆頭者であることを原則とする。
- (3) 予備試験に合格すること。予備試験は毎年1回以上実施される。予備試験合格の有効期間は合格した年度を含めて5年を原則とする。予備試験は語学試験を原則とするが、必要に応じて他の試験を加えることができる。

(予備審査)

第6条 学位申請者は予備審査を受けなければならない。

- 2 研究科教授会が委嘱する予備審査委員が学位申請者の出席を求め非公開で予備審査を行う。予備審査委員は主査1名及び副査2名以上とし、外部審査委員を含めることができる。
- 3 予備審査にあたっては以下の要件を加える。

本博士課程在学中に博士論文として本研究科が認定する学術雑誌に1編以上論文発表すること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。

- 4 予備審査において、予備審査委員は博士論文の内容審査をおこなうと共に、学位申請者に当該論文内容のプレゼンテーションを課し、研究の新規性・社会貢献、プレゼンテーション能力、論理的思考能力の評価を行う。
- 5 予備審査の評価結果については主査が研究科教授会に報告し、同研究科教授会から本審査に付すか否かの承認を得なければならない。
- 6 本審査に付すか否かの最終的な結果については研究科長が当該学生に通知する。
- 7 本審査に付すことが承認された場合、博士論文の審査に係るこれ以降の手続きについては九州医療科学大学学位規程第 18 条から第 22 条による。

(博士研究成果発表会)

第 7 条 研究科長は、予備審査合格者に対し博士研究成果発表会を開催する。

(最終試験)

第 8 条 最終試験は、博士研究成果発表会において公開の口頭試問による。

(本審査)

第 9 条 博士研究成果発表会及び最終試験終了後、研究科長は研究科教授会を招集し、同研究科構成員の 3 分の 2 以上の出席を得て本審査を行う。研究科教授会は研究の新規性・社会貢献、プレゼンテーション能力、論理的思考能力等を総合的に評価して可否を議決しなければならない。

2 研究科教授会での本審査合格の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(論文提出による学位)

第 10 条 論文提出による学位の予備審査にあたっては以下の要件を加える。

- (1) 予備試験に合格すること。
- (2) 学部卒業後 6 年以上の研究歴を有する者で、学位申請者がこれまで本研究科が認定する学術雑誌に 6 編(内 3 編は単著または学位申請者が筆頭著者であること)以上論文発表していること。さらに本研究科に特別研究生として 6 カ月以上在籍し博士論文として本研究科が認定する学術雑誌に 1 編以上論文発表していること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。

附則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

博士論文の審査基準

保健医療学研究科博士（後期）課程では、以下の審査基準により博士論文を評価します。

九州医療科学大学 大学院(通信制)保健医療学研究科 学位審査ルーブリック表（ 予備審査 ・ 本審査 ）					学位申請者氏名		
担当	項目		秀でている	基準に達している	基準要素を獲得している	基準に達していない	評価
A 指導教員（学位申請の是非を判断）	データ、資料の管理・保存		オリジナルデータは、指導教員等の管理する公的な場所に適切に保存され、論文提出後の照会や検証に即時対応可能である	オリジナルデータは、学位申請者個人によって確実に保存されており、論文提出後の照会や検証にも対応可能である	適切に保存できていないオリジナルデータが一部存在するが、それを除外しても同じ結論を導き出せる	結論を導くためのデータが適切に保存できていない	
	倫理性	事前承認	該当なし	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、該当する倫理委員会の承認等、必要な対応を済ませた上で研究活動を行っている	該当なし	研究活動の一部もしくは全てにおいて、研究に関わる倫理上の問題につき該当する倫理委員会の承認等、必要な対応がなされていない	
		剽窃	該当なし	論文中に剽窃部位は無く、他の論文からの引用も適切な方法によって行われている	該当なし	論文中に明らかな剽窃箇所が認められる使用されている図表に、無断引用されたものがある以前発表したデータの使い回しがある	
	論文作成能力		指導教員等がほとんど介入することなく学位論文を作成できる	学位論文作成にあたり、指導教員等による多少の介入を要した	学位論文作成にあたり、指導教員等の大幅な介入を要した	学位論文を作成できていない	
主査・副査（予備審査にてB・C・Dをすべて評価）／研究科担当教員（原則として口頭発表にてC・Dを評価）	B 新規性・社会貢献性（6割）	学位論文の水準	学会専門雑誌、またはそれと同等以上の価値があると研究科委員会にて認定された雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した(15点)	学会専門雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した(10点)	何らかの活字媒体に、筆頭著者として原著論文を発表した(5点)	筆頭著者として論文を発表していない。または、筆頭著者として現在論文を投稿中だが、その採否が決定していない	予審参考（ ）
		保健科学分野における重要性	研究で明らかにする内容が明確に示され、その研究成果が保健科学分野における課題の解決に直結している(10点)	研究で明らかにする内容が明確に示され、その研究成果が保健科学分野における課題の解決につながり得る(7点)	研究で明らかにする内容は明確であるが、その研究成果が保健科学分野における課題の解決にあまり寄与しない(2点)	研究で明らかにする内容が不明確であるその研究成果が保健科学分野における課題と関連しない	予審参考（ ）
		オリジナリティ	関連する先行研究を網羅した上で、当該論文のテーマの独創性を明確に示している(10点)	関連する先行研究に当該論文と類似するテーマがないわけではないが、当該論文には独創性が認められる(7点)	すでにほぼ同様のテーマの先行研究があるが、独創性を有する部分もある(2点)	すでに、同様のテーマの先行研究が存在しており、独創性は認められない	予審参考（ ）
		研究方法の妥当性	研究目的を達成するために最もふさわしいと考えられる研究方法を選択している(5点)	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している(3点)	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるが、些か疑問である、または他にもっと適切な方法がある(1点)	研究目的と研究方法が合致していない	予審参考（ ）
		研究目的と結果との整合性	研究目的を完全に満たす研究結果が示されている(10点)	示された研究結果は、研究目的を概ね充足している(8点)	示された一部の研究結果が、研究目的から逸脱している(2点)	示された研究結果が、研究目的と乖離している	予審参考（ ）
		解釈	参考文献や得られたデータに基づいて客観的で公平な解釈をおこなっており、かつ予想や仮説に一致しないデータにも論理的な解釈を加えている(10点)	参考文献や得られたデータに基づいて客観的で公平な解釈をおこなっているが、予想や仮説に一致しないデータは例外として除外している(6点)	結果の解釈そのものに歪曲はないが、自身の予想や仮説に一致するものだけを重要データと捉えている箇所がある(2点)	自身の予想や仮説に一致するものだけを報告している結果の解釈そのものに歪曲がある	予審参考（ ）
	C プレゼン能力（2割）	プレゼン技術	言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切であり、他者に伝わるように工夫されている(10点)	話し方に工夫が感じられ、話している内容は概ね理解できるが、一部の専門用語に対する説明が不十分である(7点)	言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切とは言えず、話している内容のかなりの部分が聞き取りにくいまたは、専門用語が多量に用いられ、他分野の研究者には理解が難しい(2点)	話している内容がほとんど聞き取れない何が言いたいのかよくわからない	
		発表時間	規定時間(シャスト)～1分前に発表を終えた(3点)	規定時間の1分～2分前に発表を終えた(2点)	規定時間を2分～5分残して発表を終えた(1点)	規定時間を超えた規定時間の5分以上前に発表を終えた	
		スライド	結果をわかりやすく表現するために、適切な図表等が示されており、配色や文字の大きさなども見やすく工夫されている(7点)	文字が小さいなど見づらいものもあるが、結果をわかりやすく表現するために必要な図表等がおおよそ示されている(4点)	必要とはいえないスライドがあったり、逆に必要な図表が欠けているため、理解しにくい部分がある(1点)	結果を表現するために必要な図表等がほとんど示されていない	
	D 論理的思考能力（2割）	論理性	質問の意図を正しく理解し、信頼できる根拠に基づいて論理的に応答している(15点)	応答の内容は信頼できる根拠に基づいた適切なものであるが、質問された内容と少しずれている(10点)	回答の内容の一部に論理の破綻がある質問の意図に沿った応答をしているものの、根拠の信頼性に疑問が残る(5点)	回答の内容の大部分が非論理的である応答が質問の意図に沿っていない	
		即時応答力	質問終了後、即座に応答している(5点)	質問終了後、少し経ってから応答している(3点)	質問終了から応答開始までかなり時間がかかる(1点)	質問に答えられない	
				評価日 評価者氏名	年 月 日	合計 点	

[第 15 条様式：A4 版]（課程修了による）

学 位 授 与 申 請 書

九州医療科学大学
学長 殿

九州医療科学大学学位規程第 15 条に基づき、博士（ ）の学位の授与を受けたく、
下記書類を添えて申請致します。

記

- | | |
|------------|-----|
| 1. 博士論文 | 5 部 |
| 1. 論文内容の要旨 | 5 部 |

令和 年 月 日

九州医療科学大学大学院（通信制）
博士（後期）課程
氏 名

研究科
専攻
印

[第 15 条・第 20 条様式：A4 版]（課程修了による）

論文内容の要旨

(和文) 論文題目

(英文) 論文題目

専攻名

申請者氏名

キーワード：□□□□□, □□□□□, □□□□□, □□□□□
 key words：□□□□□, □□□□□, □□□□□, □□□□□

本文

～□□□□□□□□□□□□□
 4,000 字以内

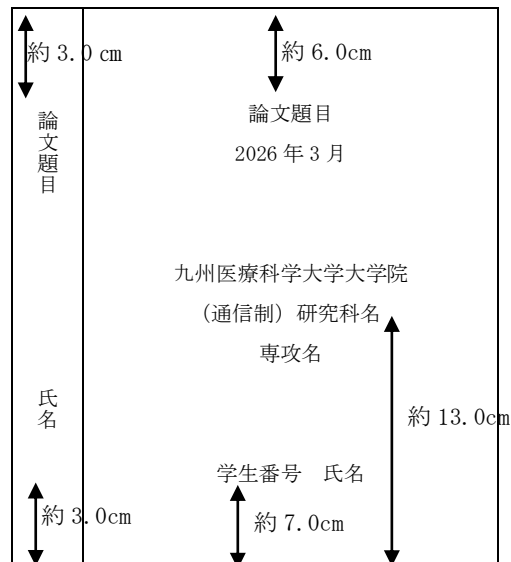
公表論文：

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□～

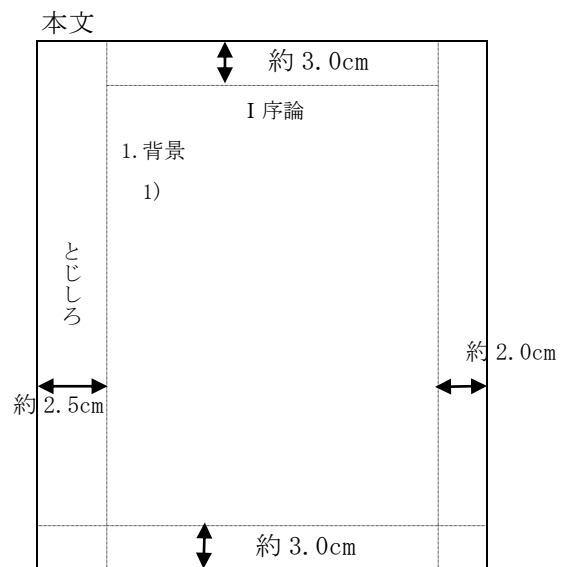
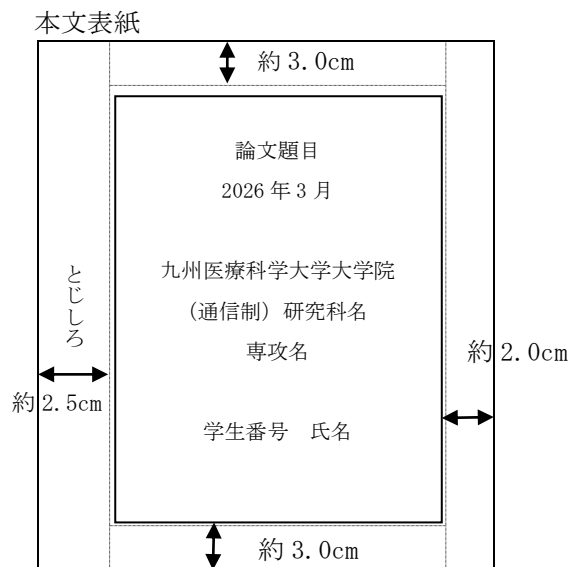
博士学位論文の体裁について

博士の学位を申請するものは、学位論文を次のとおり提出しなければならない。

1. 提出部数：1 部
2. 製本方法：論文用紙は、原則として A4 版上質紙を用いること。装丁は、表紙黒クローズ（A4 版、厚さ 2.0 mmに見合うもの）で、左かがりとじにし、表紙および背表紙を下図のとおり配すること。



整理保存等のため下のように余白をとって下さい。



博士学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

九州医療科学大学が博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条、第九条及び九州医療科学大学学位規程（令和6年4月1日改正）の第34条に基づき、九州医療科学大学リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」、「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

博士の学位論文を提出するにあたり、学位の申請及び九州医療科学大学リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ、必要事項を記入してください。

【九州医療科学大学学位規程（令和6年4月1日改正）抜粋】

（論文等の公表）

- 第34条 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

学位申請者 氏 名	
論文提出先研究科	
（日本語の場合ふりがな） 論 文 題 目	
連 絡 先 （修了後も連絡が取れる 連絡先を記入のこと）	〒 電話番号： e-mail：

（裏面の必要事項を記入してください。）

問い合わせ先：

① 確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること

通学制・・・教務課

Tel：0982-23-5572（内線 9110） Fax：0982-23-5570（内線 9106）

通信制・・・通信教育事務課

Tel：0982-23-5535（内線 8827） Fax：0982-23-5534（内線 8820）

E-Mail：kums-c-master@office.jei.ac.jp

② リポジトリ・著作権に関すること

九州医療科学大学 附属図書館

Tel：0982-23-5562（内線 8800） Fax：0982-23-5560（内線 8802）

E-Mail：u_lib@phoenix.ac.jp

九州医療科学大学リポジトリ トップページ <https://phoenix.repo.nii.ac.jp/>

※以下の項目は、事務で記入します。

学位記番号	甲 第 号	学位授与年月日	年 月 日
-------	-------	---------	-------

1. 学位論文執筆に係る確認事項

- ☐ 研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。
- ☐ 著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～キを満たす、適切な方法で引用を行っている。または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。）
- ア 既に公表されている著作物であること
- イ 「公正な慣行」に合致すること
- ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること
- エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ 引用を行う「必然性」があること
- キ 「出所の明示」をすること
- ☐ プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。）

2. 学位論文申請に係る確認事項

- ☐ 共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または、単著論文であること。
- ☐ 「学位論文の全文」、「学位論文の要旨」の電子データを提出すること。また、九州医療科学大学学位規程第34条第3項における「やむを得ない事由」がある場合には、併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は、PDF（PDF/A(ISO 19005)推奨）とする。

3. 九州医療科学大学リポジトリで公表することに係る確認事項

<留意事項>

- 1 本学では九州医療科学大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため、本確認書（申請書）提出の際に、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したことになります。
- 2 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。
- 3 「学位論文の要旨」及び「論文審査の要旨」は学位授与日から3月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から1年以内にリポジトリにおいて公表しますので、確認してください。

- ☐ 学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。
- ☐ 九州医療科学大学学位規程第34条第3項における「やむを得ない事由」（以下A～H）に該当しないこと。（該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。）

【九州医療科学大学学位規程第34条第3項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェック不要）

- A☐ 立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。
- B☐ 学位論文における文章や図表・写真等について、著作権法第32条に定める引用ではなく、同法第63条に定める許諾によって利用した場合において、リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また、リポジトリでの公表について許諾が得られていない。
- C☐ 共著者のある場合で、リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。
- D☐ 著作権を譲渡している場合で、著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。
- E☐ 投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。
- F☐ 公表してはいけないような、対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。
- G☐ 投稿・出版の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。
- H☐ 特許・実用新案等の出願の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。

九州医療科学大学 学長 殿

上記の理由（詳細：_____）により、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したく、申請いたします。

なお、上記の理由が解消された場合には、速やかに_____研究科へ改めて本紙を提出し、論文の全文を公表します。

【公開予定日：20____年____月____日】（☐ 公開予定日は定まらない。）

4. 申請者署名及び指導教員署名

学位申請者署名（自署）		20____年____月____日
主指導教員署名（自署） （論文博士の場合、主査等署名）		20____年____月____日

※以下の項目は、事務で記入します。

記載いただく氏名等の情報は、学位関係業務にのみ使用します。

（事務で記入） やむを得ない事由の審議結果	20____年____月____日 第____回_____研究科教授会 承認（可・否）
--------------------------	---

V. 学籍及び諸手続

1. 学生証
2. 休学・復学
3. 退学・除籍・再入学
4. 学生納付金
5. 異動の届出
6. 諸手続（各種証明書）
7. 特別郵便料金制度（第4種）

1 学生証

学生証は九州医療科学大学大学院の学生であることを証明するもので、常に携帯するようにしてください。学生証がない場合は、スクーリングや科目修了試験の受講、学生割引の利用等を受けられなくなりますので、紛失等のないように気をつけてください。

注意事項

- 1) 学生証は他人に貸与または譲渡出来ません。
- 2) 学生証を紛失したときは通信教育事務課へ直ちに連絡し、紛失届を提出の上、再交付の手続きをしてください。
- 3) 学生証に写真及び学長印のないものは無効となります。
- 4) 学生証は、本学教職員より要求があった場合、いつでもこれを呈示しなければなりません。
- 5) 学生証は、修了・退学または除籍等により、本大学院生の身分を失った場合には、直ちに通信教育事務課へ返却しなければなりません。
- 6) 本学及び関連校において、図書館・自習室等の施設を利用する際には学生証の提示が必要となります。

有効期間の更新

学生証の有効期間は、博士（前期）課程 2 年間、博士（後期）課程 3 年間となります。有効期間が過ぎて、在学している場合、通信教育事務課より再度学生証を発行いたします。以降は 1 年ごとに更新手続きを行わなければなりません。

なお、次年度の授業料が納入されていない場合には、学生証の再発行は行えません。授業料等諸納付金は確実に入金してください。

再発行の手続き

本大学院に在学中、学生証を紛失または汚損した場合は、速やかに再発行の手続きを行ってください。スクーリングの受講、科目修了試験の受験、図書館の利用等が出来なくなります。再発行手続きに際しては、以下のものを用意して、本学通信教育事務課まで申請してください。

1. 『学生証再交付願』を記入してください。
2. 学生証用写真 1 枚（最近 6 ヶ月以内に撮影した縦 4cm×横 3cm の大きさで、脱帽真正面・上半身・無背景のもの。ただしスナップは不可）
3. 再発行手数料 1,000 円（郵便為替証書）
4. 返信用として 430 円分の切手（レターパックライトで送付します）
5. 汚損の場合は、汚損した学生証（紛失の場合、再発行後に古い学生証が見つかった場合には、古い学生証を返送してください）。

学生番号の取り扱い

学生番号は、入学時に交付される学生証に記載されている番号のことで、この番号は学生個々を識別するための番号であり、各種手続きやレポート課題の提出、科目修了試験等様々な時に必要となる大切な番号です。修了後も証明書の交付等で必要となりますので、間違いのないよう確実に記憶しておいてください。なお、本大学院の学生番号の数字 7 桁には下記の意味があります。

《2025 年度入学生の場合》

例)	M 大学院（前期）課程	1 or 2 研究科番号	1 専攻番号	25 入学年度	01～99 個人番号
	D 大学院（後期）課程	2 or 3 研究科番号	1 専攻番号	25 入学年度	01～99 個人番号

* 研究科番号 社会福祉学研究科……………1（前期課程）・3（後期課程）
 保健科学研究科……………2

2 休学・復学

休学の取り扱い

本大学院に在籍するものが、疾病またはその他やむを得ない特別な事由により長期間に渡る就学が困難な場合、申請にもとづき、休学を願い出ることができます。

休学に関する手続き・注意事項等は以下のとおりです。

休学に関する手続き

1. 休学を願い出の場合は、「休学願」に休学を願い出る詳細な事由及び必要事項を記入し、保証人連署の上、通信教育事務課まで提出してください。
但し、休学の事由が疾病による場合は、「医師の診断書」を添付してください。
2. 「休学願」の提出後、本大学院研究科教授会において審議を行い、学長に上申し、可否を承認します。
3. 決定された休学の可否については、後日事務局より文書で通達します。
「休学願」の提出後、審議の結果、休学が決定されます。必要書類を提出しただけでは休学が確定したことになりませんので、ご注意ください。

休学に関する注意事項

1. 休学期間は1年以内です。1年を越えて休学事由が解消されず、引き続き休学を希望する場合は、再度、「休学願」の提出が必要となります。
2. 休学期間は、在学年数（最長6年）に算入されません。但し、「休学願」提出当該年度については、在学年数に算入されますので注意してください。
3. 休学を願い出ることのできる期間は、最長延べ2年間です。2年間を越える休学は原則として認められません。
4. 休学期間中も本大学院の在籍扱いとなりますが、「課題の提出」「科目修了試験の受験」「スクーリングの受講」「本学及び関連校の施設利用」等、本大学院生としての一切の行為を行使することはできませんので、注意してください。
5. 休学期間満了時に、休学の延長または復学の手続きを行わない場合には、休学期間の満了に伴い除籍扱いとなりますので、引き続き在学を希望する場合は、必ずいずれかの手続きを行ってください。
6. 授業料等の学納金を納入した後に、休学を願い出た場合であっても、既納付金については原則返還いたしませんので、注意してください。
7. 休学を願い出た場合、休学期間中の休学料が徴収されます。
8. 休学決定後は、本学からの連絡は原則行われません。

休学期間及び休学願の提出期限

休学期間	休学願提出期限	休 学 料
4月1日から1年間	休学予定年の2月末日まで	10,000 円

※休学期間の取り扱いは「休学願」提出後の次年度（4月）からとなります。

復学の取り扱い

本大学院に在籍するもので、休学中であったものが、休学事由の解消により就学が可能となった場合、申請にもとづき復学を願い出ることができます。

休学期間を終了しても、復学の手続きを行わなければ、復学は認められません。

復学に関する手続き・注意事項等は次項のとおりです。

復学に関する手続き

1. 復学を願い出る場合は、「復学願」に必要な事項を記入し、保証人連署の上、通信教育事務課まで提出してください。
2. 「復学願」の提出後、本大学院研究科教授会において審議を行い、学長に上申し、可否を承認します。
3. 決定された復学の可否については、後日通信教育事務課より文書で通達します。
「復学願」の提出後、審議の結果、復学が決定されます。必要書類を提出しただけでは復学が確定したことになりませんので、ご注意ください。

復学に関する注意事項

1. 休学期間満了までに「復学願」を提出してください。手続きを行わない場合には、休学期間の満了に伴い除籍扱いとなりますので、引き続き在学を希望する場合は、必ずいずれかの手続きを行ってください。
2. 復学が許可された者は、復学年度に必要な授業料等諸納付金の支払いが、所定の期日までに完了できるよう準備してください。復学が許可された場合であっても、授業料等諸納付金の支払いが行われない場合は、除籍扱いとなる場合があります。
3. 復学の決定後であっても、復学許可となる期日までの間は、「課題の提出」「科目修了試験の受験」「スクーリングの受講」「本学及び関連校の施設利用」等、本大学院生としての一切の行為を行使することはできません。
復学許可となる期日より本大学院生としてのすべての行為を行使することが出来るようになります。

復学許可期日及び復学願の提出期限

復 学 許 可 期 日	復 学 願 提 出 期 限
提出期限年の4月1日から	復学予定年の前年12月～翌年2月末日まで

※復学許可期日の取り扱いは「復学願」提出後の次年度からとなります。

但し、やむを得ない理由で年度途中の復学を願い出る場合は審議の上、認める場合があります。
その場合には当該年度の学納金の納入が必要となります。

3 退学・除籍・再入学

退学の取り扱い

疾病、進路変更または学習意欲の喪失など、やむを得ない理由により本大学院での学習が継続ができなくなった場合、自らの意志により在籍を放棄し、退学することができます。

しかし、このような場合、様々な悩みや不安を抱きながら決断されることが多いと思いますので、一人で悩まず、本大学院の指導教授や教職員、共に学習をすすめている学友の皆さん等に相談を持ちかけ、よく考えた上で、決断されますようお願いいたします。

退学の区分

退学には「自主退学」および「懲戒による退学」の2通りの区分があります。

1. 自主退学

自主退学とは、疾病や進路変更などのやむを得ない事由により退学を自ら願い出る場合の退学です。

2. 懲戒による退学

学生が本学諸規程に反する行為や、その他学生の本分に反する行為を行ったとき、本学より懲戒による退学を言い渡された場合の退学です。

自主退学に関する手続き

1. 退学を願い出る場合は、「退学願」に退学を願い出る詳細な事由及び必要事項を記入し、保証人連署の上、通信教育事務課まで提出してください。

なお、疾病が理由となり退学を願い出る場合は、「医師の診断書」の提出を求める場合もあります。

2. 「退学願」提出後、本大学院研究科教授会にて審議を行い、学長に上申し、決定します。
3. 決定された退学については、後日文書で通達します。

退学に関する注意事項

1. 「退学願」の受付は随時行います。退学が決定された月の末日が原則として退学日となります。但し、懲戒による退学に関しては、決定即日退学となる場合があります。
2. 退学後、再入学または科目等履修生として就学を希望される場合は、通信教育事務課まで願い出て、所定の手続きを行ってください。審議の上で可否を決定いたします。

除籍の取り扱い

除籍とは、次に掲げる事項に該当する場合適用され、本人の意思にかかわらず学籍を失効することを示します。

1. 学費等の未納

本学より指定された学費の納入期日までに入金が確認されず、再三の督促にも関わらず、なお納入されない場合。

2. 休学期間の満了

本人の申請により許可された休学期間の満了に際して、「復学」「休学の延長」「退学」など、所定の手続きが行われない場合。

3. 休学期間の超過

休学許可最長年限となる合計2年間を越えてもなお休学の事由が消滅されない場合。

4. 在学期間の満了

最長在学年限となる6年間を越えてもなお修了ができない場合。

5. 死亡

本人が死亡した場合

6. 行方不明

長期間にわたり所在または連絡が確認されない場合。

各事項の1に該当する場合、本大学院研究科教授会の議を経て、学長が除籍の決定を行います。

決定された除籍に関する通知については、本学に登録されている住所へ文書により通達するものとします。ただし登録された所定の住所へ送付後、未着にて返信されるなど、確認の取れない場合は、再度の通達は致しません。

再入学の取り扱い

自主的な退学者、または学納金未納ならびに休学期間満了による除籍対象者については、本学への所定の申請にもとづき再入学することができます。

再入学に関する手続きは以下のとおりです。

1. 再入学を願い出る場合は、「再入学願」に必要事項を記入し、「再入学選考料」を添えて通信教育事務課まで提出してください。
2. 「再入学願」提出後、本大学院研究科教授会にて審議を行い、学長に上申し、決定します。再入学の選考に関しては、提出される再入学願および本学在籍時の成績等をもとに選考します。
3. 選考結果については、後日文書により通達します。
なお、再入学年次については、書類選考の上、本大学院において決定されます。
4. 再入学者は、再入学当該年度に必要となる諸納付金を期日までに納入してください。
5. 諸納付金の納入確認後、履修登録に必要となる書類等が送付されますので、諸手続きなどに関しては、本研究科の取り扱いに準じて行ってください。

再入学願の提出および提出期限

再入学に関する書類提出および手続きの期限は、原則として当該年度に実施される学生募集期間並びに諸手続き期限を準用します。

これにより、再入学手続きを完了した方は、決定された再入学年次生の取り扱いに準じて学習を進めることになります。

再入学の注意事項

1. 再入学を許可されたものが、納付金の納入など所定の手続きを怠った場合、再入学は取り消されます。指示に従い確実に手続きを行ってください。
2. 本大学院が認める特別な場合を除き、再入学を取り消された方は、再度、再入学の手続きを行うことはできません。

4 学生納付金

学生納付金の納入は、本学に在学するための必要条件となります。納付期限・納入方法等について確実に履行し、不備のないよう行ってください。

指定の期限までに納入されなかった場合には除籍となります。やむを得ぬ事情により納入が遅れる場合は、指定の期限までに必ず通信教育事務課まで相談してください。

納入方法

本学の定める学生納付金の納付期限（前期：3月14日、後期：9月14日）までに銀行振込（電信振）で納入していただきます。各納付月の1日までに圧着ハガキで通知しますので、添付の振込依頼書を利用して納入してください。

なお、振込依頼書に記載の学生番号・氏名を確認し、住所等の必要事項を記入してください。

※学資提携ローンについて

株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）や銀行の教育ローンを利用することもできますが、本学では希望者に対し信販会社と提携して、学資提携ローン（学費の分割払い）をご利用いただけるようにしております。申込方法等の詳しい内容につきましては、本学のホームページをご覧ください。本学事務局までご連絡ください。

なお、信販会社によるローン審査がありますので、審査結果によっては学資ローンを利用できない場合もあります。ご了承ください。

学生納付金

入学金 150,000 円

研 究 科 名	費 目	納付金額		
		前期	後期	合計
社会福祉学研究科	授業料	365,000 円	365,000 円	730,000 円
保健医療学研究科	授業料	415,000 円	415,000 円	830,000 円

※添削指導には郵送料が必要になります。

※スクーリング時の宿泊料・交通費等は含みません。

※一旦納入された納付金は、一切返還しませんので、入学手続きにあたっては十分注意してください。

※各種証明書類等の発行につきましては別途発行手数料が必要になります。

5 異動の届出

本大学院入学当初に提出していただく、入学志願書および学生原簿などの記載事項により、学生個々の個人情報をもとに管理します。この個人情報を基に、学生個々の単位修得状況や各種の重要書類の送付などを行いますので、変更が生じた場合は、以下の手続きにより、速やかに個人情報の変更を行ってください。

情報変更を必要とする事項

1. 本人の姓名が変わった場合
2. 本人の現住所・電話番号が変わった場合
3. 本人の電子メールアドレスが変わった場合
4. 本人の職業・勤務先が変わった場合
5. 緊急連絡先が変わった場合
6. 保証人が変わった場合（自筆による新保証人連署の上、押印）
7. 保証人の住所・電話番号が変わった場合
8. その他（大学に変更を届け出る必要があると思われる事項）

但し、その他の事項のみ変更を届け出る場合は、事前に通信教育事務課までご連絡下さい。

個人情報変更に必要な書類等

本人の姓名が変わる場合の取り扱い

1. 個人情報変更届（変更を必要とする該当事項に○印を記入し、変更箇所にもみ必要事項を記載してください。）
2. 学生証（旧姓名のもの）
3. 本人を証明できる書類
（戸籍抄本・住民票・運転免許証（写）など変更を証明できる書類）
4. 学生証再交付願

本人の姓名以外の事項が変わる場合の取り扱い

1. 個人情報変更届（変更を必要とする該当事項に○印を記入し、変更箇所にもみ必要事項を記載してください。）

6 諸手続

I. 奨学金制度について

本学では、修学意欲のある優れた学生が、経済的理由によって学業を途中で断念することのないよう、奨学金制度を実施しています。本学での就学を継続したいにも関わらず、経済的理由により不安や悩みを抱え、学習がはかどらない状況となる前に、奨学金の利用を考えてみて下さい。

本大学院で取扱っている奨学金は次のとおりです。

1. 日本学生支援機構の奨学金制度（令和7年2月現在）

① 奨学金申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、留年中であるなどの理由で申込資格がない場合、あるいは貸与期間が制限される場合がありますので、申請前に確認が必要です。

② 学力基準

区分	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められる人	①、②のいずれかに該当する人 ①大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められる人 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人
博士医・歯・獣医・薬学課程 博士・博士後期課程	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められる人	①、②のいずれかに該当する人 ①大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められる人 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人

③ 家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の収入金額が、日本学生支援機構の定める収入基準額以下であることが必要です。詳細は、申込時に配布する「奨学金案内」でご確認ください。

収入基準額					
第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）		併用（第一種・第二種）	
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程
299（万円）	340（万円）	536（万円）	718（万円）	284（万円）	299（万円）

④ 貸与期間と貸与金額

奨学金の貸与は、日本学生支援機構の定める貸与始期から、当該課程の標準修業年限が終了する月までとなっています。貸与金額は下記のとおりです。

奨学金の種類	貸与の方法	修士課程			博士課程	
第一種奨学金（無利子）	月額	50,000 円	88,000 円		80,000 円	122,000 円
第二種奨学金（有利子）		50,000 円	80,000 円	100,000 円	130,000 円	150,000 円
入学時特別増額貸与奨学金（有利子）※	一時金	100,000 円	200,000 円	300,000 円	400,000 円	500,000 円

※入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれども利用できなかった人を対象とする制度です。

⑤ 保証制度

日本学生支援機構の奨学金には、「人的保証制度」と「機関保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が選択します。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。

○人的保証制度 連帯保証人及び保証人として日本学生支援機構が定める条件を満たす人に自ら依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。

○機関保証制度 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）の連帯保証を受ける制度です。協会に保証料の支払いが必要です。

日本学生支援機構の奨学金は、「人物」「学力」の推薦基準を満たしている奨学金申込者を日本学生支援機構へ推薦します。日本学生支援機構では「家計」を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

なお、申込みにあたり必要な書類は、申込時に配布する「奨学金案内」でご確認ください。

奨学金の申込方法や詳しい内容等について知りたい学生は、4月末日までに本学通信教育事務課へご連絡ください。

Ⅱ. 学生教育研究災害傷害保険

本学では、正科生を対象に教育活動中の不慮の災害事故補償のために、(財)日本国際教育支援協会の賛助会員となり、加入手続き・負傷時の保険金請求事務などを行っています。

ここでは学生教育研究災害傷害保険の内容について簡単に説明します。

(1) 保険金が支払われる場合

教育活動中に生じた事故により、身体に傷害を被ったとき。

「教育活動中」とは次の場合をいいます。

- ① 正課中
スクーリング科目の講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間。
- ② 学校行事中
- ③ ①②以外で学校施設内にいる間
- ④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間
- ⑤ 通学中（スクーリング会場の往復中）
- ⑥ 学校施設等相互間の移動中

(2) 保険金が支払われない場合

通学外事故・故意・闘争行為・犯罪行為・疾病・地震・噴火・放射線による障害・無資格運転・酒酔い運転・施設外での危険なスポーツを行っている間など。

(3) 事故発生から保険金が支払われるまでの手順

①事故発生

事故等の被害にあった場合は、必ず本学通信教育事務課に連絡してください。その際、事故等にあった状況を具体的に説明して「学生教育研究災害傷害保険事故通知」のハガキを請求してください。ハガキの到着後、必要事項を記入の上、速やかに本学まで返送してください。

※事故発生から 30 日以内に事故通知がなされない場合、保険金が支払われないことがあります。

②保険金受領

当該事故による治療が終了したら、保険金の請求をします。

「学生教育研究災害傷害保険金請求書」を本学に請求してください。書類に必要事項を記入の上、返送して下さい。本学において保険金請求手続きを行います。

手続き完了後、指定した金融機関の口座に保険会社から保険金が振込まれ、受領となります。

※保険金請求に関する手続き等は、すべて本学が行います。個人が保険会社と直接手続き等を行うことはありません。

(4) その他の留意事項

- ①万一事故が起きた場合は、速やかに本学通信教育事務課に連絡し、指示を受けてください。
- ②学生教育研究災害傷害保険の詳細については、別途送付された「学生教育災害研究傷害保険のしおり」を参照してください。または、本学までお問い合わせください。

Ⅲ. 各種証明書

本大学院生が、本学に在籍している証明や本学で取得した科目単位の成績証明など、各種証明書の種類と請求申し込みは以下のとおりとなります。

請求方法

すべての請求手続きは、本学通信教育事務課宛で行ってください。請求申し込みは発行希望証明書ごとに異なりますので、指示に従った申込用紙により手続きを行ってください。

手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- 1) 証明書の種類に従った請求申込書
- 2) 返信用切手：返信用切手の金額目安は別に記載
- 3) 各証明書発行に係る手数料分の郵便小為替

※発行に際しては、申込書が通信教育事務課に届いてから1週間程度かかりますので、余裕を持ってお申し込みください。

証明書の種類

種 類	発行対象者	手数料	備 考
学生証	正科生	1,000 円	再発行のみ、手数料は郵便為替で送付、証明写真添付
在学証明書	全学生	300 円	在学中であることを証明する書類
スクーリング [※] 受講証明書	全学生	300 円	スクーリング受講を必要とする開講科目について、全日程を受講したことを証明する書類
スクーリング [※] 受講予定証明書	全学生	300 円	スクーリング受講を必要とする開講科目について、全日程を受講することを証明する書類
成績証明書	正科生	300 円	在籍前年度までに修了した科目の成績を証明する書類（卒業生に至っては卒業までの成績証明）
単位修得見込証明書	全学生	300 円	授業科目の修了見込を証明する書類
単位修得証明書	全学生	300 円	授業科目の修了を証明する書類
修了見込証明書	正科生	300 円	本大学院の修了見込みを証明する書類
修了証明書	正科生	300 円	本大学院の修了を証明する書類
科目等履修生証	科目等履修生	1,000 円	再発行のみ、手数料は郵便為替で送付、証明写真添付
資格取得見込証明書	正科生	300 円	資格取得の見込みを証明する書類
資格取得証明書	正科生	300 円	資格取得を証明する書類

※その他、上記以外に必要な証明書類が必要な場合は、通信教育事務課までご連絡ください。

返信用切手の目安

各種証明書類の交付を願い出る場合や、その他届出の提出に際して必要となる返信用切手の金額は、下表を目安としてください。

請求通数	交付封筒規格	重 量	切手金額
1～4 通	定型郵便物	50gまで	110円
5 通以上	定形外郵便物	100gまで	180円

※請求通数とそれに必要な切手金額はあくまで目安です。大幅な重量超過がある場合は、別途料金の追加徴収を行う場合があります。

7 特別郵便料金制度（第4種）

特別郵便料金制度（第4種）について

文部科学省認定の通信教育を行う本大学院の研究科では、院生の皆さんが提出するレポート課題等の郵送に際して、特別郵便料金制度に適用される第4種郵便として郵税負担の軽減が行われます。第4種郵便を活用する場合は、下表の料金体系に従い、封書の場合は封筒の一部をカットして内容が確認できる状態にして、表面に「文部科学省認可通信教育」の文字を必ず標記して投函してください。

【封筒の場合】 点線部カット

重 量	料 金	重 量	料 金
100g まで	15 円	700g まで	75 円
200g まで	25 円	800g まで	85 円
300g まで	35 円	900g まで	95 円
400g まで	45 円	1,000g まで	105 円
500g まで	55 円	1,100g まで	115 円
600g まで	65 円	1,200g まで	125 円

* 以下、100g増すごとに10円を加算。
ただし、3,000gを越す場合は適用されません。

文 部 科 学 省 認 可 通 信 教 育	レ ポ ー ト 在 中	九 州 医 療 科 学 大 学 通 信 教 育 事 務 課	〒882-8508
			宮 崎 県 延 岡 市 吉 野 町 一 七 一 四 一

* 必要事項を記入し必要切手を貼付した状態で、指示した箇所をカットして投函してください。

※ 第4種郵便としての適用を受けるためには、上図の体裁を備えてください。

Ⅵ. 学習・学生生活サポート

1. 学生相談
2. 図書館の利用

1 学生相談

本大学院に入学し、実際に学習・研究をすすめていく上で、事前に履修計画や科目毎の学習計画を立ててはみたものの、『実際には普段の生活環境や仕事の都合上から思ったとおりに学習・研究が進まない』、『自分としては努力して学習・研究を進めているつもりなのに、レポート課題やその他提出物による学習・研究評価に結果としてなかなか表れてこないために、続けて行く気力を失いかけている』など、学習・研究に関する悩みや相談事があると思います。

また、『事務手続き等がいま一步良く理解できないので戸惑っている』など、学習に関する事柄以外でも、色々な悩みや相談があると思います。

そのような悩みや不安を一人で抱えているだけでは、何も問題は解決されません。本大学院では、一人でも多くの方の悩みや相談にお応えできる体制確保に努めるため、学生相談窓口を配し、総合的な支援を行っています。

相談受付の概要

大学院（通信制）に関する相談受付は基本的には電子メールにて行います。問題解決に緊急性を伴う場合や、電子メールでは相談できない深刻な悩み等については、電話や面談での相談をお受けします。その場合は、下記の電話による相談受付、面談による相談受付をよく読み、取扱時間や取扱事項に十分注意してご相談ください。

小さな悩みでも一人で抱えこまず、積極的に相談してください。速やかに問題解決を図ることで、学習・研究をよりスムーズに展開することができます。

なお、教学面に関する悩みについては、必ず電子メールによる相談若しくは面談による相談にて執り行うようにしてください。

1. 電子メールによる相談受付

基本的には電子メールを用いて相談受付を行います。簡単な内容の相談、事務手続きに関する相談、教学面に関する相談など何でもお気軽にご相談ください。

但し、電子メールでの相談に当たっては、学生番号・氏名・具体的な相談内容等の必要事項を必ず記載して送信してください。

E-mail アドレス **kums-c-master@office.jei.ac.jp**

2. 電話による相談受付

基本的には、相談受付は電子メールにて行いますが、問題解決に緊急性を伴う場合は電話での相談を受け付けます。ただし、電話での相談事項については、事前に相談内容を簡潔にまとめ、スムーズな受け答えが行えるようにご協力ください。

また、電話での相談受付の場合下記の受付日時を厳守していただき、円滑な対応が実施出来るようご協力ください。なお、教学面に関する相談につきましては、電話相談をお受け出来ません。必ず電子メールによる相談若しくは面談による相談をご利用ください。

電話相談窓口取り扱い時間

受付日：月曜日～金曜日

受付時間：9：00～17：00

T E L：0982-23-5535

F A X：0982-23-5534

土日・祝祭日および事務室閉室期間中は受付出来ません。ご注意ください。

3. 面談による相談受付

基本的には、電子メールのやり取りにより、皆さんからの相談をお受けいたします。

しかし、具体的な学習・研究の進め方などの深刻な悩みに直面したときは、直接面談での相談をお受けいたしますので、有効的に活用して、悩みの解決に役立ててください。

その場合の手続きは以下のとおりです。

- ①面談の申込は電子メールにより、面談希望日・相談内容等を具体的に記載した上で、通信教育事務課までご送信ください。

(記載内容は右下を参考としてください。)

↓

- ②相談内容に応じて、本学面談担当者の中から、適していると思われる人材を決定し面談のための時間調整を行います。

↓

- ③面談の申し込みは、遅くとも希望日の1週間前までに行ってください。

↓

- ④受付完了後、本学通信教育事務課より面談日をご連絡します。

面談の実施に当たっては、相談内容を考慮の上、本学教員が面談担当者として対応する予定です。従って、相談内容は教学面を中心に想定しています。ただし、教学面以外の相談につきましても、心理カウンセラー等の専門スタッフがいますので、必要に応じて面談を実施します。

面談申込

- ・ 学生番号
- ・ 氏 名
- ・ 住 所
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 相談希望日時 ○第1希望日時
 ○第2希望日時
 ○第3希望日時
- ・ 相談内容

2 図書館の利用

本学の図書館は、保健・福祉・医療系および一般教養の図書、雑誌を中心に所蔵し、閲覧、貸出サービスをはじめ、国内外の文献の情報検索、図書館間相互協力による他大学・機関からの図書の貸出・文献複写サービス等行っています。また、姉妹校となる吉備国際大学附属図書館の利用も可能となりますので、同様の利用規則に従って積極的に利用してください。

利用案内

1. 開館時間

平日 9:00～20:00（学生休業期間中 9:00～17:00）

土日祝日 9:00～18:00

（注）開館時間の変更などについては図書館 HP 上、館内掲示等にてお知らせします。

2. 貸出冊数と期間

通信制大学院生 貸出期間 30 日 冊数 合計 10 冊まで

（注）延滞者には、貸出を制限します。

3. 本の探し方

本学ホームページ（<https://lib.jei.ac.jp/phoenix>）から所蔵検索、図書貸出申込・予約ができます。

または「レファレンス申込書」に必要事項を記入の上、郵送もしくは F A X により依頼することもできます。

4. 図書の貸出

九州医療科学大学附属図書館および吉備国際大学附属図書館に所蔵している図書については、各館の「図書貸出申込書」に必要事項を記入して、それぞれ各館に郵送または F A X で申し込みをすることで借りられます。

また、インターネットを利用することで、本館のホームページから直接、貸出を申し込むことができます。なお、ホームページから直接貸出申込を行う場合はパスワードが必要となります。事前に本学附属図書館までパスワード取得の申し込みを行ってください。

ただし、参考図書、調査統計資料、雑誌・紀要、卒業論文、特別文庫、貴重図書、A V 資料など「館外貸出禁止」となっている図書・資料は貸出できません。

また、研究室貸出等の図書・資料も貸出できません。

注意事項

1) 貸出期間の延長及び継続貸出はできません。

2) 送料は利用者負担です。（図書館からは「着払い」で送付します。）

3) 館外貸出禁止図書については、図書館に来館すれば閲覧することが出来ます。

5. 図書の返却

貸出図書は郵便局の冊子小包・簡易書留、宅急便のいずれかの方法により、返却してください。返却の際は図書を緩衝用バブルパック等に梱包し、破損することのないよう注意してください。

6. 図書の貸出・返却に関する注意事項

1) 「貸出中」の場合は、「予約」となり返却後の送付となります。

2) 返却期限は厳守してください。

3) 他人の名義での貸出「また貸し」は絶対にしないように願います。理由の如何を問わず貸出名義人が全責任を負う事となります。

4) 貸出した図書を紛失または破汚した場合は、利用者による弁償となります。

5) 電話による所蔵検索、貸出、文献複写等は受け付けません。

* 上記のことによく気を付け、必ず本を大切に利用してください。

7. 文献の複写について

1) 本学附属図書館及び吉備国際大学附属図書館が所蔵する文献の一部を、調査研究の目的で複写することができます。

2) 本学附属図書館及び吉備国際大学附属図書館が所蔵する文献の複写を依頼する場合は、各館の「資料複写申込書」に必要事項を記入して郵送又は F A X で申込をしてください。

また、文献の複写は、本学附属図書館のホームページ上からファイルをダウンロードして E-MAIL に添付して申し込むことも可能です。

3) 本学附属図書館及び吉備国際大学附属図書館に所蔵していない文献の場合は、他館に依頼をしますので取り寄せまでに時間がかかります。

- 4) 本学附属図書館及び吉備国際大学附属図書館に所蔵しておらず他館に依頼する場合は、再度、本学附属図書館に申し込みをしてください。
- 5) 複写物の送付については、料金及び送料をお知らせしますので、現金書留または切手により代金を送ってください。確認後、複写物を送付いたします。
- 6) 複写は著作権の範囲内でしか行えません。
- 7) 本学附属図書館に所蔵しているものは複写料 1 枚 10 円と送料、他館に依頼するものは相手館の規程の複写料金と送料が必要となります。

8. 他大学図書館の利用について

本学に所蔵しておらず、最寄りの大学図書館を利用したい場合は、「他大学図書館利用紹介状申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒（宛名明記・110 円切手添付）を同封の上、本学附属図書館に申し込みをしてください。受付後、紹介状を発行します。申込書は本館ホームページ上からファイルをダウンロードして使用していただくことも可能です。

9. その他注意事項

- 1) スクーリング時の開館時間等は、通常開館時間に準じます。
- 2) 本学附属図書館を直接またはスクーリング時に利用する場合は、必ず学生証を特参してください。
- 3) 図書館内では携帯電話の通話は禁止です。電源を切るかマナーモードに設定して入館してください。
- 4) 館内での飲食、喫煙は禁止です。
- 5) 手持品は各自の責任において管理してください。スクーリング期間中などに手荷物保管にご利用できるダ イアル式のロッカーがありますのでご利用ください。
- 6) その他、館内での行動については館員の指示に従ってください。
- 7) 巻末添付の申込書等はコピーをして使用してもかまいません。
- 8) 質問事項等がありましたら「レファレンス申込書」に記入の上、郵便、E-MAIL、FAXにて本学附属図書館に申し込みをしてください。電話での受付は一切行いませんので注意してください。

10. 日本十進分類表（8版）

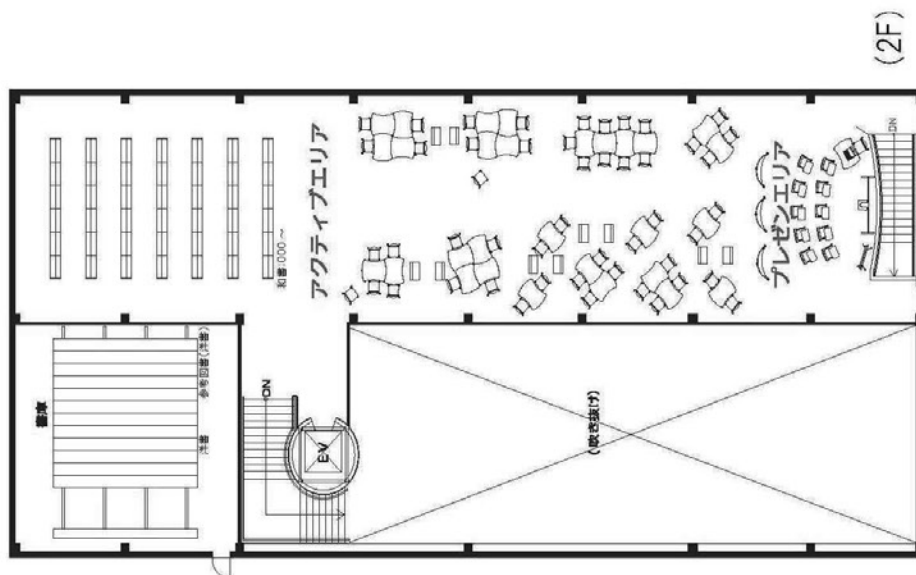
000	総 記	250	北アメリカ史	500	技術、工学、工業	750	工芸
010	図書館	260	南アメリカ史	510	建設工学、土木工学	760	音楽、舞踊
020	図書、書誌学	270	オセアニア史	520	建築学	770	演劇、映画
030	百科事典	280	伝記	530	機械工学、原子力工学	780	スポーツ、体育
040	一般論文、講演集	290	地理、地誌、紀行	540	電気工学、電子工学	790	諸芸、娯楽
050	逐次刊行物、年鑑	300	社会科学	550	海洋工学、船舶工学、	800	言 語
060	学会、団体、研究調査	310	政治		兵器	810	日本語
	機関	320	法律	560	金属工学、鉱山工学	820	中国語、東洋の諸言語
070	ジャーナリズム、新聞	330	経済	570	化学工業	830	英語
080	叢書、全集	340	財政	580	製造工業	840	ドイツ語
090		350	統計	590	家政学、生活科学	850	フランス語
100	哲 学	360	社会	600	産 業	860	スペイン語
110	哲学各論	370	教育	610	農業	870	イタリア語
120	東洋思想	380	風俗習慣、民俗学	620	園芸、造園	880	ロシア語
130	西洋哲学	390	国防、軍事	630	蚕糸業	890	その他諸言語
140	心理学	400	自然科学	640	畜産業、獣医学	900	文 学
150	倫理学	410	数学	650	林業	910	日本文学
160	宗 教	420	物理学	660	水産業	920	中国文学、東洋文学
170	神道	430	化学	670	商業	930	英米文学
180	仏教	440	天文学、宇宙科学	680	運輸、交通	940	ドイツ文学
190	キリスト教	450	地球科学、地学、	690	通信事業	950	フランス文学
200	歴 史		地質学	700	芸 術	960	スペイン文学
210	日本史	460	生物科学、一般生物学	710	彫刻	970	イタリア文学
220	アジア史、東洋史	470	植物学	720	絵画、書道	980	ロシア文学
230	ヨーロッパ史、西洋史	480	動物学	730	版画	990	その他諸文学
240	アフリカ史	490	医学、薬学	740	写真、印刷		

11. 館内案内図

館内案内図



(1F)



(2F)

九州医療科学大学附属図書館

TEL:0982-23-5562 FAX: 0982-23-5560

E-mail: u_lib@phoenix.ac.jp

ホームページ: <https://lib.jei.ac.jp/phoenix>

VII. 諸規程

九州医療科学大学大学院（通信制）規程

第 1 章 総 則

（趣旨）

第1条 九州医療科学大学大学院（通信制）（以下「通信制」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、主として通信の教育方法により、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

（課程）

第2条 通信制の課程は博士課程とし、博士課程を前期2年課程（以下「博士（前期）課程」という。）及び後期3年課程（以下「博士（後期）課程」という。）に区分する。

2 博士課程前期2年課程は修士課程として取り扱うものとする。

第 2 章 組織、目的及び修業年限

（研究科・専攻及び収容定員）

第3条 通信制には、次の研究科及び専攻をおき、収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士（前期）課程	7名	14名
		博士（後期）課程	5名	15名
保健医療学研究科	保健医療学専攻	博士（前期）課程	7名	14名
		博士（後期）課程	3名	9名

第4条 〈削除〉

（研究科・専攻の目的）

第5条 本大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	目的
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士（前期）課程	広い視野に立つて清深な学識を授け、社会福祉分野において専門的な研究能力を養い、教育者、研究者、または社会福祉現場において貢献し得る高度に専門的な職業人を育成することを目的とする。
		博士（後期）課程	社会福祉学分野について研究者として自立して研究活動を行う能力または高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力を養うとともに、それらの基礎となる豊かな学識を涵養することを目的とする。
保健医療学研究科	保健医療学専攻	博士（前期）課程	保健科学を核とする保健医療関連科学において専門的な研究能力を養い、教育者、研究者、または保健医療現場において貢献し得る高度に専門的かつ指導的な職業人を育成することを目的とする。
		博士（後期）課程	保健科学分野における先進的・臨床的研究科活動を遂行する能力、高度な専門的業務に従事するために必要な研究能力を養うとともに、基礎となる豊かな学識及び国際的視野に立脚した学識を涵養することを目的とする。

（修業年限）

第6条 博士（前期）課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士（後期）課程の標準修業年限は3年とする。

（長期在学年限）

第7条 通信制における最長在学年限は博士（前期）課程にあつては6年、博士（後期）課程にあつては6年とする。

第 3 章 授業科目・研究指導及び課程の修了要件

（教育方法等）

第8条 通信制の教育は、授業科目について次の授業方法によって行ふと共に、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行ふものとする。

（1）印刷教材等による授業（電子出版による教材を含む。）

（2）放送授業

（3）面接授業

（4）メディアを利用して行ふ授業

2 学修指導は、印刷教材・質疑応答・設題解答・添削指導及び面接授業その他適当な方法によって行ふものとする。

（授業科目及び単位数）

第9条 通信制において開設する授業科目及び単位数は別表Ⅰのとおりとする。

（課程の修了要件）

第10条 博士（前期）課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

研 究 科 名	専 攻 名	修得すべき単位数
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	30単位以上
保健医療学研究科	保健医療学専攻	30単位以上

2 博士（後期）課程の修了要件については次のように定める。

（1）博士（後期）課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程及び博士（前期）課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第4号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本通信制の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程及び博士（前期）課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（2）前項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程及び博士（前期）課程を修了した者の博士（後期）課程の修了の要件については、修士課程及び博士（前期）課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、第4号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本通信制の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程及び博士（前期）課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（3）大学院（通信制）規程第18条第2項第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号（学校教育法施行規則第156条）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者が、博士（後期）課程3年の課程に入学した場合の博士（後期）課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、第4号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本通信制の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（4）当該博士（後期）課程における修得すべき単位数は次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	修得すべき単位数
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	12単位以上
保健医療学研究科	保健医療学専攻	14単位以上

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 11 条 通信制において、教育上有益と認めるときは、大学院学生（以下、学生という。）が本通信制の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学長が研究科教授会の意見を聴き、通信制における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、15 単位を超えない範囲で、通信制において修得したものと認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 12 条 通信制において、教育上有益と認めるときは、学生が本学研究科に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む）を、学長が研究科教授会の意見を聴き、通信制において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、15 単位を超えない範囲認定し、前条第 2 項における他の大学院において修得した単位数と合わせて 20 単位（通信制の科目等履修生として修得した単位 15 単位を含む）を超えないものとする。

(既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第 12 条の 2 本大学院において、第 11 条、第 12 条の規定に基づき 10 単位以上を修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士（前期）課程の一部を履修したとみとめるときは、学長が研究科教授会の意見を聴き、1 年を超えない範囲で第 6 条第 1 項に定める修業年限の一部として在学したものとみなすことができる。ただし、第 12 条の規定に基づき認定する単位については、第 18 条に規定する入学資格を有した後、修得した単位に限るものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第 13 条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

第 4 章 学位論文

(学位論文の審査等)

第 14 条 修士及び博士の学位論文の審査については別に定める。

第 5 章 学位の授与

(学位)

第 15 条 通信制の博士（前期）課程を修了した者に次の学位を授与する。

(通信制) 社会福祉学研究科 修士（社会福祉学）

(通信制) 保健医療学研究科 修士（保健科学）

2 通信制の博士（後期）課程を修了したものに次の学位を授与する。

(通信制) 社会福祉学研究科 博士（社会福祉学）

(通信制) 保健医療学研究科 博士（保健科学）

(学位の授与)

第 16 条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第 6 章 入学資格等

(入学の時期)

第 17 条 入学は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り 9 月入学を認めることができる。

(入学資格)

第 18 条 本大学院の博士（前期）課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学選抜により選考された者とする。

(1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したもの

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了し

たとえられるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項に規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士(後期)課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第一条第二項に規定する1972年12月11日に国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第15条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力が認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第19条 前条の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は別に定める。

(入学選抜・入学手続)

第20条 入学志願者に対しての選抜方法および入学手続に関する事項については、別に定める。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他、やむを得ない事由により、引き続き3ヶ月以上修学困難な場合は、医師の診断書、または詳細な事由を添えて、学長に願出で許可を受け、休学することができる。

第22条 休学期間は1年以内とする。

ただし、特別の場合がある場合は、引き続き休学を許可するものとするが、通算して2年を超えることはできない。

(復学)

第23条 休学期間内において、事由が消滅し就学しようとするときは、復学願いを提出し、学長の許可を受け復学することができる。

(退学)

第24条 学生が、疾病その他、やむを得ない事由により退学しようとするときは、医師の診断書、または詳細な事由を添えて、学長に願出で許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 学生が、次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期にわたり学修を怠り、成業の見込みがないと認められた者。
- (2) 正当な理由なく授業料等の諸納付金納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者。
- (3) 第7条に定める最長在学年を超えてもなお修了できない者。

第 7 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金・授業料の額)

第26条 入学検定料・入学金及び授業料は別表Ⅱのとおりとする。

- 2 博士(後期)課程の修了要件に必要な単位を修得し、かつ引き続き博士論文指導のみを受ける者の納付金は、別表Ⅱ—2のとおりとする。

(授業料の納付)

第27条 授業料は所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 所定の期日までに納入を怠っている者は、それを納入するまで授業を受講すること並びに附属図書館備えつけの図書の閲覧を禁止することがある。

(納付金の返還)

第28条 既納の入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は原則として返還しない。

第 8 章 管理運営組織

(大学協議会)

第29条 本学に大学協議会を置く。

- 2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第30条 通信制社会福祉学研究科並びに保健医療学研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 9 章 特待生・委託生・科目等履修生、外国人留学生 特別研究生・研究生

(特待生)

第31条 通信制に入学した者で、入学試験並びに学部在学中の成績、人物等を総合的に考慮して優秀と判断された者を特待生とすることがある。

- 2 特待生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第32条 国内の大学・公共団体、またはその他の機関から第18条の規定によらないで通信制の修士課程、博士(前期)課程及び博士(後期)課程の修学を委託される者がある時は、正規の学生の修学に支障を来さない限り選考の上、委託生として入学を許可する。

- 2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第33条 通信制の特定の科目について、履修を願い出た者がある時は、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第34条 日本国以外に居住する外国人で、通信制に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第35条 本大学院に特別研究生を受け入れることができる。

- 2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 教員免許状とその種類

(教員免許状を取得するための条件)

第 36 条 教員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要な単位を修得しなければならない。

(教員免許状の種類)

第 37 条 教員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状種類	免許教科
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉

第 11 章 雑 則

(準用規程)

第 38 条 この大学院学則に定めるもののほか、学生に関する事項については、本大学学則を準用する。

- 附則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。
- 附則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条については従前の規定による。
- 附則 この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 26 条、第 27 条については従前の規定による。
- 附則 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条については従前の規定による。
- 附則 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条については従前の規定による。
- 附則 この改正規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条については従前の規定による。
- 附則 この改正規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条については従前の規定による。
- 附則 この改正規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 15 条、第 18 条、第 32 条及び別表 I については従前の規定による。
- 附則 この改正規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 11 条、第 12 条については従前の規定による。
なお、第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	収容定員
			令和 3 年度
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	27 名

- 附則 この改正規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ [授業科目及び、単位数]

本大学院（通信制）において開設する科目及び、単位数は次のとおりとする。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（前期）課程

授 業 科 目	年 次	必 修	選 択
社会福祉学特論	1	4	
社会福祉学特論Ⅰ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅱ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅲ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅳ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅴ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅵ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅶ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅷ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅸ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅹ	1・2		4
社会福祉学特論Ⅺ	1・2		4
特別研究	1～2	6	

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程

授 業 科 目	年 次	必修	選択
社会福祉学特殊講義Ⅰ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅱ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅲ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅳ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅴ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅵ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅶ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅷ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅸ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義Ⅹ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義ⅩⅠ	1・2・3		2
社会福祉学特殊講義ⅩⅡ	1・2・3		2
社会福祉研究法特殊講義Ⅰ	1・2・3		2
社会福祉研究法特殊講義Ⅱ	1・2・3		2
社会福祉学特殊研究Ⅰ	1	2	
社会福祉学特殊研究Ⅱ	2	2	
社会福祉学特殊研究Ⅲ	3	2	

保健医療学研究科保健医療学専攻博士（前期）課程

授 業 科 目	年 次	必 修	選 択
保健科学特論	1	4	
保健医療情報解析学特論	1	4	
発達保健学特論	1・2		4
成人・老人保健学特論	1・2		4
精神保健学特論	1・2		4
形態学特論	1・2		4
生体機能学特論	1・2		4
保健医療技術学特論Ⅰ	1・2		4
保健医療技術学特論Ⅱ	1・2		4
保健医療技術学特論Ⅲ	1・2		4
保健医療技術学特論Ⅳ	1・2		4
保健医療技術学特論Ⅴ	1・2		4
保健医療技術学特論演習Ⅰ	1・2		4
保健医療技術学特論演習Ⅱ	1・2		4
保健医療技術学特論演習Ⅲ	1・2		4
保健医療技術学特論演習Ⅳ	1・2		4
保健医療技術学特論演習Ⅴ	1・2		4
保健科学特別研究	1～2	6	

保健医療学研究科保健医療学専攻博士（後期）課程

授 業 科 目	年 次	必修	選択
保 健 科 学 総 論 特 殊 講 義	1	2	
機 能 障 害 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
機 能 矯 正 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
精 神 医 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
機 能 形 態 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
臨 床 薬 理 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
感 染 病 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
免 疫 学 特 殊 講 義	1・2・3		2
機 能 障 害 学 各 論 特 殊 講 義	1・2・3	2	
機 能 矯 正 学 各 論 特 殊 講 義	1・2・3	2	
保 健 科 学 特 殊 研 究	1 ～ 3	6	

別表Ⅱ [納付金]

一 入学検定料 30,000 円

二 入 学 金 150,000 円

三 授業料

研究科名	授業料
(通信制) 社会福祉学研究科	730,000 円
(通信制) 保健医療学研究科	830,000 円

別表Ⅱ—2

研究科名	授業料
(通信制) 社会福祉学研究科	240,000 円
(通信制) 保健医療学研究科	240,000 円

九州医療科学大学学位規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 学校教育法第104条第1項から第4項並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、本学において授与する学位については、九州医療科学大学学則、同通信教育部規程、同大学院学則並びに同大学院（通信制）規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は次の通りとする。

社会福祉学部		学士（社会福祉学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
	動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部		学士（生命医科学）
臨床心理学部		学士（臨床心理学）
通信教育部	社会福祉学部	学士（社会福祉学）
医療薬学研究科	博士課程	博士（医療薬学）
(通信制) 社会福祉学研究科	博士（前期）課程	修士（社会福祉学）
(通信制) 保健医療学研究科	博士（前期）課程	修士（保健科学）
(通信制) 社会福祉学研究科	博士（後期）課程	博士（社会福祉学）
(通信制) 保健医療学研究科	博士（後期）課程	博士（保健科学）

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、大学に4年以上（ただし、薬学部においては6年以上）在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。

3 博士の学位は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院の博士（前期）課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、次の者に授与する。

一 （課程修了による学位） 医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）社会福祉学研究科並びに（通信制）保健医療学研究科の博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）を修了した者。

二 （論文提出による学位） 本学大学院博士（後期）課程特別研究生として必要な指導を受け、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを諮問により確認された者。

第2章 学士の学位

(学位記の様式)

第5条 学士の学位記は、別表Ⅰによる。

第3章 修士の学位

(論文の提出条件)

第6条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、博士（前期）課程に2年以上在学し、所定の単位を修得（見込み）した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の作成)

第7条 修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

（修士論文の提出方法）

第8条 修士論文は、指定された部数を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

（審査の委嘱）

第9条 修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。

2 修士論文審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員1名以上をあてるものとする。

3 前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の意見を聴き、副査として当該専攻以外の教員等をあてることができる。

（最終試験）

第10条 最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。

（審査の時期）

第11条 修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね1ヶ月以内に終了するものとする。

（審査結果の報告、承認）

第12条 審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。

（学位記の様式）

第13条 修士の学位記は、別表Ⅱによる。

第4章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

（博士論文の提出条件）

第14条 博士の学位論文（以下「博士論文」という。）は、当該博士課程においては4年、当該博士（後期）課程においては3年以上在学して、所定の単位を修得（見込みを含む）し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員の承認を得て論文を作成し、提出するものとする。

ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院学則第12条及び大学院（通信制）規程第10条第2項各号に基づく年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。

（学位授与の申請）

第15条 博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

（審査の委嘱）

第16条 学長は、学位授与申請書を受理したときは、当該研究科教授会にその審査を付託するものとする。

2 審査については、予備審査、最終試験および本審査とする。予備審査は当該研究科教授会が選出した予備審査委員が審査するものとする。最終試験については、当該研究科が定める方法で実施するものとする。本審査については、当該研究科教授会が審議するものとする。なお、予備審査委員については、別に定める。

（予備審査）

第17条 前条第2項に基づく予備審査は、予備審査会を開催し審査するものとする。

2 予備審査委員は予備審査の結果を当該研究科教授会に報告し、本審査に付すか否かの承認を得なければならない。

3 当該研究科長は前項の結果を当該学生に通知しなければならない。

（博士研究成果発表会）

第18条 当該研究科長は第16条第2項に基づき、前条第2項の合格者に対し博士研究成果発表会を開催するものとする。

（本審査及び最終試験）

第19条 博士研究成果発表会終了後、当該研究科長は研究科教授会を招集し、本審査を行うものとする。

2 本審査合格の議決は、当該研究科教授会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 最終試験は、本審査の前までに合格しなければならない。

(学長への報告)

第20条 前条における研究科教授会が議決をしたときは、その議長は論文内容の要旨、論文の審査結果の要旨に、当該研究科教授会の意見書を添えて学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第21条 学長は前条の報告に基づき学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位記の様式)

第22条 課程修了による博士の学位記は、別表Ⅲ－1及びⅢ－2による。

第2節 論文提出による学位

(審査の要求)

第23条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士（後期）課程を経ずして、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を要求することができる。

(学位授与の申請)

第24条 前条の規定により学位を請求する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨および審査手数料（別に定める）を添え、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

(退学者の学位授与の申請)

第25条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士（後期）課程に所定の年限以上在学した者が、学位の授与を申請するときは、前条の規定による。

(博士論文および審査手数料の返付)

第26条 受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。

(試験の方法)

第27条 第24条または第25条の申請があるときは、当該申請者について、その専攻分野並びに外国語に関する学力の認定を行った上で審査に付する。

2 専攻分野に関する学力の確認は、当該博士課程及び当該博士（後期）課程に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。

3 外国語に関する学力認定は、試問によって行う。

4 前2項の試問は、口頭又は筆答による。

5 本条に規定する学力の認定は、他の方法によることができる。

(試問の免除)

第28条 第25条に該当する者が、博士論文を提出して、審査を請求するときは、前条の試問を免除することができる。

(審査試問判定結果)

第29条 学位申請者の博士論文の審査試問並びに判定等については、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条の規定を準用する。ただし、第16条、第17条及び第19条に最終試験とあるのは、試験と読み替えるものとする。

(審査の期間)

第30条 学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね1年以内に終了するものとする。

(学位の授与)

第31条 学位申請者の学位記の授与については、第21条を準用する。

(学位記の様式)

第32条 学位申請者の博士の学位記は、別表Ⅳによる。

第3節 審査要旨の公表等

(学位授与の報告)

第33条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、別表様式による学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第34条 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第5章 学位の取り消し

(学位授与の取り消し)

第35条 本学において、学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長が、学士について当該教授会、修士又は博士については当該研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき

(2) 栄誉を汚辱する行為があったとき

2 前項は、学士について当該教授会、修士又は博士については、当該研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を要する。

第6章 その他

(学位の名称)

第36条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を付記するものとする。

(記録の保存)

第37条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを担当部署において保存する。

第38条 削除

(学位論文の保存)

第39条 審査を終了した修士学位論文及び博士学位論文は、本学附属図書館に保存するものとする。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附則 この規程は平成11年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成15年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成16年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項については従前の規定による。

附則 この改正規程は平成19年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成20年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附則 この改正規程は平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第4条第3項の2、第14条及び第22条については従前の規定による。

附則 この改正規程は平成26年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第4条第2項、第6条、及び第13条については従前の規定による。

附則 この改正規程は令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附則 この改正規程は令和4年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は令和6年4月1日から施行する。

学第 号

学位記

氏 名
生 年 月 日

本大学〇〇学部〇〇〇〇学科所定の
課程を修め本学を卒業したので
学士（〇〇〇）の学位を授与する

之 科 九
学 州
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
大 医
印 学 療

学校法人順正学園 総長 印
九州医療科学大学 学長 印

修第 号

学位記

本籍（都道府県）
氏 名
生 年 月 日

本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻
の博士（前期）課程において所定の単位
を修得し学位論文の審査および最終試
験に合格したので修士（〇〇学）の学位
を授与する

之 科 九
学 州
大 医
印 学 療

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州医療科学大学 学長 印

学位規程 別表Ⅲ-1 (A3版)

博甲第 号	
学位記 本籍 (都道府県) 氏 名 生 年 月 日 本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻 の博士 (後期) 課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査および最終試 験に合格したので博士 (〇〇学) の学位 を授与する	九州医療科学大学 之科 学州 大医 印学療 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印

学位規程 別表Ⅲ-2 (A3版)

博甲第 号	
学位記 本籍 (都道府県) 氏 名 生 年 月 日 本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻 の博士課程において所定の単位を修得 し学位論文の審査および最終試験に合 格したので博士 (〇〇学) の学位を授与 する	九州医療科学大学 之科 学州 大医 印学療 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印

博乙第 号

学 位 記

本籍（都道府県）

氏 名

生 年 月 日

本大学に学位論文を提出し所定の審査
及び試験に合格したので博士（〇〇学）
の学位を授与する

之 科 九
学 州
大 医
印 学 療

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州医療科学大学 学長 印

九州医療科学大学大学院特別研究生規程

(趣旨)

第1条 本大学大学院学則第33条及び大学院（通信制）規程35条に基づく特別研究生の取り扱いは、この規程による。

(資格)

第2条 特別研究生は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程を修了後、さらに研究を希望する者
- (2) 医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）社会福祉学研究科並びに（通信制）保健医療学研究科博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）を所定の単位を取得して退学し、学位取得のために研究を希望する者
- (3) 当該博士課程及び当該博士（後期）課程を修了した者と、同等以上の学力を有することが確認された者で、学位取得のために研究を希望する者
- (4) 当該博士課程及び当該博士（後期）課程を修了後、さらに研究を希望する者

(申請手続)

第3条 特別研究生を希望する者は、所定の願書に次の書類を添え、提出しなければならない。

①履歴書 ②卒業又は修了証明書 ③健康診断書 ④当該研究科教員の意見書

(入学許可)

第4条 特別研究生の受け入れは若干名とし、指導教員を決定した上で当該研究科教授会の意見を聴き、学長が許可する。

(研究期間)

第5条 特別研究生の研究期間は、1カ年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、学長は、当該研究科教授会の意見を聴き、研究期間の更新を許可することがある。

(研究報告)

第6条 特別研究生は、研究期間中の定められた日時までに、研究報告書を指導教員に提出しなければならない。

(入学時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学長は、当該研究科教授会の意見を聴き、これを変更することができる。

(納付金)

第8条 特別研究生は、許可された日から1週間以内に、次に定める納付金を納入しなければならない。

入学検定料		20,000円
入学金		50,000円
博士（後期）課程	研究料(月額)	30,000円
博士課程	研究料(月額)	200,000円

2 前項で定められた納付金のうち、本学大学院修了者及び退学者については、入学検定料及び入学金を免除する。

(資格の取り消し)

第9条 特別研究生として、その本分に反する行為があるときは、特別研究生の資格を取り消すことがある。

(証書発行)

第10条 所定の研究を修了した者に対しては、研究修了証書を発行することができる。

(雑則)

第11条 特別研究生に関してこの規程に定めるものの他に、特に必要な事項については、別に定める。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

九州医療科学大学大学院学位論文審査手数料内規

第1条 この内規は、九州医療科学大学学位規程第24条第1項に基づく論文審査手数料を定めるものとする。

第2条 本大学院医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）社会福祉学研究科並びに保健医療学研究科博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）に在学して、九州医療科学大学大学院学則第11条及び同大学院（通信制）規程第10条第2項に定める研究指導を受けた上、退学した者が論文を提出する場合、審査手数料を10万円とする。

第3条 当該博士課程または当該博士（後期）課程を経ない者が論文を提出する場合は、審査手数料を30万円とする。

第4条 当該博士課程または当該博士（後期）課程を経ない本学専任教員が当該研究科に論文を提出する場合は、審査手数料を10万円とする。

附 則 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この改正内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この改正内規は、令和6年4月1日から施行する。

九州医療科学大学院（通信制）納付金納入規程

（趣旨）

第1条 入学検定料のほか、学生より徴収する授業料及びその他の納付金はこの規程による。

（入学検定料）

第2条 入学検定料は30,000円とする。

（授業料及びその他の納付金）

第3条 授業料及びその他の納付金（以下「納付金」という。）の種別、金額は別表1のとおりとする。

2 博士（後期）課程の修了要件に必要な単位を修得し、かつ引き続き博士論文指導を受ける者の納付金は、別表1－2のとおりとする。

3 前項の納付金の納付期限は次の2期とする。

春学期納付金 3月14日

秋学期納付金 9月14日

ただし、納付期限が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日を納付期限とする。

4 第1項のうち、入学手続時の納付金は募集要項に指定する日までに納入しなければならない。

5 納付金の減免については、別に定める。

（分納・延納）

第4条 学生又は保証人が、次の各号の一に該当する事由により、前条に定める納付期限までに一括で納入することが困難であると認められ、納付金の分納又は延納を希望する場合、納期の1週間前までに所定の様式により学長に願い出て、許可を得なければならない。

① 学生又は保証人が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかり著しく資力を喪失したとき。

② 学生若しくは保証人、又はこれらの者と生計を一にする親族が、病気、又は負傷等により高額な医療費を要し、一時に納付することが困難なとき。

③ 保証人が事業を廃止し、若しくは休業し、又は著しい損失を受け、一時に納付することが困難なとき。

④ 前各号の一に該当する事実に関連する事由で、学長がやむを得ないと認めたとき。

ただし、別表1－2の納付金については、分納又は延納を認めない。

2 分納及び延納の期日は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2の期日に寄り難い場合、その事由を添えて学長に願い出ることで、期日の変更を認められることがある。

3 分納及び延納の許可は、届け出た金額を確実に納付できると判断できるものに限る。万一、許可した期限を遅延したときは、以後の分納及び延納は認めないものとする。

（休学料）

第5条 九州医療科学大学大学院（通信制）規程により休学を許可された者は、別表1に記載された休学料を第3条第3項の納付期限までに納入するものとする。

（復学後の授業料等）

第6条 休学後、復学した場合の納付金は、入学年度に応じた額を納入するものとする。

（学位論文の特別審査の授業料等）

第7条 学位論文（修士）の特別審査を受ける場合（原則として修了日は9月15日）の納付金は、年間の納付金の半額とする。

（除籍処分）

第8条 納付金を滞納した場合は、九州医療科学大学大学院（通信制）規程により除籍処分とする。

（再入学）

第9条 再入学を許可された者は、その入学許可を受けた年度の入学金、授業料及びその他の納付金を納入するものとする。

（納付金の不返還）

第10条 既納の納付金は原則として返還しない。

(納付金の改定)

第11条 納付金は、経済情勢、その他の事情により、在学中でもその額を改めることがある。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生は、手続時に登録料並びに履修料等を納入するものとする。

2 登録料、履修料及びその他の納付金の額は、別表1のとおりとする。ただし、継続して当該科目または別の科目を履修する場合は、登録料を免除するものとする。

(証明書等)

第13条 各種証明書の料金は別表3のとおりとする。

2 証明書の交付を受ける者は、証明書類発行申込書、該当料金の郵便小為替並びに返信用封筒を同封の上、通信教育事務室まで郵送するものとする。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については従前の規定による。

附則 この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

附則 この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

入学金 150,000 円

<社会福祉学研究科>

費目	一般		
	春学期	秋学期	合計
授業料	365,000	365,000	730,000

<保健医療学研究科>

費目	一般		
	春学期	秋学期	合計
授業料	415,000	415,000	830,000

<休学科>研究科共通

費目	納付金額
休学科	10,000 円

<科目等履修生>研究科共通

費目	納付金額
選考料	20,000 円
登録料	20,000 円
履修料	10,000 円/1 単位
教育充実費	1,000 円/1 単位
スクーリング費	4,500 円/1 単位

別表1-2

<社会福祉学研究科・保健科学研究科>

費用	春学期	秋学期	合計
授業料	120,000	120,000	240,000

別表 2

納付区分	納付費目	納付期限
分納（入学手続き金）	入学金	募集要項に指定する日
	春学期納付金	3 月 14 日
分納※	春学期納付金 1 回目	5 月 14 日
	春学期納付金 2 回目	7 月 14 日
	秋学期納付金 1 回目	10 月 14 日
	秋学期納付金 2 回目	1 月 14 日
延納※	春学期納付金	7 月 14 日
	秋学期納付金	1 月 14 日

※分納の納付金額は、春学期・秋学期ともに原則等分とする。

別表 3

証明書交付手数料

種別	発行対象者	料金	備考
学生証	正科生	1,000 円	再交付のみ
在学証明書	正科生	300 円	
学校学生生徒旅客運賃割引証	正科生	無料	
スクーリング受講証明書	全科生	300 円	
スクーリング受講予定証明書	全科生	300 円	
成績証明書	正科生	300 円	
単位修得見込証明書	全科生	300 円	
単位修得証明書	全科生	300 円	
修了見込証明書	正科生	300 円	
修了証明書	正科生	300 円	
科目等履修生証	科目等履修生	1,000 円	再交付のみ
人物考査書	正科生	300 円	
推薦書	正科生	300 円	
資格取得見込証明書	正科生	300 円	
資格取得証明書	正科生	300 円	
その他証明書	全科生	300 円	

その他の証明書

「納付金額証明書」・「納付金納入済証明書」 等

九州医療科学大学大学院学則（抜粋）

第 1 章 総 則

（趣旨）

第1条 九州医療科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

（課程）

第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。

第 2 章 組織、目的及び修業年限

（研究科・専攻及び収容定員）

第3条 本大学院には、次の研究科及び専攻をおき、収容定員は次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	4 名	16 名

（研究科・専攻の目的）

第4条 本大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程	目 的
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	医薬品の品質、安全性、有効性を十分な科学的根拠に基づき、予測、評価、判断できる能力を有し、それらの能力を総合的に活用することで薬剤師として最善の職責を果たすことができ、臨床現場において指導的立場に立てる薬剤師の養成を目的とする。

（修業年限）

第5条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年とする。

（長期在学年限）

第6条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程における最長在学年限は8年とする。

第 3 章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第7条 学年・学期及び休業日は、九州保健福祉大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第 4 章 授業科目・研究指導及び課程の修了要件

（教育方法等）

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法によって教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 本大学院において開設する授業科目及び単位数は別表Ⅰのとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第10条 授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。

(研究指導)

第11条 本大学院における研究指導の内容等については、別に定める。

(課程の修了要件)

第12条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に限っては、優れた業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、大学院生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとして認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、大学院生が本学研究科に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む)を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、前条第2項における他の大学院において修得した単位数と合わせて10単位(本大学院の科目等履修生として修得した単位10単位を含む)を超えないものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第15条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

第5章 学位論文及び最終試験

(学位論文の審査等)

第16条 学位論文の審査については別に定める。

(最終試験)

第17条 最終試験は所定の単位を修得し、かつ、論文の審査に合格した者について行う。

第6章 学位の授与

(学位)

第18条 本大学院の課程を修了した者に次の学位を授与する。

医療薬学研究科 博士(医療薬学)

(学位の授与)

第19条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学資格等

(入学の時期)

第20条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学選抜により選考された者とする。

(1) 大学の薬学(修業年限が6年であるものに限る)を履修する課程を卒業した者

- (2) 大学の旧 4 年制薬学科を卒業し修士課程を修了した者あるいは旧 4 年制薬学科を卒業後 3 年以上経過し、修士課程修了と同等であると本学が認めた者
- (3) 外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 外国において学校教育における薬学を履修する課程を修了し、大学における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者

(入学志願)

第 22 条 前条の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

(入学選抜・入学手続)

第 23 条 入学志願者に対しての選抜方法および入学手続に関する事項については、別に定める。

第 8 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金・授業料等の額)

第 24 条 入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の納付)

第 25 条 授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の期日までに納入を怠っている者は、それを納入するまで授業を受講すること並びに附属図書館備えつけの図書の閲覧を禁止することがある。

(納付金の返還)

第 26 条 既納の入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は原則として返還しない。

第 9 章 管理運営組織

(大学協議会)

第 27 条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(研究科教授会)

第 28 条 本大学院医療薬学研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第 10 章 特待生・委託生・科目等履修生、外国人留学生 特別研究生・研究生

(特待生)

第 29 条 本大学院に入学した者で、入学試験並びに学部在学中の成績、人物等を総合的に考慮して優秀と判断された者を特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 30 条 国内の大学・公共団体、またはその他の機関から第 20 条の規定によらないで本大学院の博士課程の修学を委託される者がある時は、正規の学生の修学に支障を来たさない限り選考の上、委託生として入学を許可する。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 31 条 本大学院の特定の科目について、履修を願い出た者がある時は、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 32 条 日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第 33 条 本大学院に特別研究生を受け入れることができる。

2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

第 11 章 通 信 制

(通信制)

第 34 条 本大学院に次の研究科をおく。

(通信制) 社会福祉学研究科

(通信制) 保健医療学研究科

2 通信制に関する規程は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(準用規程)

第 35 条 この大学院学則に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ 〔授業科目及び、単位数〕

本大学院において開設する授業科目及び、単位数は次のとおりとする。

医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程

科目区分	授業科目	年次	必修	選択
医療薬学専攻 科目群	医療倫理学特論	1	2	
	薬学研究方法特論	1	2	
	医療薬学総合演習	4	2	
	(特別研究)	1～4	0	
品質	医療分子機能化学特論	1・2・3		2
	東洋医薬学特論	1・2・3		2
	臨床分析化学特論	1・2・3		2
	応用薬剤学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習Ⅰ	1・2・3	2	
安全性	免疫化学療法学特論	1・2・3		2
	薬品作用学特論Ⅰ	1・2・3		2
	薬品作用学特論Ⅱ	1・2・3		2
	医療公衆衛生薬学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習Ⅱ	2・3	2	
有効性	臨床薬学特論Ⅰ	1・2・3		2
	臨床薬学特論Ⅱ	1・2・3		2
	フィジカルアセスメント特論	1・2・3		2
	感染症治療薬学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習Ⅲ	2・3	2	

別表Ⅱ 〔納付金〕

一 入学検定料 30,000 円

二 入 学 金 150,000 円

三 授業料、その他納付金

研究科名	授業料	合 計
医療薬学研究科	980,000 円	980,000 円

VIII. 各種申請・届出様式

※ここに記載されている各種申請・届出様式は見本です。
必要に応じてコピーしてお使いください。
ホームページからダウンロードもできます。

学生証再交付願

令和 年 月 日

九州医療科学大学学長 殿

学生番号

氏 名

印

〒

住 所

電話番号 () —

下記事由により再交付をお願い致します。

記

[事 由]			
[学生種別]	1. 正科生	2. 科目等履修生	3. 特別研究生
[写真貼付]	のりしろ		
	縦4cm×横3cm 正面上半身、無帽 背景なし		

別添のとおり再交付手数料 (定額小為替)

円分を同封致します。

大学記入欄	受付月日		処理月日		担当者印	
-------	------	--	------	--	------	--

休 学 願

令和 年 月 日

九州医療科学大学学長 殿

(本人)

学生番号

氏 名

印

〒

住 所

電話番号

(

)

—

(第一保証人)

保証人氏名

印

〒

住 所

電話番号

(

)

—

下記事由により休学を願い出ます。

記

[事 由]	
[休学希望日]	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ 休学期間は原則として学年の始めから終わりまでの1年間となります。

※ 引き続き休学が必要な場合は再度「休学願」を提出してください。

※ 疾病等の理由により休学を願い出る場合は医師の診断書を添付してください。

大学記入欄	受付月日		処理月		担当者印	
-------	------	--	-----	--	------	--

復学願

令和 年 月 日

九州医療科学大学学長 殿

（本人）

学生番号

氏 名

印

〒

住 所

電話番号

（

）

—

（第一保証人）

保証人氏名

印

〒

住 所

電話番号

（

）

—

下記休学事由が消滅しましたので復学を願い出ます。

記

[休学事由]	
[復学希望日]	令和 年 月 日 ~

※ 復学は原則として当該学生の入学時期となる年次当初からとなります。

大学記入欄	受付月日		処理月		担当者印	
-------	------	--	-----	--	------	--

退 学 願

令和 年 月 日

九州医療科学大学学長 殿

(本人)

学生番号

氏 名

印

〒

住 所

電話番号

(

)

—

(第一保証人)

保証人氏名

印

〒

住 所

電話番号

(

)

—

下記事由により退学を願い出ます。

記

[事 由]	
[退学希望日]	令和 年 月 日

※ 退学願の受け付け後、原則として退学決定月の末日が退学日となります。

大学記入欄	受付月日		処理月		担当者印	
-------	------	--	-----	--	------	--

個人情報変更届

九州医療科学大学大学院(通信制)

令和 年 月 日

学生番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

氏 名		印
-----	--	---

下記事項に変更が生じたので、次の通り変更を申請いたします。

姓 名	新 姓 名	フリガナ	旧 姓 名	フリガナ
	姓名変更の場合は新姓名の学生証を再交付します。学生証再交付願を添えて届け出てください。			
現住所	〒		—	
	フリガナ 都 道 府 県			
電話番号				
F A X				
携帯電話				
メール				
職 業 勤務先	勤務先 名 称			所 属
	〒		—	
	勤務先 住 所	フリガナ 都 道 府 県		
	電話番号			
保証人 (直筆)	新保証 人氏名	フリガナ 印		続柄
	旧保証 人氏名			続柄
保証人 現住所	〒		—	
	フリガナ 都 道 府 県			
	電話番号			
	その他			

※変更箇所にはのみ必要事項を記入してください。

続柄(関係)は次の例に従ってください。[父・母・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・叔母・知人・その他具体的に記入]

保証人住所は、新保証人を立てる場合、または届け出ている保証人の住所変更がある場合に記入してください。

郵送が基本ですが、電話番号、携帯電話番号のみの変更の場合は、F A Xでも受け付けます。

保証人住所は、新保証人を立てる場合、または届け出ている保証人の住所変更がある場合に記入して下さい。

証 明 書 類 発 行 申 込 書

学生番号													
フリガナ 氏 名	印										生年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日（ 歳）	
現住所 （送付先住所）	〒 住所												電話番号（ ） —
発行証書の 種 類	種 類		手数料		発行枚数		合計金額		備 考				
	1	在 学 証 明 書	300 円		枚		円						
	2	スクーリング受講証明書	300 円		枚		円						
	3	スクーリング受講予定証明書	300 円		枚		円						
	4	成 績 証 明 書	300 円		枚		円						
	5	単 位 修 得 見 込 み 証 明 書	300 円		枚		円						
	6	単 位 修 得 証 明 書	300 円		枚		円						
	7	資 格 取 得 見 込 証 明 書	300 円		枚		円						
	8	資 格 取 得 証 明 書	300 円		枚		円						
	9	修 了 見 込 証 明 書	300 円		枚		円						
	10	修 了 証 明 書	300 円		枚		円						
	11	科 目 等 履 修 生 証 明 書	300 円		枚		円						
	12	特 別 履 修 生 証 明 書	300 円		枚		円						
発行理由													
※大学記入欄	受付月日				処理月日				係				

※ 詳細は「学習のしおり」を参照してください。

レ フ ァ レ ン ス 申 込 書

九 科 大 図

九州医療科学大学附属図書館 殿

受付番号		受 付 日	年 月 日
------	--	-------	-------

※太枠内をご記入ください。

フリガナ		学 生 番 号	
氏 名			
住 所	〒		
T E L		F A X	
E - mail	@		

照会事項 (☐ 所蔵調査 ☐ 所蔵機関調査 ☐ 相談内容等)

回答欄

回答者 :

回答希望方法 ☐ 郵送 ☐ F A X ☐ E - mail

回答希望期限

年 月 日

〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1

九州医療科学大学附属図書館

FAX (0982) 23-5560

レファレンス申込書

吉備国大図

吉備国際大学附属図書館 殿

受付番号		受付日	年 月 日
------	--	-----	-------

※太枠内をご記入ください。

フリガナ		学生番号	
氏 名			
住 所	〒		
T E L		F A X	
E— mail	@		

照会事項 (☐ 所蔵調査 ☐ 所蔵機関調査 ☐ 相談内容等)

回答欄

回答者 :

回答希望方法 ☐ 郵送 ☐ F A X ☐ E— mail

回答希望期限

年 月 日

〒716-8508 岡山県高梁市伊賀町 8

吉備国際大学附属図書館

FAX (0866) 22-6427

「郵送による図書貸出・予約」申込書

九州医療科学大学附属図書館 殿

私は、「郵送による図書貸出・予約」を申し込みますので、お願い致します。

なお、返却期限を厳守し、汚損・紛失した場合は弁償します。

受 付 日	年 月 日	返却期限	年 月 日
-------	-------	------	-------

※太枠内に記入してください。

フリガナ			
氏 名	学生番号		
住 所	〒		
T E L		F A X	
E— mail	@		
申込種別	どちらかに○を付けてください。貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	

貸出冊数は1人5冊までです。

送付先 〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1

貸出期間は、郵送にかかる日数を含めて30日です。

九州医療科学大学附属図書館

貸出予約の場合は、返却後の発送となります。

FAX (0982) 23-5560

通信欄

「郵送による図書貸出・予約」申込書

吉備国際大学附属図書館 殿

私は、「郵送による図書貸出・予約」を申し込みますので、お願い致します。

なお、返却期限を厳守し、汚損・紛失した場合は弁償します。

受 付 日	年 月 日	返却期限	年 月 日
-------	-------	------	-------

※太枠内に記入してください。

フリガナ			
氏 名	学生番号		
住 所	〒		
T E L		F A X	
E-mail	@		
申込種別	どちらかに○を付けてください。 貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。 貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。 貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。 貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	
申込種別	どちらかに○を付けてください。 貸出 ・ 予約		
書 名			
編著者		出版社	

貸出冊数は1人5冊までです。

貸出期間は、郵送にかかる日数を含めて30日です。

貸出予約の場合は、返却後の発送となります。

送付先 〒716-8508 岡山県高梁市伊賀町8

吉備国際大学附属図書館

FAX (0866) 22-6427

通信欄

九州医療科学大学附属図書館 殿

下記の通り資料の複写を申し込みますので、よろしくお願い致します。 ※太枠内をすべて記入してください。

申 込 日	年 月 日	
氏 名		
住 所	〒	
連 絡 先	TEL () — FAX () — E— mail @	
学 生 番 号		

論文名		
著（編・訳）者名		
出版社		
誌名		
発行年		
巻号数	巻	号
頁（ページ）	頁 ～	頁
本館に所蔵していない場合、他館に依頼しますか（海外も含めて） はい ・ いいえ		
典拠（何を見て知りましたか）		

連絡欄			
受付番号		発 送 日	年 月 日

送り先： 〒882-8508
宮崎県延岡市吉野町 1714-1
九州医療科学大学附属図書館
FAX (0982) 23-5560

吉備国際大学附属図書館 殿

下記の通り資料の複写を申し込みますので、よろしくお願い致します。

※太枠内をすべて記入してください。

申 込 日	年 月 日	
氏 名		
住 所	〒	
連 絡 先	TEL () — FAX () — E-mail @	
学 生 番 号		

論文名		
著（編・訳）者名		
出版社		
誌名		
発行年		
巻号数	巻	号
頁（ページ）	頁 ～	頁
本館に所蔵していない場合、他館に依頼しますか（海外も含めて） はい ・ いいえ		
典拠（何を見て知りましたか）		

連絡欄			
受付番号		発 送 日	年 月 日

送り先： 〒716-8508

岡山県高梁市伊賀町 8

吉備国際大学附属図書館

FAX (0866) 22-6427

他大学図書館利用紹介状発行申込書

(通信制大学院学生用)

令和 年 月 日

〒 _____	
自宅住所： _____	
フリガナ	
氏 名： _____	学生番号： _____
T E L： () — _____	F A X： () — _____
E— mail： _____ @ _____	

利用機関名： _____	図書館
利用日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
【利用希望資料が図書の場合】	
書 名： _____	
著者名： _____	
出版地： _____	出版社： _____ 出版年： _____
【利用希望資料が雑誌の場合】	
雑誌名： _____	
巻 号： _____ 巻 _____ 号 _____ 年	
出版社： _____	

注意事項

- 申込の際には、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 図書や雑誌の書名、論文名等は正確に記入してください。
- 紹介状は一日につき1通必要です。長期間の利用を希望の場合は、その旨紹介先の図書館員とご相談ください。または、必要日数分の紹介状を請求してください。
- 所蔵の確認はレファレンス申込書で本館に問い合わせてください。個人で直接大学図書館に問い合わせをしないでください。

駐 車 許 可 願

年 月 日

研究科長 殿

下記理由のため、九州医療科学大学構内での駐車許可証の発行をお願いいたします。

1. スクーリング受講

2. その他（ ）

※該当する番号を○で囲んでください。

学生番号： _____

氏 名： _____

車 種 名： _____

プレート番号： _____

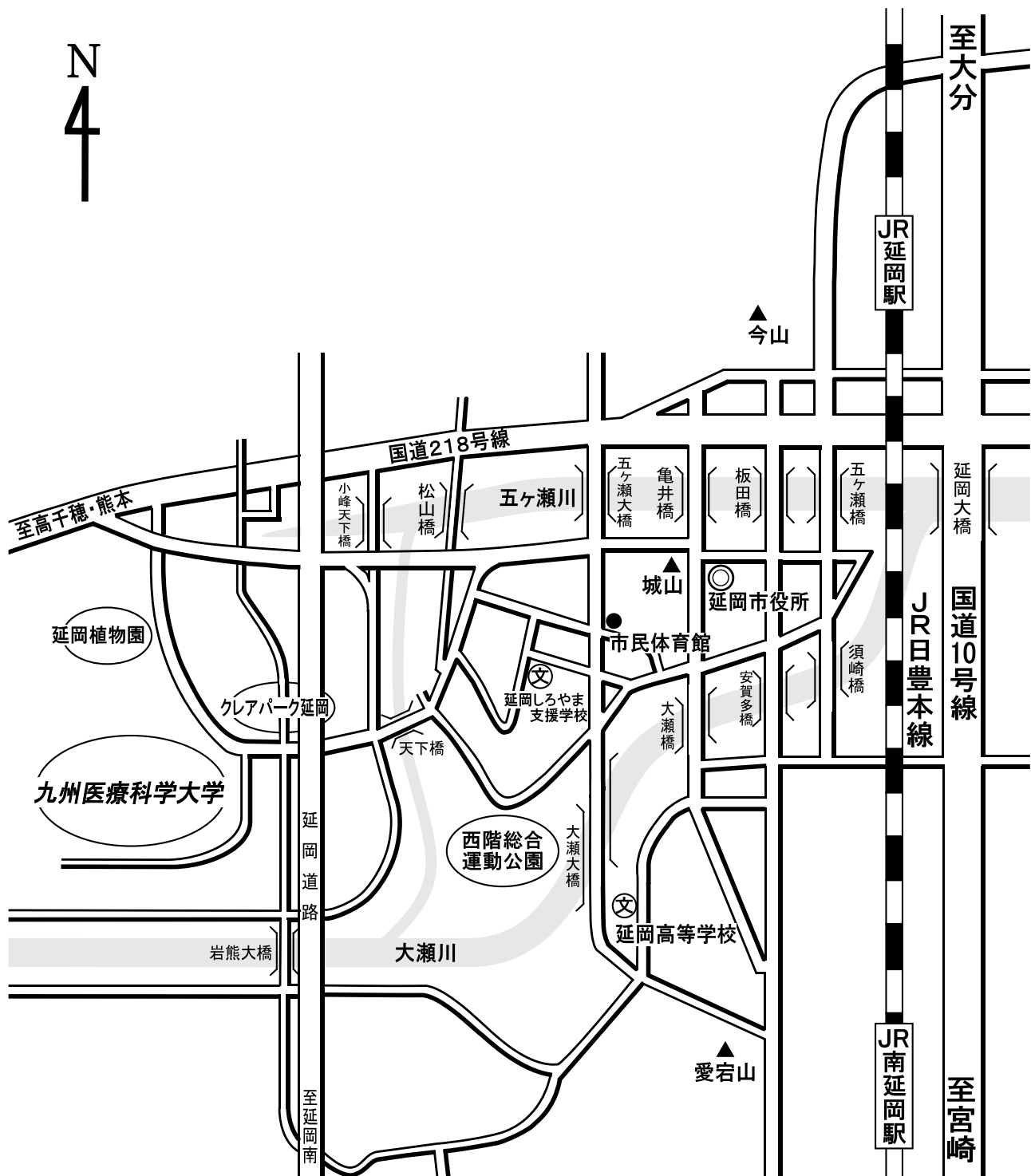
期間： _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

大学記入欄

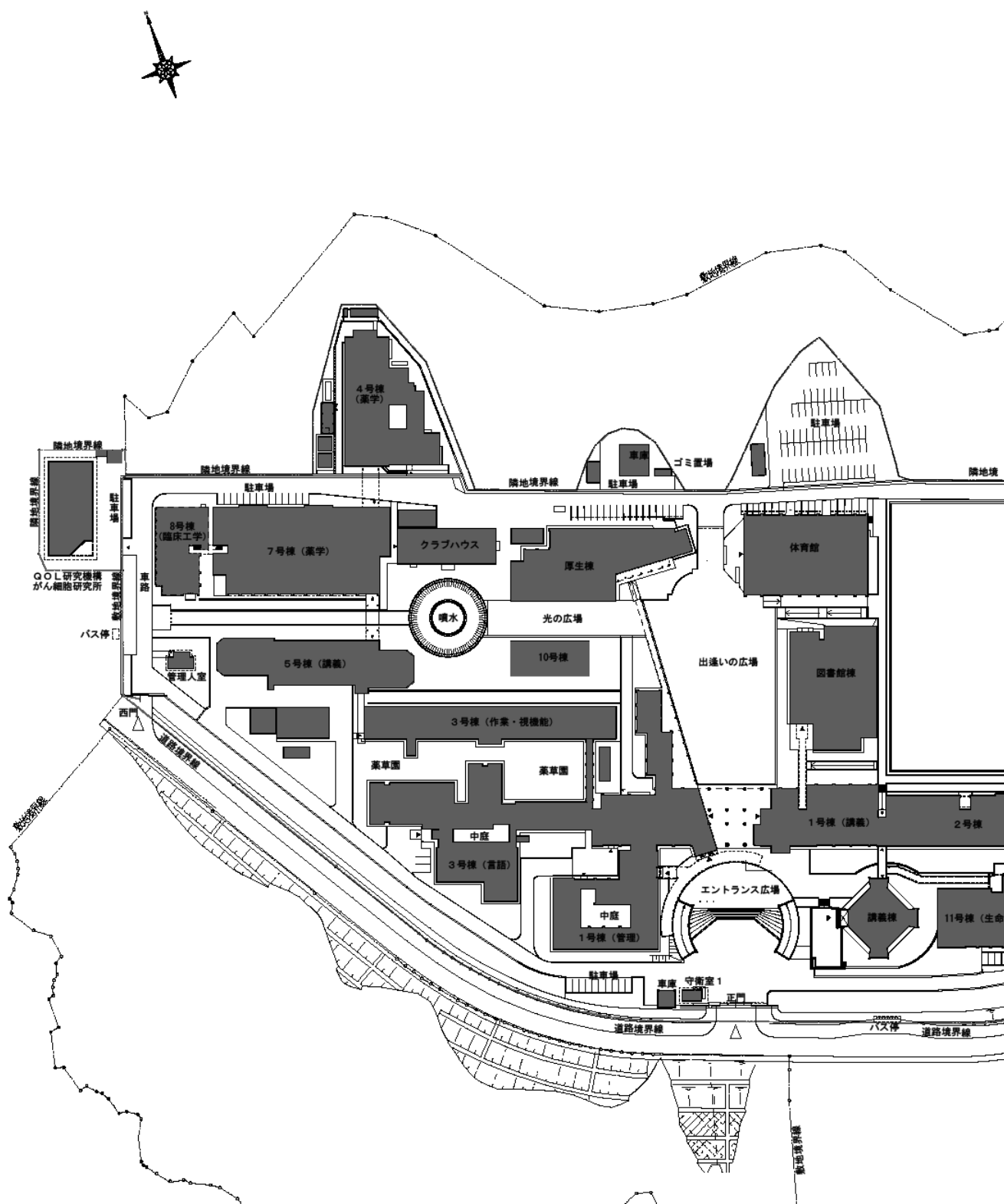
受付日

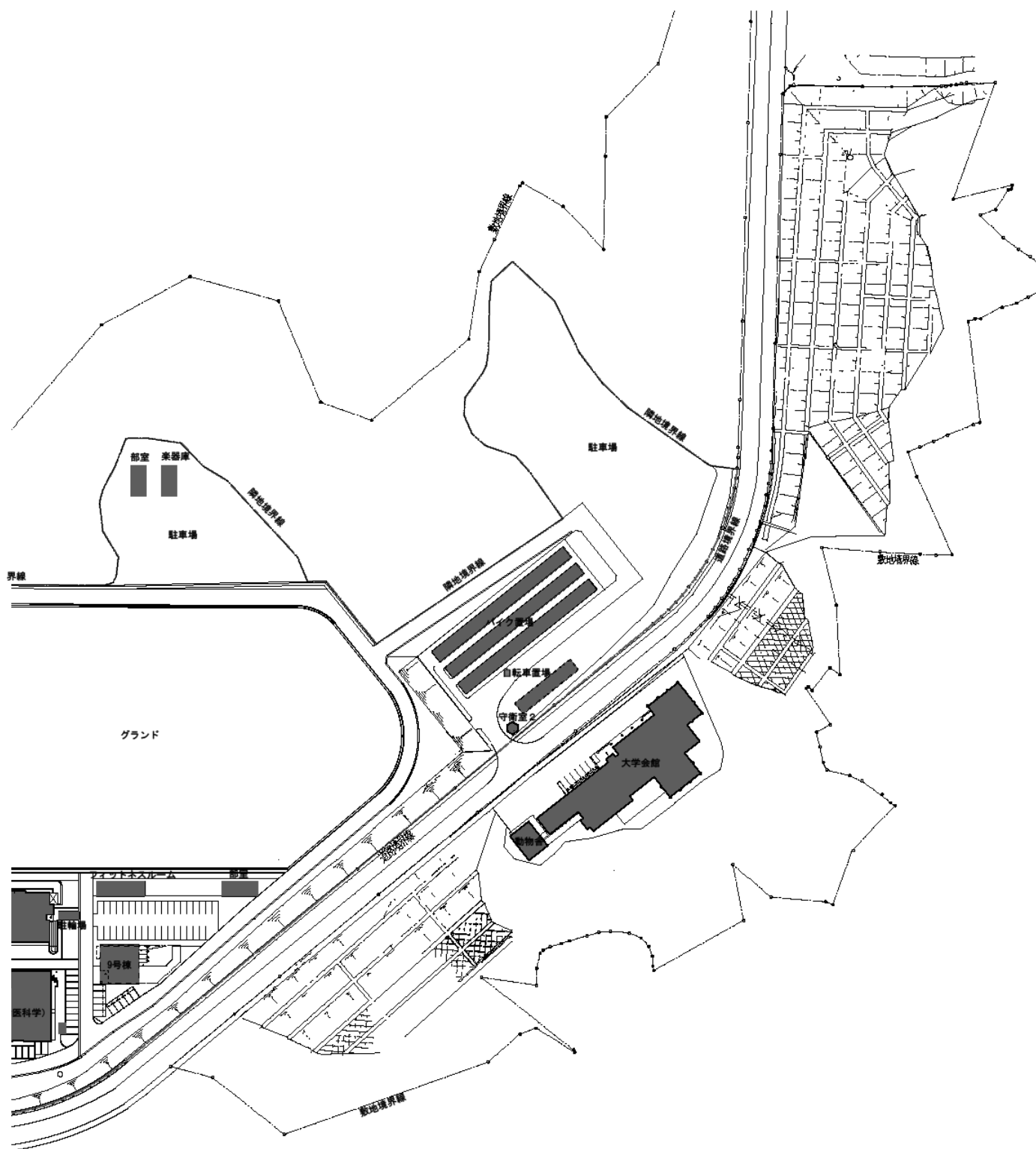
IX. 九州医療科学大学案内図

九州医療科学大学案内図



- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| ●九州医療科学大学 | — JR延岡駅 | 約25分 (7.1km) |
| (路線バス) | — 延岡市役所 | 約20分 (5.6km) |





X. 九州医療科学大学学歌・学園歌

九州医療科学大学学歌

明るく、爽やかに ♩ = 108

加計勉・加計美也子作詞／上田 豊作曲

mf

ごった からい せなへ のるい みひよ ずう が ののの きふく らとろ めこし きろお にでに

わわわ れれれ ららら ちわけ きゅこん ううさ のどん へすた いこん わやれ をかん もそか とださ めちね ちかかす

cresc.

らいの ののき かくぼ ぎにう りのの ちせあ かかす らいの ののき かくぼ ぎにう りのの のとほ びもし ゆたか からら

f

んん ゅゅあ めたい 一か一 となど きあい ぼーや ういし ののを みはみ なぐち もくめ 一ー一 とむざ のちし

mf

こここ 一ー一 ににに つつど えええ りりり ののの おおお かかか ににに わわわ れれれ ららら ががが きゅきゅ ううう

f

しゅう しゅう しゅう わわわ れれれ ららら ががが きゅきゅ ううう しゅう しゅう いりょう いりょう かかか ががが くくく だだだ いいい ががが くくく

九州医療科学大学学歌

作詞 加計 勉
作曲 加計 美也子
上田 豊

- 一．
五ヶ瀬の水の きらめきに
われら地球の 平和を求め
力の限り 伸びゆかん
夢と希望の みなもの
ここに集えり 延岡に
我々が九州医療科学大学
- 二．
連なる日向の ふところで
我ら若人 健やか育ち
世界の国の 友たらん
豊かな愛を 育む地
ここに集えり 延岡に
我々が九州医療科学大学
- 三．
太平洋の 黒潮に
我ら研鑽 鍛錬かさね
明日の希望の 星たらん
愛と癒しの 道目指し
ここに集えり 延岡に
我々が九州医療科学大学

順正学園 学園歌

Allegretto 優雅に ♩=Ca.48

加計 勉 作詞
加計 美也子 作詞 (6番)
上田 豊 作曲

あ さ ぎ り ふ ー か き た か は し の ー

5 ふ ー る き ぶ ん か に つ つ ま れ し ー す な

9 お の こ こ ろ ー お し
す な お の こ こ ろ ー み に き ざ み ー

13 え の み ち ぞ ー
お し え の み ち ぞ ー は げ ま な ん ー あ ー

17 あ あーあ じゅん せ い が く えーん ゆ め お お し ー き つ よ し ー

1.2.3.4. a tempo 5.

- 一、朝霧深き高梁の
古き文化に包まれし
順^{すなお}の心身にきざみ
- 二、流れ変わらぬ旭川
水の純^{きよ}きに洗われる
願の色は胸にひめ
永遠の幸せ育まん
ああ 順正学園 夢多し
- 三、遠くそびゆる高梁の
松山城よ濃緑^{濃緑}よ
平和の伝統受け継ぎて
徳をぞみがき進まん
ああ 順正学園 いや高し
- 四、しのおも貴^{たか}き先達の
学びの園は歴史あり
礼節正しき順正の
若き生命のいきづかん
ああ 順正学園 ゆるぎなし
- 五、歴史ひめたる高千穂の
日向国の山々^{あかり}よ
海出で照らす朝陽受け
気概ぞ胸にいざ立たん
ああ 順正学園 意気強し
- 六、光溢るる淡路島
はるか大和の神の国
愛の心世につなぎ
慈愛の道を歩まん
ああ 順正学園 輝けし